

平成30年第2回

菊陽町議会6月定例会会議録

平成30年6月6日～6月15日

熊本県菊陽町議会

平成30年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 6	水	開会・行政報告・提案理由説明 議案審議（承認第2号～承認第7号）質疑・討論・表決 （報告第1号～報告第3号）質疑
6 / 7	木	一般質問
6 / 8	金	一般質問
6 / 9	土	休会
6 / 10	日	休会
6 / 11	月	休会（議案調査）
6 / 12	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 13	水	休会（議案調査）
6 / 14	木	休会（議案調査）
6 / 15	金	議案審議（議案第37号～議案第44号、諮問第1号）質疑・討論・表決・発議・研修報告・閉会

平成30年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	小林久美子 (P39～)	1. 男女共同参画の推進について	(1)平成24年1月に「男女共同参画都市宣言」を出しているが、町の管理職の女性の登用は少ないのではないかな。もっと積極的に登用できないかな。今後の目標設定も必要ではないかな。
		2. 子育て支援について	(1)子どもの貧困「県の実態調査」の結果について、町の状況はどうだったのかな。 (2)「児童虐待」などが大きな問題になっているが、町の相談件数も増加傾向である。(平成29年11月末・相談件数235件)この間の推移はどうなっているのかな。 (3)現在の支援の状況と、どのような課題があるのかな。 (4)合志市などは、女性・子ども支援課を設置し、対応されている。町でも今後検討が必要ではないかな。
		3. 熊本地震被災者支援について	(1)熊本地震後、まだ多くの方が生活再建の見通しがたたず、その中で病気も抱えておられる。しかし、昨年9月末に「医療費の窓口負担などの免除措置」が終了した。ぜひ多くの被災者が安心して病院にかかれるよう「免除措置の復活」を県に働きかけができないかな。
2	大塚 昇 (P50～)	1. 南校区の課題について	(1)定住促進事業は今後も継続していくのか。 (2)鼻ぐり井手公園と地元産業をどう結びつけ、所期の目的である活性化につながるか。 (3)鼻ぐり井手のさらなる効用、役目を示すうえで中須山での散策が最適であるが、その手段に向けての取り組みはできないかな。
		2. 土地改良区事業について	(1)大切畑ダム復旧の進捗状況はどのようになっているか。 (2)白水台地の布設管取替えについて今後の見通しは。
		3. 消防団の充実について	(1)団員不足は長年の課題である。町としての具体的な対策・考えはあるか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			(2) 消防団と町機動隊との連携が大事であるが、行政のなかで機動隊の位置づけ・目的等はどうなっているのか。
3	西本 友春 (P64～)	1. ピロリ菌検査への助成について	(1) 近隣の市町村との連携はどこまで進んでいるのか。 (2) 町の健康診断の項目にピロリ菌検査を追加することと、検査費用の個人負担の軽減をどのように考えているのか。
		2. 学校給食の補助について	(1) 学校給食を補助している対象世帯と推移はどのようになっているのか。 (2) 学校給食費の全額補助を提案するが町はどのように考えているのか。
		3. 自治体クラウドについて	(1) 菊陽町におけるクラウド導入済みとそれ以外の業務はどのようになっているのか。 (2) 自治体クラウド化に向けた取り組みはどのようになっているのか。 (3) 自治体クラウド導入に向けたロードマップと菊陽町の役割をどのように考えているのか。
		4. 地域おこし協力隊について	(1) 菊陽町にも地域おこし協力隊が、必要と考えるが町はどのように考えているのか。
4	阪本 俊浩 (P81～)	1. 復興まちづくり計画について	(1) (仮称) 防災センター建設の手順を示せ。 (2) 中央公民館・町民体育館の再整備の方向性を示せ。 (3) 地域公民館の耐震診断から改修までの流れを示せ。
		2. 農政について	(1) 町政において農家の位置づけは、どう考えているのか。 (2) 後継者の確保についてどう考えているのか。 (3) 白水地区送水管改修の方法と方向性はどのようになっているのか。
5	甲斐 榮治 (P93～)	1. 町の主な事業の最近の進捗状況について	(1) (仮称) 光の森多目的広場の一部を防災広場として整備する事業について ①整備費に対する 5 億 7 千万円の国庫補助は確定したか。その補助金の名称及び国の担当部署を示せ。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			②残りの事業費 5 億 7 千万円のうちのおよそ 8 割について、交付税が措置されることは確定したか、またその金額は当初の予想通りであるか。 ③防災広場整備事業の内容を示せ。 (2)馬場・入道水の教育集会所建設について、その入札状況及び現在の進捗状況を示せ。 (3)町立保育所の民営化について ①町非正規職員の雇用継続の作業は進んでいるか（雇用と被雇用のミスマッチはないか）。 ②民間への移行について、現在の状況及びこれからの日程を示せ。また民間移管の期日はどうするつもりか。
		2. 町の更なる発展策について	(1)町道菊陽・空港線延伸事業について ①基本設計は進んでいるか。 ②用地の確保等条件整備はできているか。 (2)総合スポーツ施設建設について ①どのようなコンセプトを持っているか。 ②町の公共施設は現在のところ分散しているが、この連携を改善する策を持っているか。 ③この総合スポーツ施設建設を多機能型複合施設の一角に位置づけ、町の核となる良質な空間を実現することを検討してはどうか。

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成30年6月6日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（平成30年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成30年6月6日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第2号から諮問第1号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定）

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））

日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号））

日程第12 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）

日程第13 報告第1号 平成29年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第14 報告第2号 平成29年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

日程第15 報告第3号 平成29年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 大久保 輝 君

3 番 西 本 友 春 君

5 番 佐々木 理美子 君

7 番 吉 本 孝 寿 君

9 番 北 山 正 樹 君

12 番 岩 下 和 高 君

14 番 川 俣 鐵 也 君

17 番 甲 斐 榮 治 君

2 番 阪 本 俊 浩 君

4 番 那 須 眞理子 君

6 番 中 岡 敏 博 君

8 番 吉 山 哲 也 君

11 番 石 原 武 義 君

13 番 大 塚 昇 君

16 番 小 林 久美子 君

18 番 渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

15番 上 田 茂 政 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 山 川 真喜子 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君

健康保険部長 服 部 誠 也 君

土 木 部 長 大 山 陽 祐 君

総 務 課 長 板 楠 健 次 君

総務部次長兼
財 政 課 長 西 本 一 浩 君

人権教育・啓発課長 古 賀 直 之 君

福 祉 課 長 相 馬 仙 助 君

町 民 課 長 渡 辺 博 和 君

介護保険課長 宮 川 照 之 君

商工振興課長 川 上 一 弘 君

都市計画課長 井 芹 渡 君

環境生活課長 丸 山 直 樹 君

学 務 課 長 矢 野 信 哉 君

図 書 館 長 川 端 慎 一 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 部 長 安 武 卓 明 君

福祉生活部長 阪 本 章 三 君

経 済 部 長 士 野 公 典 君

会計管理者兼
会 計 課 長 市 原 憲 吾 君

総合政策課長 中 島 秀 樹 君

総務部次長兼
税 務 課 長 酒 井 章 彦 君

東部町民センター所長 西 本 俊 子 君

子育て支援課長 内 藤 優 誠 君

健康・保険課長 東 桂一郎 君

農 政 課 長 山 川 和 徳 君

土木部次長兼
建 設 課 長 小 野 秀 幸 君

下水道課長 矢 野 和 幸 君

総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君

生涯学習課長兼
中央公民館長 梅 原 浩 司 君

農業委員会事務局長 鍋 島 二 郎 君

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成30年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番北山正樹君、11番石原武義君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査2月、3月、4月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、全国町村議会議長・副議長研修が5月28日、東京国際フォーラムで開催されました。翌29日は、県関係国会議員への要望書を提出いたしました。全国町村議会議長・副議長研修等の内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました要望書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申入れがあります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成30年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、最近の状況などについて行政報告をいたします。

最初は、熊本地震の復旧・復興対策についてであります。

一昨年の熊本地震からはや2年と2か月が経過しようとしています。町では、地震からの復旧・復興に努めるとともに、継続して、被災された皆様への支援を行ってるところでございます。

まず、震災関連の新たな被災者支援事業についてであります。

本年2月21日から、新たに4つのすまいの再建支援事業の申請受付を始めました。町事業の転居費用助成事業は、仮設住宅などから自宅等への転居をする際の転居費用として一律10万円を助成するもので、5月末で76件受け付けております。また、民間賃貸住宅入居費用助成事業は、入居する際に必要な初期費用を一律に20万円助成するものですが、申請は現時点ではございません。県事業では、リバースモーゲージ利子助成事業は申請はまだあっておりませんが、自宅再建利子助成事業は5月末で19件受け付けています。

以上4つの支援策により、仮住まいから被災者の意向に沿った恒久的な住まいが再建、確保できるようサポートしてまいります。

なお、これまで行ってきました被災者支援事業についても、継続して支払い事務を進めてまいります。

次に、仮設住宅についてであります。

応急仮設住宅の光の森仮設団地の入居者は5月末現在で9世帯24人、みなし仮設住宅の入居者は4月末現在で71世帯189人で、入居の期間は入居時から2年間となっています。今年の4月以降、2年が経過する世帯が出てきており、社協の地域支え合いセンターと連携しながら、供与期間の1年間延長の有無の手続を進めているところです。

次に、損壊家屋の解体、撤去についてであります。

半壊以上の罹災家屋等を対象とした公費による解体は、自主解体95棟を含む全棟数433棟について、3月23日をもって全て完了いたしました。

次に、共同墓地復旧支援事業についてであります。

熊本県では、集落共有の墓地について、通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費の一部を支援するための共同墓地復旧支援事業を実施しております。本町では、平成29年度において13地区14件の申請があり、うち12件に補助金の交付を終えました。この事業は平成30年度も実施していますので、今後も事業の周知に努め、進めてまいります。

次に、農業関係の支援についてであります。

被災された農業者の支援として、被災農業者向け経営体育成支援事業に取り組んでおります。現在までに延べ113経営体232物件の申請があり、申請件数の全部の5億2,852万円の補助金を交付決定しております。平成29年度末までに98経営体209棟の物件が完了し、本年度に入

り、既に4経営体5物件が完了しております。また、残りの11経営体17物件につきましても、現在、計画が進められております。

次に、復興まちづくり計画についてであります。

熊本地震復旧・復興計画に基づき、緊急性の高い事業を具体化させた菊陽町復興まちづくり計画を昨年12月に策定しました。今年度は、本計画に位置づけられた（仮称）光の森多目的広場において、国の補助事業を活用しながら、耐震性貯水槽、備蓄倉庫の設置など、防災機能を整備するための実施設計に取り組むこととしております。また、役場周辺に予定している（仮称）防災センターについても、今年度に基本設計に取り組む予定です。

次に、創価学会熊本平和会館を一時避難所として利用する協定の締結についてであります。

本町と創価学会熊本県事務局は、本年3月29日、大規模災害時に創価学会熊本平和会館を一時避難所として利用する協定を締結しました。熊本会館は、熊本地震発災後、避難所として開設していただき、多くの避難者を受け入れていただきました。この経験を生かし、今回の協定に至ったものであります。協定の主な内容は、大規模な被害をもたらした災害が発生した場合に、地域住民が一時的に避難し、安全を確保するため、当該施設の一部を地域住民が一時的に避難し、利用できるようにするという協定であります。この協定により、大規模災害時には地域の皆さんが一時避難所として、より身近な場所で安全を確保することができるものと思っております。

次に、菊陽町地域防災計画の見直しについてであります。

平成28年熊本地震を踏まえ、被害を最小化し、迅速な回復を図る減災の考え方を中心に、地域防災計画の全般的な見直し作業を進め、去る5月23日に開催しました町の防災会議に諮り、新たな菊陽町地域防災計画が決定したところでございます。今後も、地域の皆さんと連携し、地域防災力の強化を進めてまいりたいと思っております。

以上、震災関係について報告しましたが、今後も復旧・復興計画に位置づけた事業を着実に実施し、災害に強い「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現に取り組んでまいります。

次は、2015年度の市町村所得推計についてであります。

市町村所得は、個人の収入を示すものではありませんが、雇用者の賃金、報酬や預貯金利子などの財産所得、企業の所得などの合計で、市町村経済の水準を示す指標であります。本町における2015年度、平成27年度の1人当たりの市町村所得は、熊本県内第1位の290万6,000円であります。前年度からの増加率は8.4%で、製造業や建設業などが伸びたことにより増加したものであります。

次に、警察力の強化、光の森交番の設置についてであります。

大津警察署の光の森交番が4月1日に開所し、5月10日には落成式がとり行われました。これまで交番の設置要望に御尽力いただきました議会をはじめ各種団体、町民の皆さんに心から感謝申し上げます。この交番の設置を機に、犯罪が減少し、治安の向上が図られることを期待

するものであります。

次に、公立保育所民営化についてであります。

子どもたちが多様な保育を受けることができる機会を増やし、保育を含めた多様な子育て支援全般を充実させることを目的として、公立保育所の民営化を進めております。民営化の対象は、白菊園、白鈴園、さくら園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園の5園です。今般、移管先事業者の公募を行った結果、12の事業者からの応募があり、外部有識者等から成る選考委員会での審査結果を踏まえ、各園における移管先事業者を決定しました。今後、それぞれの園の保護者、移管先の事業者、町で構成する3者協議会を設置し、地域の方の意見も伺いながら、移管に向けての具体的な協議や調整を行っていくこととしております。

次に、放課後児童クラブについてであります。

児童数の増加による学童保育の不足に対応するため、中部小学校と西小学校にそれぞれ2保育室を増設し、4月から新たな学童クラブを開所しました。

なお、放課後児童クラブの運営を委託しました学童クラブきくようは、本年2月5日付でNPO法人子育てサポート学童クラブきくようとして法人化されましたので、今年度は、このNPO法人子育てサポート学童クラブきくように放課後児童クラブの運営を委託したところであります。

次に、総合交流ターミナル施設「さんふれあ」についてであります。

9月末の完成を目指し、現在、大規模改修工事を進めております。このため、温泉部門、食事部門は休業となっております。

なお、農産物直売所は継続して営業しておりますので、引き続き御利用していただきたいと思います。

町民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、秋にはリニューアルオープンを予定しておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、地方創生についてであります。

現在、国の交付金を活用して、きくよう健康ビジネス起業化プロジェクトに取り組んでいます。事業の柱は3本あります。

1つ目は、「さんふれあ」の改修関係で、「さんふれあ」のリニューアルに合わせて健康増進ジムを新設する予定です。

2つ目は、きくよう健康倶楽部で、歩く、健康機器で計測する、健康メニューを食べるなどの健康づくりの取組によるポイントをためる仕組みで、今年の1月から募集し、5月末現在で871名の方が参加していただいております。ぜひ、多くの皆様に御参加いただき、健康づくりに努めていただきたいと思います。

3つ目は、きくよう健康メニューで、健康機器メーカーのタニタによる監修メニューを提供する飲食店が、現在、町内に5店舗あります。それぞれの店舗の特色を生かした、カロリー控えめでおいしいメニューを提供しております。店舗は、広報きくよう4月号に掲載しております。

すので、ぜひ御利用していただきたいと思います。

次に、菊陽町農業委員会の委員についてであります。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、これまでの選挙による委員の選出が廃止され、町長が議会の同意を得て任命することになりました。3月議会において議会の同意を得ていた9名の方を、5月7日付で農業委員会委員に任命しました。

また、同法の改正は、新たに農地利用最適化推進委員の新設も規定されております。同日、農業委員会から別の9名の方に農地利用最適化推進委員を委嘱されましたので、御報告をいたします。

次に、現在、菊池環境保全組合で取り組んでおります新環境工場等の建設について申し上げます。

合志市東部に建設を進めております新環境工場等は、平成29年度までに敷地の造成工事、焼却施設建設工事の契約を終え、本年度より本格的な工事に着手しております。今後、最終処分場等の工事も発注し、平成33年4月から施設の稼働を行う計画であります。

なお、この新環境工場等の管理運営に伴う周辺自治会と組合による環境保全協定を、平成30年5月1日付で締結をしております。

次に、小・中学校の施設整備についてであります。

菊陽西小学校では、児童数が増加し、それに対応する給食を提供するよう、本年8月までの予定で給食室の増築、改修工事を実施しております。

なお、工事期間中は給食の調理ができないため、民間業者に委託してのデリバリー給食にて給食の提供を行っています。

また、菊陽北小学校では、平成29年度から3か年計画で老朽化に伴う校舎の大規模改造工事を行っており、本年度は2期目の工事を実施します。

なお、本年度は、武蔵ヶ丘中学校の校舎の床改修工事とグラウンド拡張整備も行う予定です。

次に、町の文化財についてであります。

菊陽町無形文化財として平成21年2月に指定しましたお法使祭が、本年3月27日に熊本県重要無形文化財として指定されました。町指定文化財が県指定文化財となることにより、文化財としての価値を高めるとともに、さらなる地域の活性化につなげていきたいと考えております。

また、馬場楠井手の鼻ぐりにつきましても、現在、本年度中の県指定文化財に向け、熊本県と協議を行い、指定に向けた準備をしているところであります。

さらに、馬場楠井手の鼻ぐりを含む白川流域のかんがい用水路群が、歴史的価値のある農業用水利施設を登録する世界かんがい施設遺産の国内審査を通過し、国際かんがい排水委員会本部へ申請されることに決定されました。引き続き、関係団体等と連携し、登録されるよう努めてまいります。

最後に、町の体育施設についてであります。

菊陽町民体育館が熊本地震で被災し、使用できない状況となっており、町民の皆様に変御迷惑をおかけしておりますが、9月からの利用開始に向け、現在、復旧工事に取り組んでおります。

また、町民の皆様が待ち望んでおられる総合体育館については、本年度から建設に向けて本格的に取り組を進めてまいります。

以上、町の近況などを報告いたしました。より安全で、より安心を実感できる生活都市きくよう創造的復興の実現に向けて、今後も町民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えております。議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出承認第2号から諮問第1号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出承認第2号から諮問第1号までの18件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成30年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は18件ございます。内訳は、承認6件、議案8件、報告3件、諮問1件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第2号から承認第7号までは、3月議会後に、急を要する案件について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第2号は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が改正されたことに伴い、引用条文の整理を行う改正であります。

承認第3号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う税条例等の一部改正で、主な改正点は、個人町民税の非課税措置の所得要件の引き上げや、加熱式たばこの課税方式の見直しと、たばこ税の税率改正などであります。

承認第4号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う国民健康保険税条例の一部改正で、主な改正点は、課税限度額及び保険税の減額の基準についての改正であります。

承認第5号は、平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についての専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から7億8,599万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を174億4,829万9,000円と定めました。歳入では、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などが確定しましたので調製し、歳出では必要のあるもののみ増減しました。

歳入の主なものは、町税を1億2,495万8,000円、地方交付税を1億4,309万8,000円増額し、国庫支出金を3億9,404万円、県支出金を1億5,108万8,000円、繰入金を3億6,179万円、町債を3億6,270万円減額しております。

歳出の主なものは、総務費を1億4,693万円増額し、民生費を1億536万8,000円、衛生費を4億5,876万3,000円、農林水産業費を1億5,989万1,000円、教育費を9,358万円、災害復旧費を1億1,656万9,000円減額しております。

承認第6号は、平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億1,018万7,000円と定めました。歳入では、保険料を183万1,000円、国庫支出金を16万9,000円、それぞれ減額し、歳出は、地域支援事業費を200万円減額しております。

承認第7号は、損害賠償の額の決定についての専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、町道に係る損害賠償請求事件に関しまして、損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案であります。

議案第37号は、菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、児童福祉法第34条8の2第1項の規定に基づき、本条例を定めていますが、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、教諭となる資格を有する方の教員免許更新制との関係についての明文化と、放課後児童支援員の資格要件の拡大の規定を改正するものであります。

議案第38号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、第1号保険者の介護保険料判定に使用する合計所得金額等から控除できる特別控除額を規定する介護保険法施行令の根拠条項の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第39号は、菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、介護保険法施行規則の一部が改正され、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーの資格更新制度が導入されたことに伴い、関係条文を改正するものであります。

議案第40号は、菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、古閑原団地の建て替えに伴い、構造等の変化が生じたので、条例の改正を行うものであります。

議案第41号は、菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、原水駅周辺整備工事の完了に伴い、駐輪場が拡大したため、条例の改正を行うものであります。

議案第42号は、平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

新年度に入ってから2か月余りしか経過しておりませんが、民生費、農林水産業費、消防費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4,233万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億2,444万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、県支出金を1,941万5,000円、繰入金金を2,014万6,000円、それぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、民生費を1,538万9,000円、農林水産業費を903万7,000円、消防費を667万円、それぞれ増額するものであります。

議案第43号は、平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に271万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,366万6,000円に定めるものであります。歳入では繰入金を271万7,000円増額し、歳出では総務費を271万7,000円増額するものであります。

議案第44号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました八久保地区の開発に係る道路2路線を、新たに町道として認定するものであります。

次は、報告であります。

報告第1号は、平成29年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した平成29年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。繰り越しますのは28事業で、総額は21億7,238万8,000円になります。

報告第2号は、平成29年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により繰り越した平成29年度菊陽町一般会計予算の事故繰越について、同法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書として報告するものであります。繰り越します事業は、総額で5,489万6,000円になります。

報告第3号は、平成29年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

内容は、第二土地区画整理事業関連の汚水処理及び雨水処理に係る工事が工程調整により年度内に完了できなかったこと、また花立地区等の雨水処理に係る工事において、既存埋設物移設工事等の交通規制協議に期間を要し、工事着手が遅れ、年度内の竣工が困難となったことなどから、当該工事費等について繰越しを行ったものであります。繰越額は9,018万9,000円で、財源としましては、交付金5,377万7,000円、地方債2,520万円、損益勘定留保資金1,121万2,000円であります。

最後に、諮問であります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

人権擁護委員のうち2名の方が、平成30年9月30日をもって任期満了となります。このため、菊陽町杉並台2丁目10番18号にお住まいの堀川妙子様を再任の候補者として、また菊陽町杉並台2丁目5番11号にお住まいの松本東亞様を新たな候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、追加議案として、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてと、監査委員の選任についての2件を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明は終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第2号は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を

しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が改正されました。これにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されましたので、本条例の条文の整理をするものです。

それでは、4枚目の参考資料を御覧ください。本条例新旧対照表右側の改正後（案）の第15条第1項第2号中、「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものであります。これは、認定こども園法において条文の整理が行われ、第3条中、第9項が11項に繰り下がったことによるものです。

最後に、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○総務部次長兼税務課長（酒井章彦君） おはようございます。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第3号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会

に報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が去る 3 月 31 日に公布されました。これに伴い、菊陽町税条例等の一部を改正するものです。主な改正点は、個人町民税の非課税措置の所得要件の引き上げや、たばこ税の税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直しなどであります。

内容につきましては、2 枚めくっていただきますと改正条文がございます。さらに 19 枚めくっていただきますと、すいません、参考資料の方で説明させていただきますので。いただきますと、参考資料の新旧対照表がございます。改正の内容が分かりやすいよう、新旧対照表で説明させていただきます。

改正には、関係法令等の条項の追加等に伴う改正などが多くありますので、主なものについて説明いたします。

新旧対照表の 1 ページをお願いします。中段より下の第 24 条第 1 項は、個人の町民税の非課税措置の所得要件を 125 万円から 135 万円に引き上げ、第 2 項は、均等割非課税限度額を 10 万円引き上げ、次のページの第 34 条の 2、第 34 条の 6 は、所得控除、調整控除に所得要件を創設するものです。施行日は、平成 33 年 1 月 1 日です。

次に、10 ページをお願いします。第 92 条は、製造たばこの区分を、またその次のページ、11 ページの 93 条の 2 は、製造たばことみなす場合を新たに創設するものです。施行日は、平成 30 年 10 月 1 日です。

第 94 条は、現在、地方税法上のパイプたばこに分類され、製品重量 1 グラムを紙巻きたばこ 1 本に換算して課税されている加熱式たばこの紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法とするもので、24 ページの第 2 条による改正、その次のページ、25 ページの第 3 条による改定、26 ページの第 4 条による改正、またその下のページの 27 ページの第 5 条による改正によりまして、平成 30 年 10 月 1 日から平成 34 年 10 月 1 日まで、5 年間かけて段階的に移行するものです。

すいません、また 13 ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。下から 3 行目、第 95 条は、たばこ税の税率改正で、25 ページをお願いします。25 ページの第 3 条による改正、また次のページの 26 ページの第 4 条による改正により、平成 30 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日、平成 33 年 10 月 1 日の 3 段階で引き上げるものです。

またすいません、15 ページをお願いいたします。下から 3 行目、附則第 5 条は、個人の町民税の所得割非課税限度額を 10 万円引き上げるもので、施行日は平成 33 年 1 月 1 日です。

20 ページをお願いします。ほぼ中段にあります附則第 11 条から 13 条は、固定資産税の特例としての土地の負担調整措置を 3 年延長するものです。平成 30 年度以降の年度分について適用します。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○総務部次長兼税務課長（酒井章彦君） それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第4号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものであります。

このたび国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成30年4月1日から施行されるに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。主な改正点は、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準についての改正であります。

内容につきましては、2枚めくっていただきますと改正条文がございます。さらに2枚めくっていただきますと、参考資料の新旧対照表がございます。こちらの新旧対照表で説明させていただきます。

1ページをお願いします。第2条第1項は、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険については平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村では都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付するため、保険税を賦課、徴収することとなったことによる改正です。

次のページをお願いします。第2項は、基礎課税額の課税限度額を、54万円を58万円に引き上げるものであります。

3 ページの中段より下、第23条は、国民健康保険税の減額の基準の改正で、所得の少ない世帯に対して、軽減所得の基準を引き上げることにより軽減の対象を広げるものです。

4 ページ、第 2 号の 5 割軽減では、被保険者 1 人にかかる金額27万円を27万5,000円に、第 3 号の 2 割軽減では49万円を50万円に引き上げるものです。

一番最初から 4 ページ目をお願いいたします。附則でございます。この条例は平成30年 4 月 1 日から施行し、30年度以降の年度分に適用し、平成29年度分までについてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第4号なんですけど、すいません、今、説明いただいたんですけど、減額の分についてもう一度お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 税務課長。

○総務部次長兼税務課長（酒井章彦君） 減額につきましては、現在の5割軽減の基準につきましては27万円を27万5,000円に、5,000円の引き上げになります。2割軽減の方については49万円を50万円に、1万円引き上げるものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第4号なんですけれども、減額の方は1万円引き上げということで、減額されてる方にとってはいいことだと思いますが、反対の理由なんですけれども、国保税の基準課税額の上限の金額が54万円から58万円に変更になるということは増税になりますので、その点から賛成できないということで討論いたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） おはようございます。

承認第5号の専決処分の承認を求めることについては、平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。3月の定例会以降に確定しました地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などの歳入及び緊急を要する歳出などについて調製し、3月30日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は、御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から7億8,599万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を174億4,829万9,000円と定めました。

第2条では、繰越明許費の追加及び変更を第2表で、第3条では、債務負担行為の変更を第3表で、4条では、地方債の変更を第4表で、それぞれ定めています。

2ページをお開きください。2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正です。1の追加は、7件の事業について繰越額の限度額を定めるものです。次に、2の変更で、1件の事業について繰越額の限度額を変更するものです。

8ページをお開きください。第3表の債務負担行為補正です。1の変更で、1件の事業について限度額を変更するものです。

下の9ページを御覧ください。第4表の地方債補正です。1の変更で、11件の事業について限度額を変更するものです。地方債の補正額は、合計で3億6,270万円減額となり、総額を22億8,170万円といたしました。

11ページからは補正予算に関する説明書になります。

14ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明します。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人は5,560万円増額、下の15ページを御覧いただき、

項の４町たばこ税、目の１町たばこ税は、6,300万円増額しています。内訳は、説明欄に記載のとおりであります。

款の２地方譲与税から19ページの款の12地方交付税までの各交付金等は、確定額に合わせて増減しています。

このうち、19ページをお開きください。款の12地方交付税は、特別交付税を１億4,309万8,000円増額しました。これにより、特別交付税と普通交付税を合わせた地方交付税の総額は4億6,630万7,000円となりました。

20ページをお開きください。款の16国庫支出金は、22ページにかけて項の１国庫負担金、項の２国庫補助金、項の３国庫委託金を、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業において増減しています。

このうち、21ページをお開きください。項の２国庫補助金、目の４農林水産業費国庫補助金、説明欄の６次産業化ネットワーク活動整備事業費補助金は、申請がなかったため7,996万5,000円、担い手確保・経営強化支援事業補助金は、申請者の平均農家ポイント不足による不採択のため7,207万5,000円をそれぞれ減額し、目の９災害復旧費国庫補助金、説明欄の衛生災害復旧費補助金は、災害ごみ処理、損壊家屋撤去事業額が確定したため２億319万1,000円を減額しています。

22ページをお開きください。款の17県支出金も、23ページにかけて項の１県負担金、項の２県補助金、項の３県委託金を、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業において増減しています。

このうち、下の23ページを御覧ください。項の２県補助金、目の９災害復旧費県補助金は、節区分の１農林水産業災害復旧費補助金、説明欄の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金で8,807万3,000円、節区分の３平成28年熊本地震復興基金交付金、説明欄の平成28年熊本地震復興基金交付金で6,116万9,000円をそれぞれ減額しています。

24ページをお開きください。款の18財産収入、項の２財産売払収入、目の１不動産売払収入は、説明欄の土地売払金で東京エレクトロン用地拡張に伴う土地売払金2,418万円、第二地区保留地処分金で6,074万8,000円をそれぞれ増額しています。

次に、款の20繰入金、項の２基金繰入金は、目の１財政調整基金繰入金から目の10スポーツ・文化振興基金繰入金までをそれぞれ減額し、補正額の計としては３億6,179万円の減額で、基金繰入金の合計は５億5,923万1,000円としています。

下の25ページを御覧ください。款の22諸収入、項の５雑入、目の４雑入、節区分の２臨時診療所診療収入は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がありませんでしたので、4,277万円全額を減額しています。

26ページをお開きください。款の23町債は、下の27ページにかけて説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で減額しています。

このうち、27ページを御覧ください。項の10災害復旧債、目の１災害復旧債は、２億

5,990万円を減額しています。

28ページをお開きください。ここからは3の歳出になります。歳出は、補正額が0の箇所が多々ございますが、これは財源の入替えのみを行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、増減額の大きいものを中心に説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費は、公共施設整備基金に1億5,000万円を積み立てるものであります。

30ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の転居費用助成金（復興基金）は実績により2,490万円、民間賃貸住宅入居支援助成金（復興基金）は申請がなかったため2,400万円全額をそれぞれ減額しています。

32ページをお開きください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の5臨時診療所費は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がありませんでしたので、4,277万円全額を減額しています。

下の33ページを御覧ください。款の4衛生費、項の2清掃費、目の2塵芥処理費、節区分の13委託料で、説明欄の災害ごみ処理委託料2億245万8,000円、損壊家屋解体撤去業務委託料2億1,020万7,000円をそれぞれ減額しています。

34ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の担い手確保・経営強化支援事業補助金7,207万5,000円、6次産業化ネットワーク活動整備事業補助金7,996万5,000円をそれぞれ減額しています。

少し飛びますが、40ページをお開きください。款の10教育費、項の2小学校費、目の5学校建設費は、説明欄の各小学校改修工事で菊陽北小学校大規模改造工事費4,806万2,000円、各小学校増築工事で武蔵ヶ丘北小学校増築工事費3,747万8,000円をそれぞれ減額しています。

43ページをお開きください。款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、説明欄の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金1億1,363万2,000円を減額しています。

最後に、45ページをお開きください。款の14予備費は、歳入歳出予算調整のため458万1,000円増額し、予備費の計を5,591万6,000円としました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第5号ですけれども、今、説明をいただきましたが、ページ34ペ

ージの農業振興費の中で担い手確保・経営強化支援事業と6次産業化ネットワーク活動整備事業補助金、合わせますと大体1億5,000万円ぐらいだと思いますが、減額しなければならなかった理由をお願いします。

それから、ページ19ページの地方交付税なんですけれども、地方交付税はこれで確定なのかどうかというのをお願いします。

それから、ページの14ページ、町税の中に法人税が5,560万円補正になっていますけれども、これはどういう理由だったのかという、業績がアップとかいろいろあるかと思いますが、それについてお願いします。

それから、ページ7ページ、繰越明許費の補正で第2表の2の変更のところなんですけど、教育費の中で教育集会所の建設事業が補正後がかなり増額になっていますが、その増額の状況についてお願いします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） おはようございます。

お答えします。

まず、補助金の担い手確保・経営強化支援事業につきましてですけれども、これ3月補正で予算をお願いしたところでございます。この事業につきましては国庫事業でございます。国庫事業が、国の補正予算によりまして事業の募集がございまして、7経営体26事業で事業の要望がっております。事業の本質としましては、予算措置がなされてなければ事業決定ができないということで3月補正でお願いしたところでございます。

ただ、この事業につきましては各経営体において対応ができるということで、非常に人気が高うございます。ポイント制で整理されておりますけれども、当初、町のポイント、7経営体の合計ポイントでございまして、いろいろございます。経営面積の拡大、あるいは雇用数、あるいは法人化等の流れでポイントが上がっていくわけですが、この際、本町におきましては11.4ポイントで申請を上げております。結果として、採択が12ポイント以上ということでございましたものですから、全部不採択というふうになっております。ただ、平成28年度におきましては10.5ポイントが採択ラインだったということでございます。

それともう一つ。もう一つの6次産業化ネットワークの事業につきましては、当初予算で7,900万円計上させていただいております。これは、御承知かと思いますが、玄米研究所さんですね。これが6次産業でグルテンフリーのパンあるいはパスタの工場建設したいということで、平成28年来から話があつたというふうに聞いております。この部分につきまして、事業がペンディングといいますか、また練り直しというふうな形になって申請がされなかったということでお聞きしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 2番目の質問でございますけれども、ページ19ページの地方交付税についてはこれで確定かということでございますけれども、これについて、確定額でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 税務課長。

○総務部次長兼税務課長（酒井章彦君） ページ14ページの法人税についてですけれども、増えた理由につきましては、全部ではありませんけれども、法人の全事業年度であった分の予定納税分も含まれておりますので、全て好調だったかということについては、そう申し上げるのは難しいかと思います。はっきりは、はい。申告納税という形になりますので、すいません。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） ページ7ページの繰越明許費補正予算について御説明いたします。

2の変更の欄で、教育集会所建設事業が改正前は8,805万2,000円ございました。これは3月の繰越明許費で承認をいただきまして、今回、9,561万2,000円に増額ということで補正をさせていただいております。差額の756万円につきましては、2つの集会所の建物の設計費でございます。この金額が756万円で、理由としましては、設計の方も平成29年度内に終了する予定でございましたが、敷地の境界確定作業等に手間をとりまして、設計業務の方も3月末に完了ができないということで、今回、専決において繰越明許をさせていただくというような状況になっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。ちょっと分からなかったんですけど、担い手の農業の分は、結局、平成30年度の事業に移ったというふうに理解しとけばよろしいんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

30年度には移行しておりません。これはこれで、補正予算で、通常行いますとこで支援事業ということであるんですけども、これは緊急的な部分で突発に出てきた担い手確保・経営強化支援事業ということで、ちょっと変わった事業でございますので、この事業はこの事業で終わりということになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時11分

再開 午前11時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号））**

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） それでは、承認第6号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

承認第6号、平成29年度菊陽町介護保険会計補正予算（第3号）については、本年3月30日をもって確定しました収入等の内容で調製を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、2枚めくって予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億1,018万7,000円としました。

続いて、8ページをお開きください。歳入について説明いたします。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料を183万1,000円減額、款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1調整交付金を16万9,000円減額しております。

次に、下の9ページを御覧ください。歳出について説明いたします。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費、目の1介護予防・生活支援サービス事業費を200万円減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 承認第7号、専決処分した事件について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、早急に損害賠償額を決定し、相手方と示談を進めなければならず、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容については、別紙、専決処分書により御説明いたします。

2枚目を御覧ください。専決第7号。専決処分書。専決処分日は、平成30年4月23日。1、事故発生日時、平成30年3月22日木曜、午後7時30分ごろ。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要であります。熊本県家畜市場北側の町道空港戸次線において普通自動車で行行中、道路上にあった陥没箇所を通過した際に、その衝撃により左前輪のタイヤ及びホイールを損傷したものであります。損害賠償の額、4万9,248円。この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申し立てはしないということが和解の内容でございます。

なお、損害賠償については、道路状況、全国の過去の事例から、道路管理者の過失割合と運転者の過失割合において8対2の割合で相手方との示談が成立し、当該車両に係る修理費6万1,560円のうち4万9,248円について、全国町村会総合賠償補償保険で対応するものであります。

す。

また、4月23日に、示談交渉の中で相手方から損害賠償額の同意をいただきましたが、6月定例会まで期間がありまして、その間、損害賠償額が支払われないことから、同意日をもって専決処分したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第1号 平成29年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、報告第1号平成29年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 報告第1号平成29年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

平成29年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものです。

1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で、金額とあります欄が、予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が、実際に平成30年度に繰り越した額になります。

それでは、翌年度繰越額が大きい事業を中心に御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

まず、4行目の款の2総務費、項の1総務管理費の（仮称）光の森多目的広場整備事業は、11億7,673万4,000円で、防災広場の実施設計業務委託料、用地購入費などとなります。

このページ最後の行の款の6農林水産業費、項の1農業費の総合交流ターミナル整備事業は、2億7,973万6,000円で、「さんふれあ」の施設改修工事になります。

次のページをお開きください。5行目の款の8土木費、項の3都市計画費の第二土地区画整理事業は、1億5,629万4,000円で、土地区画整理地内の道路築造工事などになります。

下から3行目の款の10教育費、項の2小学校費の菊陽西小学校施設整備事業は、1億1,067万1,000円で、給食室の改修、増築工事になります。

このページ最後の行の款の10教育費、項の5社会教育費の教育集会所建設事業は、9,561万2,000円で、馬場、入道水の教育集会所の改築工事になります。

下のページを御覧ください。2行目の款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費の被災農業者向け経営体育成支援事業は、9,030万5,000円で、施設等の撤去、復旧に係る補助金になります。

4行目の款の11災害復旧費、項の4文教施設災害復旧費の町民体育館災害復旧事業は、6,565万円で、被災した町民体育館の災害復旧工事になります。

全ての事業28事業を合計しますと、翌年度繰越額は21億7,238万8,000円になります。

なお、財源内訳は、記載のとおり、既収入特定財源が6,054万6,000円、未収入特定財源の国県支出金が6億8,157万4,000円、地方債が9億6,900万円、一般財源は4億6,126万8,000円になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 報告第1号なんですけれども、全体の繰越明許費が約21億7,000万円ということで、非常に額も大きくなってるんですけれども、昨日、西小学校行きましたけど、給食室の改修とか、いろいろ防災広場とかあるかと思いますが、例年になく項目が多いような気がするんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 確かに、おっしゃられますように、28事業と事業数も多くはなっております。平成28年度は23事業でございましたので、事業数も確かに増えておりますけれども、こちらにつきましては、ただいま議員もおっしゃられました菊陽西小学校の給食室という、夏休みとかそういう期間中とか、そういうものを考慮して29年度に予算化して繰越すというような事業になりました。それからあと、被災者向けの経営事業体の育成事業などの補助になるものにつきましては、熊本地震の影響によりましてなかなか施工業者が見つからないとか、そういう事情もございますので、まだ平成28年の熊本地震とか、そういう状況もございまして繰越しの事業数が多くなっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号平成29年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第2号 平成29年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長（渡邊裕之君） 日程第14、報告第2号平成29年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 報告第2号平成29年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について御説明いたします。

平成29年度一般会計予算繰越明許費のうち、平成28年熊本地震の影響により施工業者等が不足し、年度内の完了ができなかった3件の事業について、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定による事故繰越しとし、5月31日までに繰越額を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものです。

1枚めくっていただきますと、事故繰越し繰越計算書がございます。項目の中で、支出負担行為額とあります欄が、平成29年度内に支出負担行為をした額で、翌年度繰越額とあります欄が、平成29年度内に支出が終わらなかったものとして平成30年度に繰り越した額になります。

それでは、繰り越しました事業について御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1行目の款の3民生費、項の1社会福祉費の被災住宅応急修理補助事業は、1,723万1,728円で、平成28年熊本地震により半壊以上の被害があった住宅の応急修理のための補助金となります。

次に、2行目の款の8土木費、項の3都市計画費の第二土地区画整理事業は、575万4,833円で、土地区画整理地内の道路築造工事などになります。

次に、3行目の款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費の被災農業者向け経営体育成支援事業は、3,190万9,902円で、施設等の撤去、復旧に係る補助金になります。

全ての事業3事業を合計しますと、翌年度繰越額は5,489万6,463円になります。

なお、財源内訳は、記載のとおり、未収入特定財源の国県支出金が4,205万541円、一般財源は1,284万5,922円になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号平成29年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第15 報告第3号 平成29年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について**

○議長（渡邊裕之君） 日程第15、報告第3号平成29年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（矢野和幸君） 報告第3号平成29年度下水道事業会計予算繰越計算書について御説明します。

平成29年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費にかかわる予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をお開きください。繰り越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は公共下水道事業で、予算計上額3億71万7,000円のうち9,018万9,000円を繰り越したものでございます。

繰り越しました主な理由について申し上げますと、第二土地区画整理事業関連の汚水処理及び雨水処理工事で、施工箇所がイオン菊陽店駐車場内ということから駐車場台数を確保しながら工事を進める必要があったのと、他埋設物等を含めた複数工事にて煩雑した状況となり、その工程調整により年度内に工事完了が困難となったこと、また花立地区等の雨水浸水対策につきましては、九州自動車道に隣接している町道内にボックスカルバートを整備する工事ですが、既存埋設物が本整備に支障となることが判明し、移設工事や近隣箇所での污水管新設工事等における交通規制協議及び既存埋設物移設工事に長期の期間を要しましたことから、工事の着手が遅れ、年度内の竣工が困難となり、当該工事費等について予算の繰越しを行ったものでございます。

なお、財源といたしましては、交付金が5,377万7,000円、地方債が2,520万円、損益勘定留保資金が1,121万2,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号平成29年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時44分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成30年6月7日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（平成30年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成30年6月7日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 大久保 輝 君
3 番 西 本 友 春 君
5 番 佐々木 理美子 君
7 番 吉 本 孝 寿 君
9 番 北 山 正 樹 君
12番 岩 下 和 高 君
14番 川 俣 鐵 也 君
17番 甲 斐 榮 治 君

2 番 阪 本 俊 浩 君
4 番 那 須 眞理子 君
6 番 中 岡 敏 博 君
8 番 吉 山 哲 也 君
11番 石 原 武 義 君
13番 大 塚 昇 君
16番 小 林 久美子 君
18番 渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

15番 上 田 茂 政 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君
書 記 山 川 真喜子 君
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
教 育 長 上 川 幸 俊 君
総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君
健康保険部長 服 部 誠 也 君
土 木 部 長 大 山 陽 祐 君
総 務 課 長 板 楠 健 次 君
総務部次長兼
財 政 課 長 西 本 一 浩 君
人権教育・啓発課長 古 賀 直 之 君
福 祉 課 長 相 馬 仙 助 君
町 民 課 長 渡 辺 博 和 君
介護保険課長 宮 川 照 之 君
商工振興課長 川 上 一 弘 君
都市計画課長 井 芹 渡 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君
教 育 部 長 安 武 卓 明 君
福祉生活部長 阪 本 章 三 君
経 済 部 長 士 野 公 典 君
会計管理者兼
会 計 課 長 市 原 憲 吾 君
総合政策課長 中 島 秀 樹 君
総務部次長兼
税 務 課 長 酒 井 章 彦 君
東部町民センター所長 西 本 俊 子 君
子育て支援課長 内 藤 優 誠 君
健康・保険課長 東 桂一郎 君
農 政 課 長 山 川 和 徳 君
土木部次長兼
建 設 課 長 小 野 秀 幸 君
下水道課長 矢 野 和 幸 君

環境生活課長 丸 山 直 樹 君
学 務 課 長 矢 野 信 哉 君
図 書 館 長 川 端 慎 一 君

総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君
生涯学習課長兼 梅 原 浩 司 君
中央公民館長
農業委員会事務局長 鍋 島 二 郎 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表して質問を行います。町当局には、明確な答弁をお願いいたします。

今、梅雨の晴れ間で非常にアジサイもきれいなんですけど、昨日から5歳の子どもの虐待のニュースなど、本当に心が痛むニュースで残念だなと。後でまた虐待のことも取り上げますけれども、そういうふうに感じています。

今日は、通告では、1、熊本地震被災者支援について、2、子育て支援について、3、男女共同参画の推進についてとしていますが、私の都合で、すいませんが、3番を1番にさせていただいて、1番の熊本地震被災者支援を最後にさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1999年に男女共同参画社会基本法が制定されて、全ての分野で、男は仕事、女は家庭という伝統的性別役割分担を改め、仕事も家庭責任も社会活動も、男女がともに担い、ともに参画する社会を目指す方向を示したことは新しい前進です。基本法に基づき、国、県、市町村が男女共同基本計画を定めることが義務づけられました。意思決定過程における女性の参画問題が、今、大きな問題になっています。

菊陽町では、平成24年1月に男女共同参画都市宣言を出されていますし、その後も特定事業主行動計画などがつくられています。町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画が、平成28年3月7日に策定されています。これは、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間というふうに聞いていますが、町の管理職の女性の登用が今少ないのではないかと、もっと積極的に登用できないか、今後の目標設定も必要ではないかとしていますので、まずその質問に対して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

質問にお答えいたします。

お尋ねの管理職への女性の登用が少ないのではないかとのことについてであります。確かに、現在は課長級以上の管理職の女性職員は29名中1名であります。管理職への登用につきましては、女性、男性の違いは考慮せず、係長、課長補佐としての経験等を踏まえ、管理職とし

ての適性を総合的に判断して決定をしているところでございます。現在、管理職相当の経験年数がある女性職員が非常に少ないため、管理職の女性職員も少ない状況にあります。課長級以上の管理職についてはこのような状況であります。課長補佐、係長を見ますと、保育所、学校職員を除く課長補佐、係長の女性職員は50名中10名おり、20%が女性職員となっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、女性職員は経験年数が少ないということもあり、ちょうど40代、50代の方が少ないという状況も資料ではありましたが、29名中、課長級が1名ということで、近隣の菊池市や合志の方をお尋ねしてみますと、菊池市が課長級の方が9名いらっしゃって、全体の総数は把握してませんが、県から部長級の方が1人お見えになってるというふうに聞いてます。それから、合志では部長職が2名ということで、積極的に女性の登用を努力されていると思いますけれども、その点では、私も長く議員をさせていただいてますが、課長職も多いときで3名ぐらいいらっしゃったかなというふうに思いますけれども、かなりこれから計画的にしていける必要があるのではないかとこのように思っています。

それで、特定事業主行動計画を見ましても、28年から5年間ということで、これから採用するときの女性の割合とか、あとその後の配置、育成、教育訓練及び評価、登用関係等、いろいろ述べられていますが、これはどういうふうに今の段階で評価されているのかをお聞きしたいのと、あと町長の方には、合志や菊池市などを見ると女性の登用をかなり積極的にされて、子育て支援や介護の経験とか、そういうのも非常に生かされているのではないかとこのように思います。また、意思決定の場にしっかりと参画できる体制が女性が入ることによってつくられるというふうに思いますけれども、その2点について担当課長と町長の方で、今の町の登用数は少ないと思いますが、今後どういうふうに力を入れていけるか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お尋ねの職員の採用等につきましてはですが、採用につきましては男性、女性、関係なく、能力、適性で採用しているところでございます。それと、その後の職員の育成につきましては、これも男女関係なく研修等に行かせ、育成を図っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま総務課長が申しあげましたように、男性、女性、男性を優先させるというふうなことじゃなくて、今ちょうど年代的に女性、管理職に近い職の人が少ないというところがありまして、40代まで見ますと、正職員の中で40代は52人中14名は女性ということで、係長職等も相当おるとこのことでありますので、ちょうど今の時期がそういった該当

するといえますか、課長職等につけるところまでの年齢的なものと経験年数がまだ足りていないといえますか、そういうところで今のような状況になってるところであります。

小林議員が言われるように、男性、女性、それぞれ性が違いますように、男性の立場から、そして女性の視点から見るといのは非常に大事でありますので、その辺は十分大事にしていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 総務課長の答弁では、男性、女性に関係なく採用してるということで、それは一面ではそうだと思いますね。能力があるかどうかで採用されていると思いますけれども、町のつくられてる特定事業主行動計画を見ますと、採用計画、採用関係のところでも、取組を進めていく上での視点で、採用試験の女性受験者、合格者の拡大に向け、職務の魅力等を伝えるために積極的な広報活動を実施する必要があるというふうに述べられています。これは、町長や議会議長、菊陽町教育委員会、選挙管理委員会、菊陽町監査委員及び菊陽町農業委員会が共通のものとして策定する事業主行動計画ですね。それで、その中には、本町における平成27年4月1日現在の女性職員の割合は40.5%であるが、行政一般職においては24.1%と、その割合は低い状況にあるというふうに述べられていまして、数値目標は書かれていますが、どれだけになっていますか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） すいません、もう一度、どこの数値目標かお伺いします。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町がつくってる特定事業主行動計画を見ているんですけども、その中で採用関係のところの数値目標がありますよね。今後どういうふうに取り組んでいくかということで、今、課長のおっしゃった男性、女性に関係なくするというふうにはここには書いてないわけですよね。今の割合が24.1%と低いので、今後取り組んでいきたいというところに、職員採用については女性の受験者数を増やすための啓発を進めるとか、女性が働きやすい職場環境づくりのため、女性職員と意見交換の場を設け、職場環境の整備に努める。その後、数値目標があるわけですよ。今、手元にないんですかね。そこの数値目標はどうなっていますかということです。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今、お尋ねの数値目標のところですけども、採用関係ですね、その数値目標は、平成32年度までに保健師、保育士及び調理員を除く採用試験受験者総数に占める女性受験者の割合を40%以上とするという目標を定めているところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） だから、総務課長の認識はもう少し持ってもらわないといけないわけですよね。男性、女性に関係なく採用すればいいということではなくて、こういうふうに町の基本計画で女性受験者の割合を40%以上にする、平成32年といたらもうすぐですよ。平成

32年までに保健師、保育士及び調理員を除く採用者に占める女性の割合を35%以上にするというふうにされていますので、この数値目標に向かって今何を努力されていますか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 具体的にどの取組をとすることはやっておりませんが、男性だから、女性だからということではなくて、広く受験していただくということで、もちろん広報紙に掲載しておりますし、ホームページに掲載、それから町村会の方で一括して情報を全国にお知らせするような仕組みもございますので、そういったところで、広くお知らせするということで女性も広く受験していただけるようにということで考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 男性、女性に関係なくということではなくて、やはりこの行動計画に沿って、今、自分たちの庁舎内ではどこまでできているのかというのを、これは5年間の計画ですから毎年検証されていると思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 状況は検証するようにはしておりますけれども、なかなか具体的な数字は、目標が32年度までというふうにはしておりますので、今年度どこまで、今年度どこまでというようなことはやっておりません。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それが、近隣の市町村と比べても女性の採用数、また女性の管理職への登用が低い一因ではないかというふうに思います。平成27年4月1日現在の女性職員の割合は40.5%で、保育士さんとかが多いので、結局、行政一般職においては24.1%と、その割合は非常に低いわけですね。それを40%以上にするというのが目標だし、そういうふうに掲げているわけですから、それに見合った今の取組がどうかというのは検証をずっと進めていく必要があるのではないかというふうに思っています。

職員の管理者の登用なんですけれども、後藤町長、近隣の市町との関係では答弁いただけなかったんですが、本町は今、管理的地位にある職員に占める女性職員は1人で、その比率は3.7%と非常に少ないです。課長補佐級の女性職員が1名ですかね。係長とか、そういう方はいらっしゃるということなんですけれども、もう少し計画的に登用を進めていかないと、なかなか女性職員をしっかりと配置をしていくというのは難しいと思いますが、近隣のそういう市町などは課長や部長などにもなっていますので、そういうところをしっかりと学んでいただいてしていただきたいと思いますが、もう一度町長の方から答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 女性の登用率が低いということでありまして、30代で見れば、保育所、学校職員を除いたところでいいますと、48人中、女性が16名おりますので、ここ30%になっております。20代でいいますと、52名中21名ですので、ここは40%は女性職員を採用しているということでありまして。それと、役職にと言われますけれども、ちょうど年代的なところで、

今、課長職等に該当するようなところまで年齢に達しておる人が少ないということで、本町の場合はそうっておりますけれども、その後の40代、30代の人たちがちょうどそういうところに来れば、当然、管理職として力を持つて人たちについては管理職に登用するということで考えておりますので、現時点では今そこまでの年齢、それから経験年数が達しておるといいますか、目前に迫るとる人が少ないというような状況で、女性の管理職の割合が少ないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 年齢と経験年数ということでしたけれども、いろんな研修とか、女性の場合は育児とか介護とか、それなりの時間の制約というのはあるかと思っておりますけれども、そういうのを経験してるからこそ町のいろんな施策に意見を述べるというか、意思決定の場に参画できる体制をもう少し努力してつくっていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） そういう件につきましては、課長職等にならなくても、それぞれの分野の中でどう仕事を組み立てていくか、またどういう事務処理をやっていくか、そういうところについては当然女性の、若くてもそういう中には参加させながらやっておりますので、さらにその辺の内容の充実を図っていきたいと思っております。ただ、女性の場合、過去の事例で見ますと、課長職等の近くになってきた段階でいろんな、親の介護の関係もあるかと思っておりますけれども、定年を待たずに退職される、そういう個人的な事情の方もおられるのも確かなことであります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町の立てている計画ですので、この計画を5年間、32年までですから、ここを尊重していただいて、管理職の方でも、町当局の方でも共有していただいて、女性をしっかりと育てていく、そして意思決定の場に参画できる体制をとということで、近隣ではかなりそういうふうにとられていますので、そこから見ても大きな差があるのではないかなというふうに思います。それで、ぜひその辺では町長のリーダーシップをお願いしたいと思います。

これは庁舎内のことではないんですけれども、女性の社会進出、女性がどういう位置を占めてるかということで見ましても、日本は社会経済、政治分野における女性の社会進出が先進国の中で最も遅れています。特に、政治分野における男女共同参画推進法、今年の5月16日に成立をしましたがけれども、日本の女性議員の比率、国会の水準は193か国中160位で本当に低い状況です。1946年に衆議院選挙で日本で初めて女性が参政権を行使して、39人の女性議員が誕生して今年で72年目なんですけれども、まだまだ女性は育児や介護などで働きづらい状況を全体として改善していくことが求められると思ひまして、今日はこの質問をさせていただきました。

次に移ります。次が、子育て支援についてです。

子どもの貧困については、今までも子ども医療費の無料化や、また学校給食の無料化など、この間、子どもの実態とあわせて町に求めてきました。子どもの貧困については、県の実態調査も行われました。私も概略を今手元に持っていますけれども、町の結果というのは出されたのでしょうか。まず、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） おはようございます。

議員の質問の実態調査の結果についてお答えします。

熊本県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、くまもと子ども・子育てプランにおける子どもの貧困対策計画が平成27年3月に策定されました。この計画を踏まえ、県では熊本市を除く全市町村における子どもの実態を把握するため、昨年6月から7月にかけて、小学校5年生及び中学校2年生の子どもと保護者を対象に熊本県子どもの生活に関する実態調査が行われ、その調査報告が今年4月末に市町村に送付されました。

県は、集計結果を、世帯の経済状況と子どもの生活環境、子どもの自己実現の意識などの関連性について分析しています。県全体の状況といたしましては、世帯の経済状況と子どもの生活環境、教育環境、社会環境に一定の関係性が見られた。経済的に厳しい世帯であるかないかにかかわらず、子どもとの会話の頻度など、保護者とのかかわりが大きいほど子どもの自己実現の意識は高くなる傾向にあり、その意識が高まれば、規則正しい生活習慣などや勉強時間、学校の楽しさなどにより影響を与えていることが分かったと報告されています。本町の状況につきましては、町独自に分析していく必要があると考えておりますので、現在、その準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町の状況については今からということなんですけれども、県の実態調査の結果をみますと、貧困線を下回る者の割合が15%で、ひとり親家庭では43.8%でした。平成28年度の国民生活基礎調査における全国の子どもの貧困率は13.9%、大人が1人の世帯では50%となっています。また、世帯での経済的理由による経験も、これも県の調査にありますけれども、所得が低い層では、食費を切り詰めた、必要な服や靴を買うのをやめた、税金の支払いが滞ったなどが4割、例えば食費を切り詰めたは46.7%、必要な服や靴を買うのを控えたは45.3%、税金の支払いが滞ったは27.3%など、非常に高い値になっています。

県としては、これを見据えて、今後の世帯の経済状況と子どもの生活環境を取り組んでいくというふうに述べられていますけれども、まず世帯の経済状況と子どもの生活環境、教育環境、社会環境に一定の関係性が見られることから、子どもの貧困対策としては、世帯に対する経済的支援や保護者に対する就労支援が不可欠であるというふうに述べられています。そのために、今後も就学援助費や母子等福祉資金などの各種手当てや貸付金制度の利用促進、経済的支援の充実強化を図っていく。また、職業紹介や資格取得等の保護者への就労支援により世帯

の経済的自立を図っていく。これは一部分ですけど、このように5つにまとめて県は出されていますが、実態はなかなかやはり、今日のニュースでもありましたように、そういう子どもさんの貧困の状況とあわせて児童虐待などが大きな問題になっています。

児童虐待は、家庭の貧困もちろん影響しているというふうに言われていますけれども、私が今回これを取り上げようと思ったのは、町の相談件数ですね。前回、平成29年度の11月末までで235件と、非常に多いのではないかというふうに思いましたけれども、これは平成27年、28年、29年とどういうふうに推移しているのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 議員の質問の相談件数の推移についてお答えいたします。

子育て支援課で対応しております子どもの虐待のほか、育成相談などの相談も含め、平成27年度は221件、平成28年度では257件、平成29年度では247件となっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 熊日の5月31日の報道は見られているかと思いますが、県内の児童虐待の相談件数が1,248件で、過去最多で10年で4倍になっています。菊陽町は今、3年間の推移は大きくは二百数十件で変わらないんですけど、10年単位とかで見るとどういうふうになっているのか。これは通告はしていませんけれども、およそ分かりますか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 10年間の推移については、本日、データを持ち合わせておりません。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、通告していませんでしたので、また後日教えていただきたいというふうに思います。

それで、相談件数が非常に増えているという状況の中で、現在、町の子育て支援の方の支援状況、それとどのような課題があるのか。非常にいろんな、児童相談所や警察とか、庁舎内だけの対応では済まないことがたくさんあるかと思いますので、体制とその課題について特徴があれば教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 議員の御質問の現在の支援の状況と課題についてお答えいたします。

現在、本町での児童虐待や育成相談への支援体制については、要保護児童対策としまして、対象児童の早期発見や適切な保護に努めるため、児童福祉法の規定に基づき、児童相談所、警察、学校など関連機関を構成員とした菊陽町要保護児童対策地域協議会、略して要対協を設置し、対応しております。要対協では、子育て支援課が要保護児童対策調整機関となり、担当係長、事務担当者、精神保健福祉士の資格を有する要支援児童対策員2名で対応しています。

日々の業務としましては、要支援児童対策員による育成相談を受けた家庭や虐待リスクのある家庭などの訪問、電話相談などがあります。また、各小・中学校、保育所、医療機関等に直接出向いて、児童との面談や教員や保育士等への支援を行っています。さらには、福祉課の巡回支援相談員、学務課のスクールソーシャルワーカー、健康・保険課の保健師などの関連する専門職員と連携し、具体的な支援を行うための個別ケース検討会議など開催しています。

子どもの虐待ケースは、家庭環境などの要因が複雑に絡み合うケースが多いことから、個別のケースそれぞれに適切に対応していくことの困難さが課題であると考えております。専門性の高い知識や対応が求められているケースが多いことから、今後も役場内の関係課はもとより、児童相談所や警察署などの関係機関と深く連携を図りながら、虐待の予防のために継続して丁寧に対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 要対協の職員、事務局はどういう方が当たってらっしゃるんでしょうか、2名ということですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 先ほどお話ししましたとおり、精神保健福祉士の資格を持つ方を採用しております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 精神保健福祉士が2名ですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） はい。資格を持つ方です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 虐待といった場合はさまざまな経済的要因や、庁舎内で対応できるとは限らなくて、関係機関としっかりと密に連携をとっていくということだというふうに思いますけれども、二百数十名の相談件数に今の体制で本当に対応が大丈夫なのかという心配を持ちますが、その点でどうかということです。

なぜそう言いますかという、次の4番に移りますけれども、合志市は女性・子ども支援課というのが設置されていまして、町でも今後検討が必要ではないかというふうにしています。多少、虐待だけに狭めたものではなくて、女性相談とか家庭児童相談、要保護児童相談、支援、配偶者暴力相談支援センター事業などを女性・子ども支援班というのでされているようなんですけれども、その職員体制を見ると非常に充実しています。正職員で健康福祉部の次長が1名、あと課長補佐、主幹、主査、主事、主事が社会福祉士でそれぞれ1名。あと、正職員以外で、危機管理監、スーパーバイザー、家庭児童相談員、女性相談員、母子・父子自立支援員。要対協の事務局で主幹、主事で2名で、専門職員で家庭児童相談員ということで、合志市なのはもちろん考えがあってこういうふうに対応されていると思いますけれども、こういう子

ども支援班、女性・子ども支援課というのをつくられた後が相談件数が非常に伸びたという、窓口が充実していますので、さまざまな相談が寄せられるようになったというふうに聞いています。

菊陽町では、今の子育て支援課は保育の担当もありますし、体制的にもう少し充実が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。町長にお願いしましょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 町長ということですが、まずは私から御説明させていただきたいと思います。

議員の質問の女性・子ども支援課の設置検討についてお答えします。

子どもの虐待ケースなどの要因による夫婦間の暴力などの相談については、警察署と連携をとりながら総務課の方が、家庭児童相談については、児童相談所と連携をとりながら子育て支援課が対応しております。このように、本来別々のさまざまな要因が複雑に絡み合うことが多いため、総務課や子育て支援課だけでなく、福祉課、健康・保険課、学務課がそれぞれ持っている専門性を生かして協力し、療育施設、病院、学校など関係機関とも連携をとりながら対応しているところです。子どもの虐待など、特別な配慮が必要な世帯の子どもたちの対応については、子どもを守るという子育て支援課の重大な責務の一つでありますので、菊陽町要保護児童対策地域協議会を中心に、現在の組織体制の中で今後も丁寧に対応していきたいと考えています。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この前の文教の常任委員会、3月のを見てみますと、担当の方は非常に大変で、いろんな相談があるので、昨日、今日のニュースではないんですけども、子どもが死亡するケースは絶対出たくないということで、担当課中心にいろいろ工夫して頑張られているとは思いますが、これだけいろんなことが複雑化してくる中で、そして子どもの貧困も先ほどの県の実態調査にありますように進行してくる中で、今の体制をもっとより充実できないかということですが、これは最後に町長に一言お願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本町の場合は、今、担当課長が答えましたが、子育て支援課だけでそういう問題を対応しとるということじゃなくて、さっき申しましたように、いろんな要因が複雑に絡み合うということで、総務課も入りますし、福祉課、健康・保険課、学務課がそれぞれ持っている専門性を生かしながら、療育施設、病院、学校などとの関係機関とも連携をとりながら対応しているところです。

私ども、それぞれ今の件について聞きましたけども、本町としては今の体制の中で協力的体制、連携体制もできてるということで、現在の組織の中で丁寧に対応していきたいと考えておりますけども、施政方針のときも申し上げましたが、町立として残す予定のなかよし園、みどり園において、保育所としての機能に加えて、保健、育児、教育の相談を受けたり、

障害がある児童やひとり親家庭、外国籍の家庭、貧困家庭なども含む特別の配慮が必要な家庭の子どもたちにも対応できるような、仮称名ではありますが、総合子育て支援センターとして整備していきたいと考えてるところでありまして、当然、今出たようなことにつきましても、情報をそれぞれが共有していくというのが非常に大事でありますので、連携していく必要があると考えておりますけども、詳細については現状で起きておるようなところも含めて今後内容を詰めていって、きちんとしたものとして立ち上げたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長のおっしゃってる総合子育て支援センターの整備もしていただきながら、また私の方も、合志などもしっかりまた実情、もちろん菊陽の実情ももっと教えていただきながら、また提案をしていきたいと。この問題はこれからずっと続いていく問題だというふうに思いますので、今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

一番最後は、熊本地震被災者支援についてです。熊本地震後、まだ多くの方が生活再建の見通しが立たず、その中で病気も抱えておられます。しかし、昨年9月末に、県の医療費の窓口負担などの免除措置が終了しました。ぜひ、多くの被災者が安心して病院にかかれるよう、免除措置の復活を県に働きかけていただきたいというのが趣旨なんですけれども、菊陽町では何世帯の方がどの程度、窓口負担の免除措置をこの間利用されてこられたのか、その点についてまずお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） おはようございます。

免除措置の復活を県に働きかけができないかについての御質問にお答えします。

初めに、国民健康保険の平成28年熊本地震による被保険者に対する医療費の窓口負担免除措置のこれまでの経過について御説明いたします。

平成28年熊本地震の被災者に対しましては、震災直後の病気やけが等に対する経済的負担軽減を図る目的として、各市町村において、全壊、半壊の被災者等に対して、収入にかかわらず一律に医療費窓口負担金の免除を平成29年9月末まで特例的に実施されました。その際の町への財政支援についてであります。国は、平成29年2月診療分までの市町村負担を全額支援する特例措置を行いました。その後、平成29年3月以降の財政支援の延長について、市町村の意見を踏まえ、県から国へ強く要望していただいた結果、全額もしくは9割の財政支援が平成29年9月まで延長されることになり、県の財政支援とあわせて市町村負担は実質ゼロとなっております。このように、国の財政支援は段階的に、かつ東日本大震災と同様に、1年半の平成28年4月から平成29年9月まで続けられました。

御質問がありました本町の国民健康保険の窓口負担金の免除の状況でございますけども、平成28年度は7,815件で6,143万円の免除額、これ人数にしますと742名です。それから、平成29年度は7,556件で4,616万円の実績でありました。こちらは、人数にしますと732名ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町内でもかなり、8,000件近く利用されていますし、人数としても700名を超えているという状況です。昨年の9月の医療費免除打ち切り後、県内で受診回数は2万件減少したというふうに言われています。熊本県の民医連、これは医療関係の団体なんですけども、行ったアンケートでは、仮設住居入居者の、これは町内ではないですね、県内全体なんですけど、23%が今までどおりの通院ができないというふうに答えています。被災住民の皆さんが医療費の窓口負担の免除措置を求め、今、署名活動などにも取り組まれています。

東北では、震災から7年たちますけれども、割合はつかんでないんですけれども、今でも医療支援が行われてるということで、今後とも熊本地震の被災者支援に全力を挙げていくことが必要ではないかと思いますが、町としてもぜひ県に復活を要望していただきたいのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 町長にということでございますけど、担当課の方からお答えさせていただきます。

熊本地震によります被災者支援制度とは別に、町には平成19年1月30日から施行しております菊陽町国民健康保険の一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱がございます。この制度では、災害等により収入が著しく減少し、病院への支払いが一時的に困難となった方々については、世帯の実収入額が一定額以下である場合に医療費の窓口負担金を徴収猶予または減免することができます。

議員の御質問の免除措置の復活を県に働きかけはできないかについてでございますが、国民健康保険における一部負担金の免除措置につきましては、国からは、災害等により世帯主等の収入額が一定額以下になった場合には、一部負担金の減免等について被保険者に対し周知徹底を図るよう技術的助言が行われております。また、県からは、国民健康保険の一部負担金の減免制度について、ホームページや広報紙等により住民への周知の徹底が図られるよう、また地域支え合いセンターとも連携を図り、適切に対応するよう通知が行われております。これらを踏まえまして、今後とも国民健康保険の一部負担金の減免制度について住民への周知徹底が図られるよう取り組んでまいります。御質問の免除措置の復活を県に働きかけることにつきましては、他の被災市町村とも協議する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、一部負担金の免除や支払いが困難な場合の減額措置などありましたけれども、実際、一部負担の減免措置などを適用した例はあるんでしょうか、この一、二年でいいですが。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 今の御質問にお答えします。

今のところは減免等したことはございません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私の方は、県に強く働きかけていただきたいということで、それは難しいということでしたけれども、私たちはしっかりまた県に求めていきたいというふうに思いますし、一部負担金の免除は、実際は今おっしゃったように適用がないということもありますので、そこは町としては町民の方、本当に困っておられる方にしっかりと伝わるように広報活動なども、お知らせなどもしていただきたいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時47分

再開 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本来、開会冒頭に申し上げるべきでしたが、本日、上田議員が病気のために欠席の届けをいただいておりますので、御報告いたします。

次に、大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 皆さんこんにちは。大塚昇です。傍聴の皆様には大変お疲れです。ありがとうございます。

一般質問をさせていただきます。

一般質問は、町の行政、事務全般について問いたですが本来の姿でありますけれども、私も議員は町民の皆さんの声を行政に届け、そして政策や施策に生かしてもらうというのも大事な役目の一つであります。そういうことを踏まえまして、本日は3項目準備しております。1つ目が南校区の課題について、2つ目が土地改良区の事業について、3つ目に消防団の充実についてを取り上げております。詳しい質問は、後、自席で行いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） まず初めに、1番の項目の南小校区の課題についてを質問いたします。

この項目につきましては、過去にもずっと、南校区の活性化、また格差の是正ということで取り上げてまいりました。今回も、南小校区の課題としておりますが、あくまでも南小校区の活性化を進めていく上での問題、課題でありますので、その点よろしくお願いいたします。活

性化というのは、調べますと、沈滞していた機能が活発に働くようになること、またそのようにすることとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、定住促進補助事業は今後も継続していくのかについて質問をいたします。

この制度は、市街化調整区域内において、緩和措置として平成20年度より運用されている集落内開発制度に上乗せの形で、南小校区内に限定された補助制度であります。一時期、平成26年度には複式学級にまで及んだ南小学校であります。運用開始の平成25年度から平成28年度末までには31名の子どもが転入しており、それなりの効果を上げております。しかし、他の小学校がマンモス化する中、平成30年度は全校児童81名でスタートになりましたが、5年生は9名しかいない現状です。またいつ複式学級に逆戻りするかわかりません。定住促進補助事業は5年間の時限立法で、9月には終了の予定ですが、校区の区長さんを中心に組織されている南校区活性化協議会からも継続の要望が提出される予定と聞いておりますので、活性化の要としてぜひ継続していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） こんにちは。

御質問にお答えします。

菊陽町定住促進補助金は、南小学校の児童数を確保するため、新たに定住する子育て世代に対し、住宅の新築、購入の費用や転入、転居に要する費用の一部を補助することによって、少子化防止、ひいては南小学校区の活性化を図ることを目的として平成25年度に制定したものです。また、平成27年度には、リフォーム等についても交付の対象として拡充しております。その成果として、本年3月末までの5年間で23件の転入、転居があり、小学生以下の児童も42名が校区内に転入されており、南小学校の児童数も5年前の69名から81名となっており、12名の増加がっております。そこで、一定の成果があったと認識はしておりますが、しかしながら現在、一学年9名から19名の児童数でありますので、所期の目的を十分に達成したとはいえない状況であります。

また、南小学校区全体の人口の推移を見ましても、5年前の1,850名から1,770名と80名減少しております。その一因としまして、子育て世代の校区内から校区外への転出が考えられます。そこで、3月議会での施政方針で町長が述べましたが、現在、校区内でお住まいの子育て世帯も交付対象者に拡大し、また本年9月末としておりました対象期間につきましても延長しまして、今後も引き続き南小学校の児童数の確保のため取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 今、課長から説明がありましたように、定住促進事業は今後も継続していくということでもあります。ありがたいことであろうかと思っておりますけれども、こういった定住促進補助事業のみならず、単一的な補助のみならず、いろんな補助、また活性化に対する考え

方、そして取組をしていかなければ、今後もいつまた以前のように複式学級に逆戻りするかわかりませんので、行政、私どもも一緒になって考えて進めていかななくてはならない問題だと思いますので、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

次に参ります。

次は、鼻ぐり井手公園と地元産業をどう結びつけ、所期の目的である活性化につなぐかとしております。

鼻ぐり井手公園は、1回目の整備が平成16年に完成し、その後、交流センターを含む約3,000平方メートルの拡張工事が、鼻ぐり井手のさらなる周知と地域の交流、また活性化の拠点ということで平成27年度に完成しておりますが、所期の目的である地域の活性化には手が届いていない現状です。確かに、小さい子ども連れの来園者は、休日や祝日には駐車場にとめられなくて、道路にはみ出して駐車するぐらいにぎわっています。しかし、この多くの来園者と歴史的遺産の鼻ぐり井手を活用して、地元の産業である農業にどう結びつけるかが課題であると思います。

これからが質問ですけれども、現在、園内において、活性化に結びつけるという大げさなことではありませんが、活性化協議会と協議の上と思いますが、週に何日か焼き芋を販売されておられる地元農家の方もおられます。また、地域外からも、畜産物の加工品を販売できないかという要望もあります。今後、都市公園という位置づけの中、地域の活性化ということで、青空市やトラック市等での加工品を含めて農産物の販売が可能か、まず質問をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 御質問にお答えいたします。

現在の鼻ぐり井手公園は、全国的にも珍しく、貴重な文化財であり、現役の農業土木遺産である鼻ぐり井手の知名度アップとあわせて南小学校区の活性化に資することを目的として、平成25年度から平成27年度の3か年、総事業費5億5,800万円を費やして拡張整備したものであります。整備の内容は、御承知のとおり、来園者用の駐車場を拡張し、地域あるいは町外の人たちの交流の場としての交流センター、イベント用の野外ステージ、そして日常的な集客力のある大型複合遊具を設置したものであります。

この結果、以前にも増して鼻ぐり井手の見学者も増加し、地域の祭りである鼻ぐり井手祭もますます盛況となり、休みの日には多くの親子連れが来園するようになり、推定ではございませけれども、年間約1万人の来園者があるようになりました。この影響、効果は、地震という一時的なマイナス要素はありましたが、先ほど答弁しました定住促進補助金の申請数、あるいは南小学校の児童数の増加にもあらわれていると思っております。

さて、御質問は、鼻ぐり井手公園と地元産業をどう結びつけ、活性化につなぐかとのことですが、イメージとしましては温泉、公園、図書館の集客力を利用した「さんふれあ」のように、農産物の地産地消効果で地域の主要産業である農業の振興と結びつけたいところです。例えば、議員御提案の青空市場や軽トラ市のアイデアも考えられるところです。

しかしながら、本町は観光地、宿泊地でないことから、朝だけの市場の開設には不向きだと思われ、また産物が野菜、農産物加工品等に限られることから、その販売品目と量にも限りがあります。また、すぐ近くに、年間数億円の売り上げがあるＪＡ菊池が経営しますきくちのまんまがありますことから、競合等の問題でなかなか難しい環境にあると思われます。また、それ以外にも、季節ごとの農産物の量的、質的な安定確保や雨、暑さ、寒さ等の対策、公園での市場等の開設には解決すべき多くの課題が考えられます。

このように、公園の周辺環境あるいは公園という性格上、その機能を産業、農業の振興と直接的に、かつ効果的に結びつけますことは多くの課題があります。今後、地域の皆様と協議を行い、活性化につながる御提案をいただきながら方策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○１３番（大塚 昇君） 今、答弁をいただきまして、課題があつたり難しい面もあろうかと思いますが、最初、公園ができた所期の目的というのは地域の活性化にあつたと思います。そういうことで、難題をクリアしてこそ初めてなし遂げるものであろうかと思ひますし、私の方に要望があつた他地区からの加工品の販売とか、実際に今、地元の人が販売をされておりますので、そういったことで協議をするという、活性化協議会というのが区長さんを中心に今現在組織をされて運営されておりますので、そういった点で町、行政と活性化協議会、そういった方々が協議をされて初めてなし遂げられるものであろうかと思ひますので、そういった土台になるならということで今回は質問をしたわけでございますので、これからぜひそういった点で地域と行政と一緒に進めていかれるようによろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、次に参ります。

鼻ぐり井手のさらなる効用、役目を示す上で中須山での散策が最適であるが、その手段に向けての取組はできないかとしております。

鼻ぐり公園の、先ほど来園者言われたように年間１万人ということでありまして、それ以上に来られている可能性もあります。多くの見学者は、公園側の見学台から鼻ぐり井手を見られて、こういった施設があるのかと感激をされ、それはそれでよいと思いますが、本当のすごさというのは鼻ぐり井手の北側、白川との間にあります中須山から見ることで大雨時の白川への放出口や、川底の勾配さで分水して鼻ぐり井手を守るといった４００年以上前の農業土木の技術の高さに皆さん圧倒されると思ひます。

よそにないこの施設を、ぜひ皆さんに周知させることも大事なことであろうかと思ひますし、これからの活性化につながるものと思ひております。難題もあるかと思ひますけれども、きちんと中須山を整備して、公園側から橋をかけて渡ることができれば、間近に白川の蛇行も見え、すばらしい景観でありますし、鼻ぐり井手のさらなる先ほど言ひました周知につながり、南小校区の活性化の拠点になると思ひます。さまざまな難題、問題があるかと思ひますけれども、一つ一つクリアしながらぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょう

か。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） 皆さんこんにちは。

御質問にお答えします。

中須山は、江戸時代初期に井手を掘削したときに掘り残されました山状の地形であり、南側を流れる井手本流、鼻ぐり井手と北側を流れる分水路に囲まれています。現在、公園側から中須山へ渡るためには、馬場楠堰土地改良区が設置している施錠してあるフェンス扉をあけ、階段をおりる必要があります。勾配が急な階段をおりるため、安全に十分注意する必要があります。また、中須山の両側は井手が流れているため約20メートルの谷になっており、雑木林で覆われた尾根筋に管理用の通路が整備されていますが、散策用の遊歩道ではないため、転落防止柵などは設置されていません。そのため、現在のところ、中須山の散策については安全上の問題を考慮し、鼻ぐり井手祭のときに限り、ボランティアガイドを伴って行っている状況であります。

また、馬場楠井手の鼻ぐりは現在、町指定文化財ではありますが、中須山を含めた範囲で本年度中の熊本県指定文化財に向けて県教育委員会と協議中であり、文化財保護の観点から、散策するためのアクセス路の整備など新たな構造物の設置は難しくなることが考えられます。

このため、中須山の散策については、今後もイベント時に限り、ボランティアガイドによる引率を伴った方法で対応したいと考えておりますが、御質問のありました日常的な中須山散策のための整備などにつきましても、今後、県との文化財指定の協議を進める中で、どのようなことが可能かについて取り上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 今、少し厳しい答弁であったかと思いますが、私どもが小さいころ、子どものころは、子どもだけであの1メートルぐらいの鼻ぐりを渡って、中須山に行っていちごをとって、そして、私は辛川ですので、辛川の方に帰って、誰ひとり事故に遭った者もいませんし、安全上、今考えればそうですけれども、それをちゃんと整備して初めて鼻ぐり井手の機能といいますか、すばらしさが今よりも以上に見えてくるものでありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますとおるところでございます。

昔はあそこに大蛇がいると言われていたけれども、これもまた誰ひとりも見えておりませんので、ぜひ立派な整備をして、あれこそ本当の加藤清正のつくった鼻ぐり井手でありますし、今度また白川流域水群のかんがい遺産候補、世界のかんがい遺産候補に鼻ぐり井手を含んだところが入っております。国内候補になっております。そういったすばらしい施設を今後とも、ただ危ないから眠らせるじゃなくて、次の世代に向けて、今の土木の設備もありますし、いろいろできると思いますので、すばらしい方法でぜひ中須山から見られるように努力をしていただきたいと思います。よろしく願いをしときます。

それでは、南校区の活性化、南校区の課題についてということで3点ほど質問をしてまいりました。今、答弁をしていただきましたように、都市計画課、生涯学習課、そしてまた私は農業関係で農政課もあるかと思っております、いろいろ多岐にわたって鼻ぐり井手公園、鼻ぐり井手はあると思いますので、最後に町長に質問といえますか、3つ、どこにでも答弁されないような中で町長にぜひ答弁をしていただきたいと思います。

南小学校の活性化協議会からも要望書が渡されると思います。その中に、鼻ぐり井手公園を活用した活性化、また第5期総合計画の中に後期計画で示された新たな道路、集落の南側に当たります道路の新設、また定住促進補助事業、今日も延長するということが大変ありがたいこととありますけれども、これは根本的な解決策にはとても及ばないと思いますので、それらを踏まえて将来の南校区開発、発展させてこそ私は真の菊陽町の発展があると思いますので、町長にぜひその点をお答えいただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、ただいまの御質問にお答えしていきたいと思います。

南小校区の振興につきましては、本町が活気ある町として発展を継続していくためには大変重要なことと考えていますので、今後もさまざまな施策の展開を図っていきたくと考えております。

まず、産業の振興につきましては、これまで国道443号沿いの地域を企業誘導地域として企業誘致を進めてまいりました。その結果、熊本県を代表する重光産業、いわゆる味千ラーメンさんであります、重光産業やIDS、大福物流などを誘致し、雇用の確保と地域の振興を図ってきたところであります。企業を誘致するに当たりましては、農地法や都市計画法の制限という大きな課題はありますけれども、南小校区には企業の誘致をする余地といえますか、そういうところがまだ十分あると考えておまして、今後も関係機関と協力しながら企業誘致の方も進めてまいりたいと思います。

また、企業誘致の推進とあわせて、今、話がありました鼻ぐり井手公園の整備や定住促進事業制度も充実させていきたいと考えております。馬場楠井手の鼻ぐりについては、今、議員も言われましたように、一つは今、県指定文化財に向け準備をしているところでありますが、さらに馬場楠井手の鼻ぐりを含む白川流域のかんがい用水路群が、世界的価値のある農業用水施設を登録します世界かんがい施設遺産の国内審査を通過しておまして、国際かんがい排水委員会本部へ申請されることが決定しております。これが登録されましたら、今後は白川流域の世界的な遺産として、流城市町、熊本市と大津町になりますけれども、流城市町と連携した観光資源としての活用も進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、定住促進事業につきましては、先ほど都市計画課長が申し上げましたように、期限が切れる9月以降も事業を継続し、内容も転入者に限らず、地元に住んでおられる方に対しても対象を拡大しまして、さらに充実させて実施していきます。また、この事業を町内外にPRして、さらなる定住の増加を目指しております。

宅地開発につきましては、規制緩和に伴いまして集落内開発が可能となっております。これに土地の権利者等の協力が必要となりますが、町でも道路拡幅や下水道整備といった開発可能な地域の条件整備を進めまして、南小校区の開発につながるよう事業を展開したいというふうを考えております。

このような取組は、地元の皆様と一緒に頑張って協働のまちづくり、ともに汗を流しながら取り組むことが大変重要であります。南小校区には、地域の活性化に取り組むための区長さんや区長のOBさんたちで組織されております菊陽町南校区活性化協議会が設置されていますので、このような協議会の皆さんと協働して進めてまいりたいと思っております。

次に、道路の整備につきましては、国道443号は御承知のとおり、4車線化に向けた事業が進められておりますが、県道辛川鹿本線が井口と道明との間で狭隘、狭くなっております。交通の安全確保の面から、道明方面から国道443号が第1空港線を横断し、町道曲手小山線、国体のときの東西線ではありますが、まで接道させる計画があります。この計画の実現に向けて、熊本県や熊本市に働きかけるなど、町といたしましても早期の完成を目指して協力といいますか、促進していきたいというふう考えております。

また、総合計画の校区别計画で掲げております県道瀬田熊本線のバイパス整備につきましても、条件を整え、計画策定に取り組んでまいりたいと思います。この道路がきちんとできれば、非常にまた住宅開発等も発展性があるかと考えてるところであります。

また、生活道路の整備につきましては、南小校区の集落内の道路というのは非常に狭い道路がありまして、消防自動車等が入らないなど防災上の問題も抱えております。これらの生活道路につきましては、地元の御協力がいただける地域から順次整備を進めているところであります。本年度も曲手地区や辛川地区において拡幅整備を進めております。

農業の振興につきましては、大切畑ダム復旧や白川、白水台地の布設管がえについて、この後、御質問で上げておられますので、その答弁の中でもお答えいたしますけれども、地元農家の負担が少なくなるよう、そして優良農地としての農業が継続できるように取り組んでまいりたいと思います。

また、南校区の方から大きな要望が出ておりました県営藤崎台球場の移転につきましては、まだ具体的な移転の計画があるということは聞いておりませんが、新球場の誘致につきましては、県民総合運動公園に隣接する本町は位置的にも候補地として最適地だと思いますので、地域活性化の起爆剤として誘致を考えております。このため、町の総合計画の後期計画の中の施策として取り入れてるところであります。

そのほか、供合線や陣内線で路線バスが通行できなくなっており、運行が行われなくなっておりますので、このことに対する公共交通の問題につきましても、本年度から検討委員会を設置して対策を進めていきたいと考えていますし、高齢者福祉や健康づくりも進めなければならないと考えております。

これまでも南小校区の振興策としてさまざまな取組を行ったところでありますけれども、今後

もより以上の取組を地域の皆様と協働して力強く進めてまいりますので、南校区には大塚議員、そして吉山議員もいらっしゃいます。そして、地域の皆様の御理解と御協力を得ながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 大変詳しく言っていただきまして、ありがとうございます。いろいろと難題があるかと思いますが、早い時期から取り組んでいただいて、ぜひなし遂げていただきたいと思っておるところでございます。南校区、本当に文化的にも文化財の遺構等もありまして、そういう面では貴重な地域でもありますし、農業にしても立派に畑かんなり圃場整備等もされまして、農業でもちゃんとできるような、そういった地域にしていきたいし、また私どももしていかなければならないと考えております。ぜひ、今後とも進めていただきたいと思っております。

今日は、何か総合的な話ばかりで、突っ込んだ意見のやりとりがなかなかできませんけれども、そういう意味で、今日は全体的な方向で質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしておきます。

それでは、2番の土地改良区事業についてに入ります。

まず、白水台地の歴史を少し述べてから質問に入ります。大変古い話ですが、約50年ぐらい前、昭和41年6月、県議会において高遊原台地に新空港計画が発表されると、農家は畑がとられるということで、むしろ旗をかざして大反対をしたのを、私どもが高校生のときだと思えます。よく覚えております。その見返りか何か分かりませんが、高遊原農業開発として、生産性の低かった畑地に、もともとあった大切畑ダムのかさ上げや深迫ダムを新設し、水資源の開発によって高遊原地区750ヘクタールの畑かんと1区画50アールの圃場整備もあわせてスタートし、昭和60年3月に全事業が、当時80億円と書いてあったと思っておりますけれども、ぐらいの事業費ででき上がっております。

私どもの白水台地の畑かんは、昭和五十四、五年ごろから利用しておりますので、既に40年近く経過しており、幹線は数年前から至るところで破損しまして、水漏れで修理の連続であります。ここを修理すればどこかが破れるといったふうで、1か所に100万円近くの修理代はかかると思えます。その修理代も含めまして、農家の皆さんも修理中は迂回をしたり水が止まったりで大変迷惑をしておるところでございますので、早急に復旧といいますか、対策を講じていただきたいと思っております。

最初に、地震から2年以上たちました大切畑ダムの復旧の進捗状況について、まず質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 皆さんこんにちは。

御質問にお答えします。

大切畑ダムは、熊本地震により被災し、現在、普及に向けた作業が進められております。復旧工法などを検討する技術検討委員会は、昨年12月、ダム内に断層が確認されていることから、断層を避け、ダム軸を270メートル上流に移動する案を提言されました。熊本県は、この提言をもとに災害査定にかかわる計画を変更しており、現在、地質、測量等の調査が行われております。また、ダム軸を移動することで用地買収が必要となりますことから、用地調査があわせて行われてるとのことでございます。工事計画では、本年10月に計画されております取水トンネル工事の着工を皮切りに、随時工事が進められ、5年後の2023年度の完成を目指しているとのことでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 大切畑ダムの復旧の進捗状況というのは、今、課長が言われたとおりであらうかと思います。全体的なことで、まだまだ今からいろんな事業等がかかってくると思いますし、大変だろうと思います。しかし、大切畑ダムが完成しないと私どもの白水台地のかん水等も大変迷惑をこうむりますので、早急な復旧に皆さん力を入れていただきたいと思いますっております。

それでは次に、2つ目の要旨の、白水台地の布設管取替えについて今後の見通しは、で質問をいたします。

冒頭に申し上げましたように、白水台地の布設、幹線ですね、管は40年近く経過しており、寿命の部分もあるかと思われます。認定農家への農地集積率によって個人負担分が左右されると聞いておりますが、土地所有者の高齢化によって所有者以外が使用、借用しており、布設管の工事自体についての出し分に問題が出ないか心配しているところです。地権者の同意が90%以上必要とも聞いておりますし、白水台地の畑かんは将来においても絶対に菊陽の農業においても必要であり、早急な対策を望むところではありますが、まずは今後の見通しについて質問をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えいたします。

まず、深迫ダムについてですけれども、深迫ダムは、幹線管水路のうち上流側の約2.3キロを平成21年度に県営工事において改修して、これが完了しております。下流側約4.3キロが未改修のままとなっておるところでございます。この未改修部分につきましては、施設整備から御承知のとおり35年が過ぎまして、至るところで漏水するなど、施設の老朽化が著しく進んでおります。昨年度だけでも、幹線管5件、支線管3件で漏水が発生しております。復旧に要した額が約430万円というふうになっており、早期の施設の改修が待たれるところでございます。

下流側の幹線管、支線管等の改修工事につきましては、熊本県営事業、水利施設等保全高度化事業により実施していただきたいと思いますと考えておるところでございます。当該事業の実施要件と

しまして、議員さん申されたとおり、事業対象農地の50%以上を担い手農家への集積をすること、そして土地所有者などの受益者の90%以上の方々から事業仮同意をまず得ることとされております。

そこで、平成27年度から農地集積専門委員を配置しまして、積極的な集積活動を展開してきたところでございます。平成27年4月、約20%であった集積率は、昨年末には目標とする50%を超え、事業実施要件の一つをクリアしたところでございます。現在、熊本県、おおきく土地改良区と協議をしながら、事業の概要等について調整してるところでございます。整理、調整でき次第、次のステップである90%以上の受益者の方々から事業仮同意を得る作業に移ることとしております。本年7月ごろには、白水地区農地集積推進協議会、これ設置されておりますので、ここにまず事業説明とあわせ意見交換を行い、内容を再整理した上で受益者の皆さんを対象とした説明会を開催し、その後、事業仮同意の取得作業に入りたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 白水台地の布設、深迫ダム下流の取替えについては、今、課長から言われたとおりであろうかと思います。詳細な質問については、明日また阪本議員の方から詳しく聞かれるかと思うので、これで私は、町長が昨年の平成29年6月の定例会の行政報告の中で申されたこと、通告外と言われればそれまでですけれども、関連しておりますので、答えられる点がありましたら答えていただきたいと思います。

白水台地のかんがい用水については、用水の確保が確実にできることが農家にとっては重要なことであります。早期の用水確保のため、白水地区内に井戸ポンプ場を設けることができるよう、おおきく土地改良区等の関係者が一致結束して要望活動を続けた結果、大切畑ダムの復旧事業の中に井戸ポンプの設置を含むという査定結果を得たところであります。今後は、気を緩めることなく、井戸ポンプの設置が実現するまで継続して交渉を続けてまいると行政報告で報告をされております。管の修理の間、やはり二、三年かかるかと思います。その間、水を使う、また消毒用の水を使うというのを大変心配されておりますので、そういった点からも井戸ポンプの設置というのは重要なことであろうかと思います。踏まえまして、答弁ができなければ私は要望にしたいと思いますけれども、課長、どうですか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えさせていただきます。

井戸の掘削につきましては、御承知のとおり、熊本地震により大切畑ダムから深迫ダムへの通水が困難となったことを受けまして、仮設井戸の掘削を要望してまいったところでございます。被災当初、熊本県からの説明では、大切畑ダムからの用水供給は早期の段階で可能となる旨の説明があっておりました。送水管の至るところで漏水が発生するなど、その進捗は思わしくなく、用水供給の目途が立たない状況でありました。そこで、関係機関等々と連携し、国及

び県に対し、井戸掘削を強く要望してまいったところでございます。この要望が実りまして、平成29年1月、災害復旧事業計画概要、いわゆる災害復旧査定が決定されまして、復旧事業費約64億円の中に菊陽区間さく井2か所の工事費が盛り込まれたところでございます。

この間、大切畑ダムから深迫ダムまでの幹線水路の復旧事業は進みまして、平成29年5月には復旧工事が完了しました。深迫ダムへの通水が開始されまして、以後、順調な給水状態が維持されております。震災前の深迫ダム貯水量を今では確保するに至っている状況でございます。井戸掘削によります水の供給計画につきましては、大切畑ダムからの用水供給ができない状況における代替水源として予算が確保されているものでございます。大切畑ダムからの用水が確保されてる現状では、掘削の必要がないというふうに県も判断してるところでございます。

ですが、今後、大切畑ダム復旧工事におきまして予期しない事故や、かんばつ等により農業用水が不足することが予想される場合は、井戸掘削による代替水源の確保を要請してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） よく分かりました。布設管の修理においてはぜひ必要だと思いますので、早目に対応していただくようお願いしまして、次の3番目の項目に入ります。

3番目は、消防団の充実についてであります。

平成28年4月の熊本地震発生までは、災害といえば火事か水害、台風であり、被害も一部の区域に限られていましたが、熊本地震ではこれまで経験したことのないような広範囲で、しかも甚大な被害が発生し、消防団も大変御苦労されたかと思います。先般、消防団の幹部の皆さんと会う機会がありまして、久しぶりにいろんな話を聞かせていただきました。今回、それらも踏まえてもありますが、消防団のさらなる充実を思い願って質問をさせていただきます。

初めに、団員不足は長年の課題である。町として具体的な対策はあるか、としております。この問題につきましては、これまでも何人もの方が質問されておりますように、なかなか改善されない難題であります。

平成元年、古いことばかり言いますけれども、30年前ではありますが、町の人口が約2万4,000人で、消防団員、定数が500人に対し団員数が456人、うち本部機動隊が15人でした。しかも、この団員数456人というのは、当時はほとんどが自営者、農業が特に多くありましたので、実働人員でした。それが、昨年度、平成29年度では、町の人口約4万1,000人、団員定数は460、団員数は404人で少し下がっておりますが、本当に活動する、実働する人員というのは半数に近いという、そういったお話であったと思います。本部機動隊は45人、そのうち女性隊員が16人です。まずは、404人の中の、いかに災害などあったときに出動できるか。出動する人員を増やすことが一番であろうかと思います。社会的な背景も変わりまして、厳しい課題であります。町としてはどういった具体的な政策、方針を立てておられるか、まず質問をいた

します。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 質問にお答えいたします。

まず、本町の消防団の現状について説明をさせていただきます。

団員数ですが、条例定数の460人に対し、本年4月1日現在で407人となっております。団員数の推移ですが、先ほど申された30年前、昭和63年が471人、20年前の平成10年が457人、10年前の平成20年が409人と減少しております。ここ10年間は、400人をわずかに超える状況で横ばいとなっております。

次に、団員の職業についてですが、会社員、団体職員、公務員などのお勤めの方が331人で、自営業などの方が76人となっております。そのうち女性団員が17人であり、団員全体の平均年齢は33.7歳となっております。

御質問の消防団員の確保についてですが、本町においては、平成3年に女性、平成5年に町内勤務の方、その後、大学生が入団できるように要件の緩和を行ってきております。現在の団員確保のための取組としましては、主に地域を把握している各消防班による新入団員の勧誘が中心で、そのほかに町の広報紙やホームページ等による新入団員の募集、各自治会の公民館等に消防団員募集のポスターの掲示などをしていただいたりしております。

今後の取組としましては、まず町民の皆さんへ、消防団が地域防災力の要としてどのような役割を担っているかなどを周知し、消防団の必要性について積極的に啓発活動を行う必要があると考えます。このような啓発活動により、町民の消防団に対する意識を変え、家族、地域の方々が消防団への加入について理解してもらえるようにしていくことが重要ではないかと思えます。また、消防団に入団していることを誇りに思えるような啓発も必要かと思えます。さらには、消防団のない行政区に住んでいる皆さんにも、近くの消防班に加入してもらうような啓発も行っていきたいと思えます。

それから、平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、消防団の強化、消防団への加入の促進、公務員の消防団員との兼職に関する特例、事業者への協力などが定められました。この法律に基づき、公務員の加入促進、事業所への協力等も行っていきたいと考えております。また、全国的に消防団員の確保は課題となっており、ほかの自治体の例などを参考に、全ての消防団活動には参加せず、特定の活動や時間の許す範囲での活動をする機能別消防団員などの検討も行っているところでございます。

今後も引き続き、消防団の確保とあわせて、地域防災力の強化のため、自主防災組織、防災士の育成強化にも取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 説明をしていただきました。今、課長も言われましたように、現在、菊陽町の470人の団員ほとんどが、既存という言葉がいいか何か分かりませんが、既存の

集落であろうかと思います。25班がありまして、ほとんど既存であります。人口4万1,000人の3万人近くは既存以外の方々でありますし、それらもちゃんと踏まえて町の防災というのを考えていかなければならないと思います。

25分団、そして本部機動隊合わせて26というのは、私ども平成元年ごろから全然変わっておりません。人口は3万人以上増えておるのに、そういった点は全然変わらずにやっているというのも少し矛盾している点もあるかと思いますので、それらも踏まえてしっかりと対応していただきたい。そうしないと、団員というのは増えないと思いますし、自主防衛隊では日ごろの訓練等で少し無理なところもありますので、正式な消防団員の皆さんでこの地域、この町は守っていくというように、団員が誇りを持って入団できるように体制を整えていただきたいと思っています。

それでは、そういうことをお願いしまして、次の2番の、災害時においては消防団と町機動隊との連携が大事であるが、行政の中で機動隊の位置づけ、目的等はどうなっているかを質問したいと思います。

私は、今回初めて町の消防団規則というのを見まして、余談ですが、団長の任期が1年というのは知りませんで、驚きました。これまでは慣例で2年やっていたのかということであります。規則の中では、機動隊は本部機動隊として団長の下にあります、行政の中での意識、考え方はどうなっているかをまず質問したいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

本部機動隊につきましては、組織上は菊陽町消防団の本部に属する組織であり、1つの消防班と同じようなものでございます。また、隊員も、もちろん菊陽町の消防団の団員であります。ただ、本部機動隊は全員が町職員で構成されていますので、その役割など、ほかの分団とは少し違いがあります。

機動隊の目的といいますか、その役割ですが、一つは町消防団本部の任務であります。災害時において本部や各分団への連絡や情報提供、本部となる役場での待機、また出初め式、操法大会などの消防団行事の際は準備、運営や片づけ作業などにも従事しております。もう一つの役割は、機動班としての役割です。これは、火災等の際、いち早く現場に行き、初期対応を行ったり、ほかの分団の支援などがあります。また、各分団は担当する分団区域が決まっておりますが、機動隊の活動区域は町内全域ということになります。

なお、現在の本部機動隊の隊員数ですが、男性隊員28名、女性隊員16名の44名となっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） 今、機動隊の位置づけ等を言っていただきました。規則を見まして、私がどうしても納得といいますか、することができないところが、規則の第1条の2に、団長は

団の事務を統括し、副団長以下を指揮して法令、条例及び規則に定める職務を遂行し、菊陽町長に対し、その責に任ずるという、その責に任ずるというのがどうも分かりませんので、課長、お答えをいただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今、申されましたとおり、菊陽町消防団規則の第1条の第2項ですね。これに、団長は団の事務を統括し、副団長以下を指揮して法令、条例及び規則に定める職務を遂行し、菊陽町長に対し、その責に任ずるということです。その責に任ずるとは、責任があるという意味でございまして、消防団の団長につきましては、その任命は町長が任命をいたしております。ですから、その責任は、町長から任命されておりますので、その責に任ずるということになってるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） それでは、消防団に対して、本部機動隊もそうですけれども、町長と同じような命令といいますか、指揮ができるということでしょうか。どうですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 団員が団長の命令にあるかということ。

（13番大塚 昇君「本部機動隊」の声あり）

もちろん、本部機動隊の団員、先ほど申しましたとおり、菊陽町消防団の団員でございますので、団長の指揮命令下にあるということでございます。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君。

○13番（大塚 昇君） そういうことで、少し安心しましたけれども、幹部の皆さんのいろいろ話を聞きますと、役場の職員さんでありますし、大変難しいところもあるかと思います。職場を離れて火事の現場とかイベントとかに来ておりまして、団長はなかなか命令ができないというのも現実であろうかと思います。災害等においては、本部機動班でありますので、団長の下に班の体制がしかれていると思います。今後におきましても、そういった点を十分に職員の皆さんにも理解していただいて、消防団から見ても、やはり役場の職員はすごいなと。ちゃんと任務を果たしているなど。そういう点からも、機動隊に入ったら10年ぐらいはぜひ在籍していただくように、町の方からも、町長の方からも言っていただくようにしていかないと、何か団員の皆さんは不満に思ってるようでありますので、ぜひ、消防団と本部機動隊というのは一緒でございますので、頑張っていただいて、消防団とともに安心・安全なまちづくりということで一緒に励んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。これからも町のために、地域のために一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 大塚昇君の一般質問を終わります。

昼食休憩にいたします。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時56分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 皆さんこんにちは。議員番号3番、公明党の西本友春です。本日は、お忙しい中、傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

今回の質問事項は、昨年12月に質問と提案させていただいたピロリ菌検査への助成についての近隣市町村との連携と検討がどこまで進んでいるかの確認と、子どもの健全な成長を支える上で重要な役割を担う学校給食、少子化対策や貧困家庭の食の安全としても注目される中、その費用を無償化する動きが全国で広がりを始めている学校給食の補助についての質問と、総務省が進めている自治体クラウドについてと、特別税措置される地域おこし協力隊について、町の考えについて質問させていただきます。

質問は、質問席にてさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 昨年12月の質問の際、町長は、ピロリ菌を除菌することが胃がんの予防につながるということが評価されているということも十分理解しているコメントと、自身のピロリ菌検査と除菌への保険適用へのありがたさ、公明党として取り組み、提出させていただいた署名に対しても、貴重な署名なので、国、県の動向や近隣の市町村とは連携をとって、十分踏まえた上で取り組むようにということで指示しているとの回答をいただいていたのですが、近隣の市町村との連携はどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 近隣の市町村との連携による進捗状況についてお答えします。

平成29年7月11日と11月20日の菊池郡市保健協議会理事会会議の中で、ピロリ菌検査の実施及び助成について議題の一つとして審議されています。その会議の中では、ピロリ菌検査を胃がん検診の1次スクリーニング方法として実施した場合の評価として、国立がん研究センターが示す有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインにおいては、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であることから、がんの死亡率を下げることを目的とした対策型検診としての実施は現段階では推奨されていないため、ピロリ菌検査の実施や助成についてはいずれの市町も考えていないという状況でした。

一方で、引き続き国の動向や近隣自治体の状況を注視し、がん予防としての有効性などの検証結果を見きわめ、検討していくという結果でありました。

本年度は、菊池郡市保健協議会理事会会議が6月18日に開催される予定でありますので、その中で、引き続き国や県内の動向等を確認の上、ピロリ菌検査の実施や助成について必要かどうか各市町としっかり協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 前回、質問したときも、ピロリ菌の検証についてはそういうふうはまだ出てないというふうで、私はそのときに、世界的にはそこは推奨されてるということをお話はさせていただいておりますが、ピロリ菌検査でやって、それがあれば、除菌すれば実質は出ないというのは、これは医学、日本のところでもきちんと説明をされてるんで、そこは、6月18日また検討会があるということですが、菊陽町としても前向きなことでしっかり取り組んでいただいて、その中でも検証していただきたいというふうに思っております。

ピロリ菌がいるかどうかを調べる方法は幾つかあります。現在、健康保険で検査できるのは、1つ目に血液検査で、費用は採血と検査判断料などで3,000円程度です。2つ目としては、尿中抗体測定で、これも費用が3,000円程度です。3つ目として、便中抗原測定で、これも費用は3,000円程度です。4つ目として、これは私が受診したときなんですけども、尿素呼吸試験法で、呼気に含まれる二酸化炭素の量を測定する方法で、費用は6,000円程度です。5番目に、迅速ウレアーゼ試験とは、内視鏡で胃の粘膜を採取する方法で、費用は8,000円程度です。6つ目として、培養法、内視鏡で胃の粘膜を採取する方法で、これも費用は8,000円程度です。町の健康診断の項目にピロリ菌検査を追加することと、検査費用の個人負担の軽減についてどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 町の健康診断の項目にピロリ菌検査を追加することと、検査費用の個人負担の軽減をどのように考えているのかについてお答えします。

ピロリ菌検査は、将来どれくらい胃がんになりやすいかというリスクを明らかにする検査であります。先ほども説明しましたが、国立がん研究センターが示す有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインにおいて、ピロリ菌検査は胃がん検診としての死亡率減少効果ははっきりと立証されていないという見解であり、がんの死亡率を下げることを目的とした対策型検診としての実施は推奨されていません。このことから、町が委託している健診機関では集団健診でのピロリ菌検査が実施されていない状況であることから、現在の町の集団健診におけるピロリ菌検査の追加は困難な状況であります。

町としましては、胃がん検診受診率の向上への取組を推進しながら、健診項目にピロリ菌検査を追加することと個人負担の軽減につきましては、今後の国の動向、県内や近隣自治体の実施状況や効果の検証などを見据えながら、近隣の市町村と連携し、しっかりと判断していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 県内の自治体の動向ということで、ピロリ菌の助成については県内、国内含めて助成している自治体が増えているのは事実でございます。県内においては、水上村、長洲町、天草市、宇城市、この4つが今実施をしております。

直接行くことがかなわなかったんで、電話で確認をさせていただいたところ、水上村は平成29年度から、尿素呼気試験法による検査及び血液検査が対象で個人負担が1,000円、昨年度は3名の方が受診をしたということでございます。また、長洲町は平成29年7月から、30歳以上の人を対象に血液検査で、検診時にこれも1,000円が個人負担で実施しており、100名の予算に対し93名が受診を行ったということでございます。また、天草市は平成29年度から、ここは中学校の健康診断で3年生だけを対象として実施をしております。宇城市は平成30年度から、15歳以上の市民を対象として6月から10月の間で実施することとなっており、検査方法は尿検査と血液検査の両方から選べて、個人負担がこれも1,000円とのことです。

検査方法も血液検査が中心となっているのと、いずれも行政区内の病院での検査が助成の対象ですが、個人負担が1,000円となっております。3,000円程度の血液検査でしたら、行政負担も2,000円で済みます。長洲町は人口1万6,000で100人の予定。菊陽町は人口4万1,400、約2.6倍でございます。その倍あったとして、500名の予算でしたら年間100万円となります。再度伺いますが、ピロリ菌検査への助成はできないものか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 行政区内の病院での血液検査や尿検査によるピロリ菌検査への助成についての御質問にお答えします。

先ほど申し上げました菊池郡市保健協議会理事会会議で、病院での血液検査や尿検査によるピロリ菌検査への助成について本町から議題として提案し、その中でしっかりと協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほども言いました、ピロリ菌の検査対象が今のところ2つほどありますということで、天草市は子育てというところを重視して中学3年生から助成を行っております。これ町長にお伺いしたいと思うんですが、30年5月1日現在で菊陽中で490名、武蔵ヶ丘中で833名、トータルで1,323名。3年生が対象ですんで、3で割れば441ぐらい。先ほど、私が言った500名程度と同じような数字に大体なるかと思いますが、町民が対象じゃなくても、例えば子育ての一環として中学3年生を対象にするのも一つの案かと思いますが、こういうところもあわせて今後ピロリ菌の助成について、もし回答がいただければ、お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ピロリ菌の検査についての、12月の議会でも申し上げたところであります。

けども、ピロリ菌検査の実施及びその助成を求める1万1,705名の町民の皆様からの署名があったということで、これを重く受けとめまして、署名の中にもありましたように、ピロリ菌を除菌することが胃がんの予防につながるということが評価されてることも十分理解してるところであります。

ただ、ピロリ菌の検査、今、菊池郡の協議会の中でしっかりと町の方から提案して、どんどん内容を深めていくような指示はしておりますけども、1つ、そういった中で分かったことが、ピロリ菌の検査をしまして陽性という判定が出た場合に、今度はそれを、ピロリ菌の除菌費用について保険の適用を受けようとしても、その段階では受けられないというか、適用にならないということも聞いたところでありまして、そこまでつながっていかないと、なかなか検査はしても、私、人間ドックでやりましたので、その結果ですぐ保険適用になったんですけども、単なるピロリ菌の検査であれば、胃の内視鏡の検査あたりもして、その結果、胃の中に除菌しなければならないようなことがあれば対象になるということ聞いとるところでありますので、その辺をもう少ししっかりと調べなければならないかなと思ってるところであります、また中学生等に持っていった場合が、除菌治療薬の、これはそんな大きな事例じゃないと思いますけども、副作用の事例もあったということでもありますので、その辺も気になってるところであります、それでまた郡の中でいろんな関係者が寄られた協議会がありますので、そこで少し詰めていただきたいと思うのと、もう一つ、さっき西本議員が言われましたように、県内でも取組を始めたところがありますので、その辺の市町村がどのような、検査した後の実際の除菌まで行くところをどういうふうな方法でやっ取るかも十分調査させて、また今後、その辺も踏まえた上で今度の協議会の中には、担当の方に会議の方に臨ませたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。私も検査を受けて、胃の炎症があるということでピロリ菌の検査に行って、それがいて対象ということで、それがなくてできないという、町長がおっしゃったのは多分そのことかなというふうに私も理解してます。その制度んとは、私もまた今後勉強していきたいというふうに思ってます。

確かに、長洲町での血液検査というのは2通りやって、ピロリ菌が血液検査で分かったときに胃の中の、ペプシノーゲン検査というのも一緒にやって、ピロリ菌がいて胃が収縮するというのがあれば非常に胃がんのリスクがあるということで、そういう2通りの検査をしてということでございましたので、今後、6月18日のところに向けて、しっかり町の方としても整理をしていただいて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、学校給食の補助について質問をさせていただきます。

学校給食費は、経済的に困難な家庭が申請すれば就学援助制度から支給されます。学校給食を補助している対象世帯と推移はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） こんにちは。

御質問にお答えします。

学校給食につきましては、学校給食法第11条で、施設の整備費や調理員の人件費については設置者である市町村が負担し、それ以外の材料費などは保護者の負担と定められておりますので、本町においては学校給食費の一律補助は実施しておりません。ただ、経済的理由によって支払いが困難な児童・生徒の保護者には就学援助費の中で給食費の補助を実施しており、予算として毎年約2,200万円を計上しております。

そこで、お尋ねの学校給食費を補助している世帯は、就学援助費を支給している要保護及び準要保護児童・生徒が対象となりますので、お答えします。

まず、要保護児童・生徒数と推移ですが、平成20年度が12名で、児童・生徒数に対する割合は0.34%です。5年前の平成25年度は、21名で0.52%です。平成29年度は25名で0.58%と、約10年で0.24ポイントとわずかに増えている状況です。

次に、準要保護児童・生徒数と推移ですが、平成20年度が309名で8.86%です。5年前の平成25年度が345名で8.59%です。平成29年度は415名で9.65%と、約10年で0.79ポイントと、準要保護児童・生徒数も要保護児童・生徒数と同じく、わずかながら増えてる状況です。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 要保護も準要保護も増えていってるということで、両方合わせると10%強という状況であるということで、後でまた触れますけども、貧困率、貧困世帯というものが15%ですから、その中の10%というような形なのかというふうには思いますが、それにしても対象者は比率的に増えていってるということでございます。

給食の支援を申し込むこと、いわゆる就学援助の申請に対して申し込むことにためられ、就学援助を受けずに頑張っている家庭もあると思われます。現在の給食費の未納の状況と、未納世帯における世帯の収入状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） お答えします。

平成29年度末の給食費の未納状況につきましては、小学校6校で5件、中学校2校で11件ですが、世帯個別の収入状況については教育委員会で把握することはできません。しかし、経済的理由によって支払いが困難な児童・生徒の保護者には就学援助制度をぜひ活用していただきたいと考えておりますので、この制度の趣旨について今後もしっかり周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 未納世帯の収入のところが分からない、周知はするということでございますが、世帯として、町として分かっているのであれば、本来であればもっと、所得とかという

のもしっかり分かりますので、先ほど課長が言われた、その制度のところのきちんとした落とし込みなり、そういうのをしっかり取り組んでいただいて、所得は分からないんであれなんですけども、そういう形でしっかりとまた推進していただきたいというふうに思っております。

子育て環境の充実に向け、独自に給食費を無料にする自治体が増えており、2016年度末までに全国61市町村に広がっております。また、文部科学省は公立小・中学校の給食の無償化に関する全国調査に乗り出し、2017年度中に結果をまとめる予定となっています。まだ公表はされてはいません。そこで、学校給食費の全額補助を提案するが、町はどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） お答えします。

学校給食につきましては、先ほどの御質問でお答えしましたとおり、給食の直接的な材料費については保護者の負担というように定められています。

さて、現在の学校給食費につきましては、小学校が1人当たり月額4,100円、1食当たり237円で年4万5,100円です。中学校が1人当たり月額5,000円、1食当たり285円で年5万5,000円となっております。本町の平成30年度の小・中学校の児童・生徒数4,368人の学校給食を全額補助にしますと、年間約2億1,000万円の多額の予算を必要とします。教育委員会としては、今後、児童・生徒数の増加や施設老朽化に伴う施設整備への対応などに多額の予算を必要とされることが予想されることもあり、現在のところ給食費の全額補助については考えていないところですが、引き続き近隣市町村や全国の動向については注視してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 国公立問わず、高校等の授業料の支援として、市町村民税所得割額が30万4,200円、年収910万円程度未満の世帯に就学支援が支給されています。また、私立高校の実質無償化が、2020年度までに年収590万円未満の世帯を対象に実現いたします。

昨年、熊本県は、熊本市を除く44市町村の小学校5年と中学2年、その保護者で調査を行い、106万2,132円を貧困線と定め、その結果、熊本県の貧困率は15%となっております。内閣府の2015年6月の調査では、全国平均が16.3%となっております。また、ひとり親世帯では、先ほど小林議員も言われましたが、43.8%と上がっています。また、厚生労働省の平成27年度の平均所得金額、これが541万9,000円で、その中で児童のいる世帯が38.6%、400万円以下の世帯では21.9%となっています。

先ほども、就学援助、要保護、準要保護で両方合わせて10%。400万円未満の世帯となると、これは平均ではございますが、21.9%という数字がございます。年収400万円以下もしくは多子世帯、第3子から給食費免除を再度提案したいと思います。町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） お答えします。

御提案の件につきましては、最初の御質問でお答えしましたとおり、町では、経済的理由のため支払いが困難な児童・生徒の保護者には就学援助費制度の中で給食費の補助を実施しております。就学援助制度につきましては、各学校を通して各家庭にパンフレットを配布して周知を行っており、そのパンフレットに所得に関するモデルケースとして、両親と中学生と小学生1人ずつの4人家族で世帯総所得額230万円以下、年収にしますと約350万円から360万円以下の世帯が所得要件の目安となっております。

議員御提案の年収400万円以下もしくは多子世帯の第3子からの給食費免除につきましては、就学援助制度では第3子になると認定基準の年収が約400万円前後になりますので、当分は就学援助制度での対応を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 私が年収400万円というのは、先ほど言われた基準の数字がそのときは分かってなかったんであれなんですけども、これは全国平均ということで、実質でいくと全国平均の所得が対象になるかなというふうには思ってます。年収400万円といっても手取りでいくと350万円ぐらいと。それで家賃だ何だかんだ払っていけば、非常に生活的には困難な状況だというふうに想定をされますが、再度町長にお伺いしたいと思いますが、学校給食費の補助についてどのようにお考えになってるか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問の学校給食費の保護者の負担をゼロにということでありまして、さっき学務課長が答弁しましたように、これを本町で実施した場合は年間に約2億1,000万円の多額の予算措置が必要になるわけでありまして。この件について、学校教育法の中で、学校給食を受ける児童・生徒の給食費については保護者の負担というのが法律の中で決まっておりますので、国からの支援がないということだと思います。

それで、要保護、準要保護につきましては、要保護につきましては国からきちんと負担がお金で来るわけでありまして、それと準要保護でも普通交付税の需要額の方でその分措置してありますので、そういった国の支援の中であるわけでありまして、今、本町の場合、熊本地震もあった関係での復旧・復興に多額の金も要りますし、学校の方でも今、被災はしましたが子どもたちが増えとるということで、増築等のいろんな対応をしているところであります。そういう状況にありまして、何か大きなことを政策的に入れて実施するような場合には、その財源がどこから、国が支援してくれるのか、県があるのか、そういうところも見きわめながら、既存の中の事業の中に溶け込ませなければなりませんので、そういった面で財政規律を守っていくということも非常に大事なことであります。

特に、今、西本議員も環境保全組合の議員されておりますけども、新環境工場の建設に伴い

まして、30年度まではそうないんですが、31、32年度になりますと、今の試算でして環境保全組合に町からの負担が7億円ぐらいに膨れ上がるということになりますと、これはうちだけじゃありませんけども、構成2市2町、同じような問題抱え込むわけではありますが、そこをどう乗り切っていくかというのも非常に大きな課題であります。

そういう意味で、29年度の滞納しとところが小学校で5件、中学校で11件、合わせて16件でありますので、これ個別にきちんと調査して、どういう状態で払えないのか、その辺を見きわめながら、学校給食にはそういう対応が、現時点ではそういうふうと考えております。

ただ一方で、子ども医療費については内容を充実させていきたいということで、保育園の民営化による財源の分をそちらの方に充てて内容を充実させていきたいと思っておりますので、そういうようなところで、現時点では学校給食の保護者の負担というのが国の法律の中で、やはり国で見るべきだというふうなところが出てくれば非常に取り組みやすいというふう考えてるところであります。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほど、要保護、準要保護の基準のパターンの周知がありましたけども、基本、親2人、子ども2人というところが対象ですけども、最近でいくと少し構成も変わってきたりしてるんで、できれば準要保護とかの対象の一覧表みたいなやつでもうちちょっと小まめに、幾つかのパターンをきちんとつくって周知活動をしっかりしていただきたい。そうすれば、その対象となる人も分かってくるんじゃないかなというふうに思いますので、再度、学務課長、その取組をしっかりよろしく、パターン、1つの例じゃなくて違うケースのやつも表で出していただいて、しっかり町民の皆さんに周知をしていただきたいというふうに思っております。

それから、学校給食の補助については公明党としても党挙げてきちんと取り組んでおりますし、また国の方にもきちんと提案をしていきたいというふうに思ってますので、国より早目という思いでこれは質問をさせていただきました。

続きまして、自治体クラウドについてお伺いをいたします。

総務省は、コスト削減、住民サービス向上、高いセキュリティー水準の確保の実現を目指して、自治体グループの拡大や業務範囲等の拡大を目指した指標を示しています。菊陽町は単独クラウドを導入していますが、菊陽町におけるクラウド導入済みとそれ以外の業務はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

本町の電算システムは、平成29年1月に約7割をクラウド化して運用しており、導入済みは、住民基本台帳、個人住民税、国民健康保険、介護保険業務などに係るシステムです。また、未導入は、戸籍、後期高齢者医療システムなどです。未導入の理由としましては、戸籍システムについては現在のシステムがクラウド化に対応していないためであり、後期高齢者シス

テムについてはリプレイス後間もないため、次のリプレイスまで現行システムを使用することとしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 後期高齢は次期のシステムでということで、戸籍等のやつも今後はきちんとそういうふうになれるというふうに私は思っております。

自治体クラウド化に向けては、参加団体の構成、円滑な導入のための推進体制の構築、自治体クラウド導入のスケジュール、クラウド化業務範囲、カスタマイズの抑制のための具体的な取組方法など、さまざまな事前検討課題があります。自治体クラウド化に向けた取組はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

自治体クラウドとは、地方公共団体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを役所の庁舎内で管理、運用することにかえて、これらを外部のデータセンターにおいてネットワーク経由で利用することができるようにする取組であり、かつ複数の地方公共団体が情報システムを集約して共同利用するものですが、その導入に当たってはさまざまな課題があります。例えば、自治体クラウドに参加する団体の構成や業務の範囲などです。仮に、参加団体の構成が決定しても、それぞれの市町村が現状の事務運用を維持しようとするれば、それぞれにシステムの改修が必要となるため、自治体クラウドを共同利用した経費削減効果が得られなくなることになります。

自治体クラウドの導入を検討する際は、事前に課題をしっかりと把握することが重要となります。今年度から、県と全市町村で組織する熊本市町村電子自治体共同運営協議会において、新たな事業として自治体クラウドに関する専門部会を設置することとなっております。まずは、自治体クラウドに関する基礎知識を学び、先進事例を検証しながら取り組む予定となっているため、本町も熊本県及び県内市町村と情報を共有しながら、自治体クラウド化に向けて取り組んでいくこととしています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 自治体クラウド化については、全国で事例として数か所がやっているとところもありますし、今、課長が言われましたように、そういうところをしっかりと学びながら、国の目指してるものに対してしっかりと遅れないように取り組んでいただきたいというふうに思っております。

総務省は、地方公共団体におけるクラウド導入のロードマップとして、2020年度から、より拡大したクラウドグループの全団体の導入を目指していますが、菊陽町で考えたら、まずは菊池市、合志市、大津町と連携した同一グループの自治体クラウドを導入すべきと考えてはおり

ます。自治体クラウド導入に向けたロードマップと、菊陽町の役割をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

総務省が示すロードマップでは、2020年度から順次、全ての地方公共団体のクラウド化を実現することとされています。熊本県においては、コストの削減、住民サービスの向上、高いセキュリティ水準の確保を実現するために、県内全市町村で構成する熊本県市町村電子自治体共同運営協議会の中で自治体クラウド化に向けた取組を行うこととされています。本町においても、この協議会の動向を見きわめながら導入に向けた検討を行うこととしていますが、導入に当たっては、本町のシステムの更新タイミングを見据えておくことも重要であると考えています。

また、自治体クラウド化に向けた団体の構成については、現在、窓口業務や税業務など、近隣市町と担当者レベルの部会を設置して連携しながら住民サービスの向上に努めています。そのため、議員御提案の菊池市、合志市、大津町と連携した枠組みなども候補の一つであると考えているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほどから課長が答えてらっしゃる県の自治体クラウドの取組ということで、それって、すいません、いつごろから始まるんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

平成30年度から、この協議会に新たに部会を設けて検討することとなっておりますが、具体的なスケジュールまではまだ定まっていないようです。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 分かりました。具体的スケジュールが分かったらまた、それはそれで別途教えていただきたいというふうに思ってますんで、よろしくお願いします。今回、この質問は、とにかく政府の目指してるこういうものに関しては早目にしっかり取り組んでいく必要があるということで質問をさせていただきました。

それから最後に、地域おこし協力隊について質問をいたします。

2009年度から総務省によって制度化され、地方自治体が募集を行い、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市部の住民を受け入れて地域おこし協力隊として嘱託し、隊員には、地域ブランド化や地場作品の開発、販売、プロモーション、都市住民の移住、交流の支援、農林水産業への従事、住民生活の維持のための支援などの地域協力活動に従事してもらい、あわせて隊員の定住、定着を図る一連の活動を通じて地域力の維持強化を図っていくことを目的としており、隊員1人につき報償費等として年間200万円から250万円、活動費として年間150万

円から200万円をそれぞれ上限に、地方自治体に対して特別交付税措置する。隊員の期間はおおむね1年以上、最長3年までとしています。ただし、3年を超えても活動の継続は可能です。2017年度には、全国985の自治体で4,830人の隊員が活躍しています。地域おこし協力隊についてどのような検討を行ったのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

地域おこし協力隊の制度の趣旨や目的、概要につきましては、今、議員がおっしゃったとおりです。本町では、協力隊の制度創設以来、空き家を活用して地域の活性化を推進する定住促進プランナーや、新たな視点で観光や人、物など地域資源を発掘したり、文化財を活用したツーリズム事業などを企画したりするプロモーターなど、地域の活性化のために隊員として活動していただくことを検討していますが、これまでに募集するまでには至っておりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 検討はしたが、地域おこし協力隊では必要ないということだったのかなというような、そういうニュアンスにとりましたけど、まあいいです。

総務省によれば、隊員の4割が女性、そのうちの8割が20代、30代となっています。また、任期終了後については、総務省の調べでは2015年2月によると、5割が任地、赴任先です、の自治体に、1割がその任地の近隣自治体に定住しています。任地の自治体に定住した隊員のうち、5割が就業、2割が就農または起業しているとデータは記されています。

私個人の考えではありますが、菊陽町においては現状、職員数が少ないと感じています。29年度中に空き家対策協議会を発足し、流動化や有効活用、条例の検討をするとなっていました。が、いまだ協議会は発足していません。7月に発足するみたいです。個人的な考えではございますが、空き家対策の一環として、売りたい人と買いたい人をマッチングするような移住・定住の手助けをしていただける業務を担ってもらう人材として、地域おこし協力隊で募集を行ったらと思います。菊陽町にも地域おこし協力隊が必要と考えるが、町はどのように考えてるのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 先ほどの答弁の後に、具体的に検討したのか、してないのかというようなところがありました。菊陽町では、平成27年度に具体的に募集に関して検討をしていたところですが、その後、熊本地震があったために一時中断したところですが、これから答弁させていただく問題、課題もあるようですので、改めて検討するというようなことで答弁をさせていただきます。

地域おこし協力隊に関しては、最近では、単に地域の人手不足や財源不足の解消を目的として募集を行っている自治体も数多く見受けられ、そのことが要因で自治体の期待と隊員の希望に相違が生じ、委嘱期間よりも早く退任するケースが全国的に見受けられるようです。このよう

なことから、制度の趣旨を十分に踏まえ、地域の将来像を見据えながら、何の目的で、どのような地域おこし活動が必要なのかを町と活動の拠点となる地域が十分に協議し、お互いが共通認識を持つことが重要です。隊員を募集するに当たっては、空き家対策や地域づくりなどの業務を担っていただくことなどが考えられますが、その業務内容等をしっかりと精査し、制度の活用に向けて取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 地域おこし協力隊については、先ほど課長から、若干離職していく者があるということを伺いました。私自身、菊池市と合志市、大津町、担当者のところを訪問させていただいて話をお伺いしました。たしか、菊池市さんの方でも若干、二、三名、当初のころあったということを少しお伺いはしております。

菊池市は現在12名。合志市は4名。大津町は1名で、本年度募集している3名に対してはまだ応募がないということで、主な業務としては、幾つもありましたが、観光、販路拡大、情報発信、空き家対策、健康促進、文化、ブランド推進など、それぞれの市や町で異なりますが、多種多様にわたっていました。また、行政が本来取り組まなくてはならないことを、他の地域の人の目線から、また違った観点から手伝ってもらっていて、非常に助かるとの担当者からの声も頂戴をしております。導入している他の自治体では好評を得ているので、菊陽町でも次年度に向けて募集できるように検討して実現できることを要望しまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時50分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成30年6月8日（金）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3 日 目)

(平成30年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成30年6月8日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |     |       |      |     |       |
|------|-----|-------|------|-----|-------|
| 1 番  | 大久保 | 輝 君   | 2 番  | 阪 本 | 俊 浩 君 |
| 3 番  | 西 本 | 友 春 君 | 4 番  | 那 須 | 眞理子 君 |
| 5 番  | 佐々木 | 理美子 君 | 6 番  | 中 岡 | 敏 博 君 |
| 7 番  | 吉 本 | 孝 寿 君 | 8 番  | 吉 山 | 哲 也 君 |
| 9 番  | 北 山 | 正 樹 君 | 11 番 | 石 原 | 武 義 君 |
| 12 番 | 岩 下 | 和 高 君 | 13 番 | 大 塚 | 昇 君   |
| 14 番 | 川 俣 | 鐵 也 君 | 15 番 | 上 田 | 茂 政 君 |
| 16 番 | 小 林 | 久美子 君 | 17 番 | 甲 斐 | 榮 治 君 |
| 18 番 | 渡 邊 | 裕 之 君 |      |     |       |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君  
書 記 山 川 真喜子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |           |                   |           |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長             | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長             | 上 川 幸 俊 君 | 教 育 部 長           | 安 武 卓 明 君 |
| 総 務 部 長           | 阪 本 浩 徳 君 | 福祉生活部長            | 阪 本 章 三 君 |
| 健康保険部長            | 服 部 誠 也 君 | 経 済 部 長           | 士 野 公 典 君 |
| 土 木 部 長           | 大 山 陽 祐 君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 市 原 憲 吾 君 |
| 総 務 課 長           | 板 楠 健 次 君 | 総合政策課長            | 中 島 秀 樹 君 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長 | 西 本 一 浩 君 | 総務部次長兼<br>税 務 課 長 | 酒 井 章 彦 君 |
| 人権教育・啓発課長         | 古 賀 直 之 君 | 東部町民センター所長        | 西 本 俊 子 君 |
| 福 祉 課 長           | 相 馬 仙 助 君 | 子育て支援課長           | 内 藤 優 誠 君 |
| 町 民 課 長           | 渡 辺 博 和 君 | 健康・保険課長           | 東 桂一郎 君   |
| 介護保険課長            | 宮 川 照 之 君 | 農 政 課 長           | 山 川 和 徳 君 |
| 商工振興課長            | 川 上 一 弘 君 | 土木部次長兼<br>建 設 課 長 | 小 野 秀 幸 君 |

|         |           |     |
|---------|-----------|-----|
| 都市計画課長  | 井 芹       | 渡 君 |
| 環境生活課長  | 丸 山 直 樹 君 |     |
| 学 務 課 長 | 矢 野 信 哉 君 |     |
| 図 書 館 長 | 川 端 慎 一 君 |     |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 下 水 道 課 長         | 矢 野 和 幸 君 |
| 総務課総務法制係長         | 小 泉 秀 和 君 |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長 | 梅 原 浩 司 君 |
| 農業委員会事務局長         | 鍋 島 二 郎 君 |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

## 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） おはようございます。傍聴席の皆様方、おはようございます。今日は本当にありがとうございます。津留区在住の阪本俊浩と申します。よろしくお願いいたします。

今日の質問は、1つ目が復興まちづくり計画について、2つ目が農政についてでございます。この2つに対する質問に対する答弁を参考にさせていただきまして、今後4年間の町政を考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） まず、復興まちづくり計画についてでございますが、2月27日付の復興まちづくり計画説明資料の中で4つの主な事業が計画してあります。その中で、（仮称）光の森多目的広場につきましては、いろんな意見はございましたけども、3月議会で承認されておりますので、ほかの3つの事業についてお尋ねします。

まずは、防災拠点の形成で最も重要な役割を果たすと思われる（仮称）防災センターについてお尋ねします。

平成30年度当初予算に基本設計委託料1,300万円が計上されております。今後どのような過程を経て準備を進めていかれるのか、まずはお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。質問にお答えいたします。

（仮称）防災センターは、国土交通省所管の国庫補助事業である都市防災総合推進事業における防災まちづくり拠点施設として、役場北側駐車場部分に整備する方針でございます。

現在、防災拠点として必要な機能や建設の位置、敷地の有効な使い方などを検討しており、6月下旬を目途に基本計画としてまとめる予定でございます。

防災センターの具体的な機能としては、災害時の災害対策本部室、要支援者の避難や救護、罹災証明書の発行や被災者支援業務などに利用できる防災研修室、大型トラックからの荷おろしを想定した防災備蓄倉庫、自衛隊や他市町村からの応援部隊の活動拠点などを計画しているところでございます。

この基本計画により方向性を定め、国、県とも協議を重ね、今年度は基本設計、来年度に実施設計を行い、平成32年度には建設工事に取りかかる計画でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） （仮称）光の森多目的広場については、国庫補助金が50%で、不確定ではございますけども制度上交付税措置が40%ということでございました。財源についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

財源についてですけれども、国庫補助が50%、地方債が45%、一般財源が5%となります。

また、地方債に対する交付税措置は、補助の採択が国の当初予算か補正予算かで変わってまいりますので、今のところはっきり申し上げることができません。できるだけ町の負担を軽減できるよう時期を捉えて申請をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 概要については分かりました。

仮に、（仮称）防災センター内に防災に関連しないスペースですね、先ほどいろいろ言われましたけども、例えば職員が昼食をとる場所とか、最新鋭の設備を備えた会議室とかを併設すれば、もちろんそれは補助金の対象にはなりませんよね。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） そのようなスペースにつきましては、補助対象外となります。防災に関連のない庁舎部分については補助はございませんで、財源は地方債が75%、一般財源が25%になります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 今の役場の状況は、人口からしても非常に窮屈で手狭に思います。職員の皆さんは自分の机の上で食事をして、休憩をしておられます。こういう状況を考慮すれば、その部分だけは国からの補助がなくても多目的に何にでも活用できるスペースをつくる必要があるのではないか、これは私の個人的な提案でございます。例えば、（仮称）菊陽町多目的防災センターとか銘打って設計を進めていくべきではないかと思います。例えば、こういうスペースができれば、20代、30代の若い職員と部長、課長あたりとの話し合いの場にもなるでしょう。そして、現在は総務部、経済部、土木あたりは庁舎も別でございます。課長同士の政策のすり合わせとか、そういう場所にもなるのではなからうかと思えます。

また、計画書の写真を見れば、防災センターは役場のすぐ下に計画してあるように思います。渡り廊下でもつくれば、往来も簡単でございます。

また、この機につくらなければ単独事業ではできないと思います。まだ設計前の段階でございます。ぜひ前向きに考えてはいただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

業務の増加や正職員、臨時職員の増加、保存しなければならない公文書などの増大などにより、現在の本庁舎及び第2庁舎では執務スペースのこれ以上の拡張が難しい状況となっております。

また、災害対応を考えた北側敷地の整備を考慮すると、限られた敷地の有効活用及びコストの面においても、防災センターに執務スペースとなる庁舎部分を確保することも検討しているところでございます。

また、議員が言われるような多目的に使えるスペースが現在ございませんので、確保できれば非常に有効かと思えます。

防災センターの中に災害対策本部室、避難室、応援部隊の拠点となるスペースなどを計画しております。こういうスペースを平時にはどのように使うのか、そのあたりを検討する中で多目的なスペースとして活用も検討してまいりたいと思えます。

また、仮に庁舎機能部分を確保することになれば、現在の庁舎の執務スペース、会議室、書庫など、庁舎全体の配置を検討する中でそういったスペースも検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） もしつくとすれば、そのスペースを非常時には災害対策として利用するなど、いろいろと無駄のないように設計していただきたいと思えます。

我が家を見ても、遊んでいる部屋があれば非常にもったいない、またいろんなところへ行っ  
て研修とか、外部からの支援、協力も必要でしょうが、これは町全体で、トップダウンではなく、みんなで考えていただきたい一大事業でございますからですね。例えば、今年入った新人の職員がすばらしいアイデアを持っているか分かりませんよ。みんなで知恵を出し合って計画に向け頑張っていただきたいと思えます。

続きまして、町民体育館でございます。

一昨日の町長の行政報告の中で、9月からの利用開始という、もう答えは出ましたけれども、復旧工事中ということであり、私も通告もしておりますし、確認の意味でも、現在の状況についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） おはようございます。お答えいたします。

熊本地震により町民体育館が被災し、現在使用できない状況となっております、住民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、8月末までに復旧工事を完了させ、9月以降には使用できるよう現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） もう9月から利用開始はもう間違いないんですね。はい、分かりました。

続きまして、中央公民館は築45年以上経過して老朽化していることから合築による建て替えとございます。今年には予算の計上はあってないようですけども、これ遠い遠い将来の話でしょうかね。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

中央公民館及び町民体育館の再整備につきましては、現在のところ、（仮称）防災センターと同様の国庫補助を活用した再整備を想定しております。再整備に当たっては、中央公民館と町民体育館を合わせた形で整備することがコストや敷地の面からも有利だと考えております。

一方、新しい総合スポーツ施設の検討も始めていることから、その整備内容や時期を踏まえ、再整備後の中央公民館や町民体育館のあり方については今後議論していきたいと考えております。

なお、事業の実施時期につきましては、（仮称）光の森多目的広場、（仮称）防災センター、（仮称）総合スポーツ施設などの大型の公共事業が控えておりますので、現時点ではっきり申し上げることはできませんが、復興まちづくり計画では平成33年以降に基本設計を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） はい、分かりました。

3つ目は、公民館は公民館でも地区公民館の耐震診断でございます。

全ての地区公民館の耐震診断を平成30年度に実施、財源は今年度の当初予算に耐震診断費用1,130万8,000円が計上されております。

また、この件につきましては3月の議会で後藤町長の施政方針の中でも、本年度から地域避難の拠点となる地区公民館の耐震診断を進めていくという防災に対する強い思いのこもった方針も打ち出されております。50か所くらいはあるかと思いますが、全てをこの金額で賄えるのか、地区からの持ち出し等はないのか、その点について一緒にお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

熊本地震の際には、63地区のうち33地区が地区公民館を自主避難所として利用されました。残りの30地区は利用ができなかった、あるいは利用できるかどうか不安があった、また地区公民館そのものがなかったということで、復興まちづくり計画にも掲載しておりますとおり、地区公民館における防災機能の強化に対する支援として、地区公民館の耐震診断に対する補助の制度設計を現在行っているところでございます。

耐震診断は、町が熊本県建築士事務所協会と協定を締結して行うことを考えております。ただし、先方との事前協議の中で、住民からの一般住宅の耐震診断の依頼が多いことから、地区

公民館の耐震診断を今年度中に終えることは難しいと伝えられておりますので、実施につきましては建築時期の古い公民館から順次実施していく予定であります。

また、実施に当たっての費用は町で全額負担することとしており、自治会の負担はございません。

また、建物の面積、構造、建築確認の図面のあるなしなどによって診断費用も変わってまいりますので、もし当初予算で不足するような場合は補正予算で対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 地区からの持ち出しはないということですね、ありがとうございます。

せっかく耐震診断をしたならば、今度は耐震改修へ向け改修していかなければなりません。そうしなければ、この計画の意味はないと思います。私たちの地区では既に復旧工事に入っており、今月末には完成の予定でございます。

私たちの地区は30軒しかない菊陽町でも最も小さな地区でございます、資金繰りにも困っておりました。区長さんたちが総務課の方に何回も出向かれ、職員の方々の努力もございまして、改修総額770万円のうちの9割、約690万円の補助を国、県、町からいただくことがございました。本当に小さな集落にとってはありがたい話でございました。これはただ、今現在の話でございます。50近い地区の数からいっても莫大な費用になるかとは思いますが。今後も耐震改修もこの9割補助が適用できるのか、保証はできないと思います。今後、国や県、または熊本地震復興基金などの支援内容について検討されていくのか。まだ耐震改修も終わってませんので、こういう場で不確定な発言はできないと思いますが、できる範囲で答えていただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

耐震診断の結果、改修が必要となった公民館の改修工事に対する補助は必要であると思っております。しかし、耐震診断の結果が出ないとどのぐらいの改修が必要になるのかが分かりませんので、耐震診断の結果が出ましてから耐震改修の補助がどこまで実施できるか、財源をどうするのか検討してまいりたいと思っております。

また、県の復興基金事業の補助メニューにできないか、県へも要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） はい、分かりました。

2年前の熊本地震の際には、近所のひとり暮らしのお年寄りの方が公民館に避難しておられました。区長さんたちが一緒に泊まれ、安心して暮らしておられましたけれども、余震も続

きましたよね、地区公民館の耐震性も十分ではないため、泣く泣くほかの施設へ移られました。特に、既存地区の場合は誰もが顔見知りで何の心配も要らず暮らせます。しかし、他の地区へ移れば周りは知らない人ばかりで、多くの人に気を使って生活しなければなりません。ストレスも随分とかかるでしょう。こういう観点から考えれば、耐震診断から入り避難拠点を確保するという方向性は非常に理にかなっており、政策として非常に評価できるものだと思います。今まで漠然としか見えてこなかった防災に強いまちづくりが、骨格がようやく見えてきたような気もいたします。地域の方が喜んでくれると思います。推進に向け頑張ってくださいと思います。

続いて、農政です。

まずは、位置づけについてでございます。

農業は菊陽町の重要な基幹産業であると私は確認しております。今年は例年にない野菜の高値が続きました。また、菊陽町の特産品である春ニンジンも高値で推移し、農家の方々は大変喜んでおられました。まあいつものことながらこういう状況は長くは続きません。逆に、問題点も数多く抱えております。後継者不足、それから白水台地の送水管の改修、有害鳥獣対策など問題は山積みでございます。私も一農業議員としてこのような問題を提起していかなければならないと常々考えているところでございます。

また、農業は町政の中でも大きな役割を担っております。

まず、地域に対する貢献、各地区の行事や催し事の中心となって働いてくれます。また、農業は同居が基本でございます。孫と一緒に暮らせることはお年寄りの皆様方にとってこの上ない楽しみであり、幸せなことだと思います。これは高齢者対策にもつながっていくと思います。反対に、おじいちゃん、おばあちゃんは限らない愛情を持って子どもたちをかわいがってくれます。孫も、おじいちゃん、おばあちゃんの愛情を肌で感じ、立派な大人へと成長していくのではなからうかと思います。これは子育て支援にもつながると思います。私が卒業したころは、どの家も3世代同居、古きよき時代だったと思います。

次に、環境美化に対する貢献。農地・水環境保全作業や地区の区役など中心的な役割を持って働きます。川塘や道路、荒廃地の草刈り、整備に働いていただいております。

それから、防災に対する貢献。現在、数多くの消防団員が会社勤めであり、平日は家にはおりません。昨日も昼に火災が発生いたしました。農業に従事している団員は、こういう緊急災害時には即座に作業をやめ、現場へ向かい、被害を最小限に食い止めるよう努力をいたします。

町にとっても、町民にとっても本当にありがたい存在でございます。こういう崇高な任務を全うしてくれる若者たちはほかにはおりません。地域の担い手、環境美化の担い手、防災の担い手としての貢献ははかり知れないものがあると思います。農家に対する位置づけは町はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この質問に対する答えの前に、先ほど防災まちづくりの計画の中で、（仮称）防災センターの建設の手順ということでありまうけども、6月下旬を目途に基本計画を取りまとめる予定にしておりますが、これの詳細についてはまた議会の方の皆さん方、そしていろいろな町民の方々の御意見あるいは職員の若い人たちは将来のまた町を担っていく職員でもありますので、いろいろな意見を集約しながら取りまとめていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

阪本議員も言われましたように、農業は農畜産物の生産などの経済活動にとどまらず、環境や文化を守るといった重要な側面を持っております。地域で農業が継続して行われることによりまして、地下水の涵養、それから農地がいろいろ植えつけされた生産緑地としての自然環境の保全、また良好な環境といった多くの機能が発揮され、私たちに多くの恵みをもたらしているものであります。

他方、これらを担う農業者は、今言われましたように地域防災のリーダーであります。また、それぞれの地域に残る文化継承者として地域の発展に大きく貢献され、その役割と責務は大変重要なものと認識をしております。農業は、国、そして地域の食料生産の基礎であり基盤となるものであります。その基礎、基盤となる農業を維持発展させ、そして一層強固なものにしていかなければならないと考えておりますので、今後におきましての農家などの経営体をしっかりと支援してまいりたい、そういう思ひであります。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 御理解いただきましてありがとうございます。そういうことであれば、そういう位置づけであればなおさらのこと、町を挙げて後継者も確保していかなければならないと思ひます。農家の後継者が少なくなれば、自然と耕作放棄地が増えてくると思ひます。そうなれば、有害鳥獣がすみつき、町もこの2つの問題に対し頭を痛めなければなりません。無駄金も随分とかかるでしょう。そうならないためにも後継者の確保は不可欠だと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

2015年の農業センサスにおきましては、農家数が362戸と、そのうち後継者がいると回答された農家は125戸でございました。農家数は35年前と比べ、約3分の1に減少しております。農業振興の中でも後継者の確保、育成は最重要課題であると考えております。新規就農者向けの補助事業としましては、農業次世代人材投資事業があります。この事業、またはこれに類する事業は平成24年度から実施され、これまでに14名の方が取り組まれております。そのうち5名は新規参入者であります。また、事業には取り組まれておられませんが、近年ではほかに7名の方が就農されております。後継者とあわせ、新規参入者の確保、育成に対する対応も重要であると考えております。これらの育成、確保に関しましては3つの方策が考えられます。

1つ目は、農業が就業の選択肢の一つとして若者等に魅力ある職業であると感じていただくことが大切であると考えております。大規模経営や戦略的経営により、いわゆるもうかる農業を実践されておられる若い経営者が多数おられますことから、彼らの活動や活躍や情熱を広く伝えるなど、農業の魅力を発信し、若者へ農業の魅力を伝えられるような広報活動も必要であろうというふうに考えております。

2つ目として、農業は世襲が一般的になっております。新たに農業を志す若者が就業するためには、初期投資が必要となります。農地や農業機械など多額の投資を必要とする上、経験と技術が必要でございます。農業を志す者を受け入れ、経営のノウハウや技術を伝えられるようなシステムづくりとこれら第三者への経営移譲を視野に入れた取組についても検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

3つ目は、個人経営体から法人経営体への誘導でございます。大規模化することによりまして雇用を増やし、社員の中から後継者や新規就農者を育てるといったような方策も有効ではないかというふうに考えており、国、県の方策に沿って大規模化、法人化へ誘導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 課長が3つ答弁されましたけども、やはりもうかることが一番だと私も思っております。

三つ子の魂百までとも言いますね。幼少時の体験はいつまでも心の中に残り、農業の楽しさを肌で感じて、その体験は特に農家の子どもたちの将来の職業選択肢にもつながるのではなかろうと思いますが、何か小さい子どもたちを対象にした企画とかは考えておられますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 代表的なものとして、本町、おおきく土地改良区、JA、大津町などで組織します白川中流域田んぼの学校協議会というのがございます。この協議会では、毎年田植えや稲刈りなどの体験学習を行い、自然と触れ合う中で農業の大切さや楽しさを体験していただくためのイベントを開催しているところでございます。

また、一部の小学校では地域の有志の農家の協力によりまして、田植えや稲刈りなどが学習の一環として行われているというふうに報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） はい、ありがとうございます。私も田んぼの学校に参加しましたが、全部菊陽町の人じゃないんでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） はい、菊陽町ではございません。1つには、農業の大切さとあわせま

して、涵養、水の大切さ、そういったものを幅広く知っていただくということで、熊本市の小  
学生、あるいは誘致企業でございますソニーさんあたりの御家族、お子さん、そういったと  
ころが参加していただいております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君） やはり若い後継者が増えると、地域のお年寄りたちも酒でも飲め飲めと言  
って物すご地域が活気づきます。これは間違いありません。どうか今、人口が増えるまちづく  
りもいいですけども、後継者が増えるまちづくりも目指して頑張っていたきたいと思いま  
す。

最後の質問でございます。

白水台地の送水管改修についてでございますが、昨日大塚議員からも質問されましたが、私  
は違った角度から質問させていただきます。

条件をクリアして実現に向けた方向性について、１つずつ質問させていただきます。

まず、送水管はかなり老朽化していると聞いております。昨年までに何件の漏水があったの  
か。修繕費が幾らかかったのか。統計データはあるかと思えます。教えていただきたいと思  
います。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

一応手元には平成25年度から29年度までのデータがございます。総括しますと、この25年か  
ら29年までの間に、幹線管及び支線管、合わせまして62か所で漏水があり、約2,230万円の修  
繕費がかかっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君） 62件ということは、これすごい数ですね。もう限界に来てると考えてもい  
いんじゃないですかね。例えば、2,230万円ですか、修繕費はどこから出てますかね。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） これらの修繕費につきましては、菊陽町土地改良工事助成金交付規則  
に基づきまして、町が工事費の７割に相当する額を助成しております。これ工事は土地改良区  
で修繕をされておりますので、残りの３割につきましては土地改良区負担となります。

また、多面的機能支払交付金事業、いわゆる農地・水事業と申しますけども、これと併用し  
まして対応しているということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○２番（阪本俊浩君） はい、分かりました。

おおきく土地改良区について、現在の状況を尋ねてきました。今年に入り６件の本管が漏水

し、改修したということでございました。修繕費は1か所に80万円から100万円かかるそう  
ございまして、約600万円近くかかっているとのことでした。また、修繕に際しましては1週  
間から10日かかるそうございまして、その間通水ができず非常に困っているとのことでした。

今の状況を考えれば、修繕費がかさむだけであり、できるだけ早く本管の全線改修に着手し  
ていただきたい。熊本地震前の見積りでは17億円だったそうございますが、現在では20億円  
は必要であろうと言われております。そういう状況でございます。1つの条件でございます農  
地の集積率、現在の状況はどうなっているのか、また集積率に伴う助成割合をどのように見込  
んでおられるのか、関連しますので一緒にお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） その前に、本事業につきまして、我々が行おうとする事業でござい  
すけれども、これにつきましては御説明申し上げますと、議員さんおっしゃいますとおり、平成  
27年度に熊本県が事前調査を実施されております。その際に算出された額が17億円ございま  
した。今回改めまして算出しましたところ、熊本地震により人件費、資材費等が高騰している  
こともありまして20億円という大幅に増加したところでございます。

この改修工事につきましては、熊本県営事業、水利施設等の保全高度化事業というのがござ  
いまして、これにより実施していただきたいというふうに考えているところでございます。

また、この事業費の負担割合は、国が50、県が25、町が10、受益者が15とされております。

御質問のありました見込む集積率、または集積率に伴う助成割合でございますけれども、現在  
の担い手農業者への集積率は54.9%ということでございます。事業実施要件としましては集積  
率50%以上と規定されておりますので、これを超えておりますので、実施要件はクリアできて  
いるということでございます。

また、集積率に伴う集積促進費の交付割合につきましては、集積率が55%から65%未満では  
全体事業費の5.5%に相当する集積促進費が交付されることになります。また、65%から75%  
未満では6.5%と段階的に集積促進費が加算されることになります。国及び県では、事業の実  
施に伴う農地集積目標を80%以上としておりますことから、本事業におきましても目標は80%  
以上として集積を掲げております。こうなりますと、集積率が80%となりますと集積促進費の  
交付割合は7.5%となりますので、全体事業費の7.5%に当たる約1億5,000万円の促進費の交  
付を目標とするところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） はい、分かりました。

これも条件の一つで、受益者からの同意が90%は必要になりますよね。鉄砲小路区の送水管  
改修では、土地改良区の理事さんと職員が夕方から夜の9時まで何日も農家を回り、ようやく  
同意にこぎつけた、そういう苦労話も耳にしております。これには、やはり受益者負担額、お

金の問題が絡みますので、簡単に同意をとれるのか懸念されます。どのような方法でこの条件をクリアしようと考えられておられますか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 受益者の9割以上の方々からの同意を得る必要がございます。土地持ち非農家の方や用水を必要とされない耕作者も多くおられます。用水の利用が可能となることにより、農地としての利用価値が上がります。こういった利用価値の高い農地の維持につきまして御理解を求めるといふことしかできないというふうに考えております。

また、仮同意を得るためには、受益者負担を極力軽減させることが肝要ではないかというふうに考えております。軽減されるためには集積率を高めるという必要がございますので、事業の推進とあわせ集積率を高めるため、関係者の皆様方の御協力をいただきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） はい、分かりました。

一番大事なのが財源でございます。私もちょっと事前に計算はさせていただいております。国庫補助金が50%で10億円でしょ。県が25%で5億円、受益者が25%。そのうち10%、菊陽町が2億円ですよ。熊本県営事業で取り組んでいくということでございますが、この莫大なお金がですよ、15億円ですよ、国、県。確実に国、県からは入ってくるという保証はありますか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

本事業は先ほど申しましたように、熊本県営事業で実施を要望しているところでございます。この場合、県が事業主体となります。町及び受益者の負担は、事業実施要綱等に記されている割合との認識でおります。それ以上の負担はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

また、先ほどの集積率から算出すれば農地集積事業の助成割合は5.5%から6.5%で、1億1,000万円から1億3,000万円の上乗せが期待できます。これに国、県、町の金額を加えれば最低でも18億1,000万円の資金が確保できるということになります。町の2億円、もしも起債か何かで賄うということであれば、残りの1億9,000万円も一緒にできないのか。または、別の方法での資金繰りはできないのか。とにかく農家の負担をゼロにしていきたい。2年前の熊本地震もあり、とにかく厳しい財政状況だとは思っています。また、私、財源の根拠も何も持っておりません。根拠もありません。こういう質問をするのは失礼かと思いますが、そういう選択も考えていただけるのか、またはもう論外だと思っておられるのか、一緒にお願いま

す。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

白水台地は菊陽町の農業振興の一翼を担う農業生産基地として特産品のニンジンやお茶といった作物が生産され、この菊陽町の農業を支えています。かんがい施設の整備から既にもう35年以上が経過しまして、さっき答弁いたしましたように、施設の老朽化が進んでいる状況がありますが、この白水台地は将来におきましても農業の生産基地として守っていかなければならない重要な地域であると考えております。先般、熊本県北広域本部菊池地域振興局の方の農政部の部長、担当課長といろいろ話をしましたが、県の方でも大変重要な生産基地として捉えているところであります。そういった中で、この重要な地域であるということで、本事業につきましてはいわゆる幹線管、それから農道や既設管の撤去に係る費用については、国、県及び町の負担で対応していきたいというふうに考えているところであります。

そして、受益者の負担ができるだけ少なくなるよう、優良農地として農業が継続できるように取り組んでまいります。

さっき言われました集積促進費の交付割合がどれだけ集積率を上げるかによって決まってくるので、そういう面につきましては、農家の皆さんの御理解をいただきながら、また皆様方の御協力も、一緒に汗を流しながら取り組んでいただければ、そういう実現にかなうものがあると思っておりますので、議員の方々の御協力もよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 今町長の答弁を聞きまして、なるべく農家の負担がないように配慮されているのがよく分かりました。また、農業の重要拠点として考えておられるということも分かりました。白水台地の水がかれることがあってはならないと思います。要望としましては、私たちも議員として何にもしていないわけではないんです。以前より先輩の上田茂政議員とお隣の佐々木議員と土地改良区の局長、理事さん、また農家の方々と話し合いも何遍かしております。そのときは坂本代議士にも来ていただいて、いろんな話もしました。それが今日の質問にもつながっているところでございます。私たちもそのように頑張っておる。町長、とにかく農家の負担が限りなくゼロに近づきますよう、町を挙げて国、県へ働きかけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それは、昨日質問されました大塚議員も農を志す人間として同じ考えだと思います。農家の負担がゼロになれば、90%の同意も簡単にクリアでき、計画もとんとん拍子に進むのではなかろうかと思えます。

また、着工までに何年も費やせば、修繕費が膨らみ、町の負担も大きくなると思います。条件を一日も早くクリアして、実現に向け努力していただきたいと思います。

また、この送水管改修という一大事業はじめ、有害鳥獣対策など最近農政課の動きが非常に早くなった、よくなった、そのように目に映ります。また、今回の事業に際しましても、土地

改良区と連携し、計画的に事を進められております。農家にはたびたび説明会などを催し、配慮を忘れずに実現に向け努力しておられます。そういう前向きな印象を受けました。

また、課長の昨日の大塚議員に対する答弁の中でも、平成27年から正職員以外にも農地集積員というのを配置され、準備万端、事業に取り組んでいく、そういう部分も十分に評価できる部分だとは思いますが。農政課も頑張ってください。

また、最初の防災に対する質問の中でも地震からの教訓をもとに対策が練られており、町の掲げる住みよい安心・安全なまちづくりを目指す姿勢がよく分かりました。後藤町政、派手さはありませんが、こういう大事な部分には着実に対策を講じておられる、そういう印象を受けました。

また、今までも十分住みやすい町だったからこそ、菊陽町の人口も増え、西部の商業地にもぎわっております。また逆に、税収アップを考えたとき、最も重要になるのは企業誘致でございます。これは北東部のセミコンを中心に進められております。企業が進出すれば雇用が生まれます。働く人は菊陽町に家を建てるでしょう。人口が増えます。また、ソニー、富士フィルム、東京エレクトロンなどのビッグネームの進出により、菊陽町の知名度は格段に上がったと思います。ここは商業地、ここは企業用地と、将来を見据えたバランスのとれたまちづくりができています。ただ、工場、会社が増えれば弊害も生まれます。交通渋滞が今まで以上にすることも予想されます。このような問題、高齢者対策、子育て支援、農政充実、防災対策、課題、問題も残されております。また、一番重要になってくると思える熊本地震からの復旧復興、これもまだ道半ばでございます。今後とも住みよい安心・安全なまちづくりを目指して、町長はじめ執行部、職員一丸となって菊陽町町民のために御尽力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

これをもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号17番甲斐榮治、一般質問をいたします。

ただいま私の前に阪本議員から一般質問がありましたが、農業について自分がいかに知らないかということを痛感させられました。菊陽町の場合には、やはり農業と、それから西部の新しい新興の地域との融和をどうするかということが大事な課題だなど改めて痛感をした次第です。ありがとうございました。

今日は、私の方では大きく分けて2つの質問を用意しております。

最初の方は、もう既に事業がなされることが決定しておりますけれども、その後に全協とかそういう機会がありませんでしたので、途中の経過がまだ分からない部分がございますので、これは担当課に行けば分かる問題も中には含んでおりますけれども、傍聴者の方あるいは議員、全部が情報を共有するという意味で事業の経過についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、その次に、町全体の発展策についての質問をしておりますけれども、今年は9月に町長選がございます。その辺もありますので、一緒に今後の菊陽町の発展について考えてみたいと。執行部としては確定していないこと、答えづらいところもあるかもしれませんが、夢を語るという意味で今日はお聞きをしたい。今日は、あの日こう言うたじゃないかというふうなことは申しませんので、ひとつ夢を語っていただきたい、そういうことで質問をいたしたいと思います。

なお、訂正がございます。大きな2番の財源のところがございますけれども、失礼しました、1番ですね、大きな1番の1と2、(1)の①、②のところで5億8,000万円というのが2つ出てきてますが5億7,000万円、両方ともですね、ということで御訂正をお願いしたいと思います。

それでは、質問は質問席からいたします。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） まず1番目ですが、町の主な事業の最近の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

1番目、（仮称）光の森多目的広場の一部を防災広場として整備する事業、もう決定しておりますけれども、それについて、その後のことをお聞きしたいと思います。

町長の行政報告では、もうやがて実施設計に入ることでありましたけれども、以下の点、どうなっておるのか、お答えいただきたい。

1番目、整備費に対する、まず5億7,000万円の国庫補助、これは確定しておるのか。それから、確定しておるとすれば、その補助金の名称及び国の担当部署をお知らせいただきたい。

それから2番目、残りの11億4,000万円のあとの残りの5億7,000万円のうちおよそ8割については、当面地方債で対応するけれども交付税が措置されるという説明でございました。その交付税が措置されるということは決定しておるのかどうか。決定しておるとすれば、その金額は当初の予想どおりであるか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

今5億7,000万円という修正をいただいたところですが、土地代に関しまして11億4,000万円の2分の1、国庫補助5億7,000万円、それプラス実施設計費3,200万円が国庫補助

の対象となっておりますので、合計といたしましては5億8,600万円となるところですけれども、そのように合わせたところで今回答弁させていただいてよろしいでしょうか。

(17番甲斐榮治君「はい」の声あり)

それでは、御質問の補助金に関しましては、今年2月1日に国の平成29年度補正予算が可決されたことを受け、同日付の内示があったため、3月議会の補正予算として上程し、用地費11億4,000万円、実施設計費3,200万円の11億7,200万円の歳出予算と、その2分の1である5億8,600万円を補助金とした歳入予算を可決いただき、可決当日の2月28日に国土交通大臣に補助金申請を行いました。国土交通大臣からの交付決定の通知は3月22日付であったところです。

次に、防災広場の整備に関する補助金の名称は、国土交通省所管の都市防災総合推進事業の中の一つである被災地における復興まちづくり総合支援事業に係る防災・安全社会資本整備交付金です。また、国の担当部署は国土交通省九州地方整備局県西部都市整備課です。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今のお答えには2番の方は入ってなかったと思いますが。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 失礼しました。2番目の起債の件につきまして回答いたします。

3月の補正予算で可決いただいた用地費及び実施設計費の財源につきましては、先ほどの答弁のとおり国庫補助金5億8,600万円と残りの5億8,600万円は地方債となります。今回の用地費と実施設計費に関しては、平成29年度の国の補正予算での措置となっています。この補正予算で補助事業を実施する場合、その財源のうち補正予算に伴う地方債を補正予算債といいます。補正予算事業を地方が順調に進めることができるよう有利な財源フレームとなっています。

具体的には充当率が引き上げられたり、地方財政措置、いわゆる地方債の元利償還金に対する普通交付税基準財政需要額への算入が引き上げたりします。当該補正予算の補正予算債に対しては、原則として後年度における元利償還金の5割が基準財政需要額に算入されるところでありますが、熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債に関しましては、基準財政需要額への算入率が8割に引き上げられています。当該地方債については、2月15日付で熊本県知事と協議を行い、3月30日でその同意をいただいています。交付税措置に関しましては、当該年度の元利償還金の8割が基準財政需要額に算入されることが確定しています。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） その内容についてちょっと急には理解できないところがありますけれども、要するに答えを要約しますと、前の方の5億8,600万円ですか、それについては国交省でこれはもう確定をしたと、これだけの額がですね。それから、あとの5億8,600万円について

は地方債はもう3月30日にこれはもう確定をしたと。それが交付税措置でされるかどうかというのは、これはどうなんですか、確定してるんですか。そこがちょっとよく分からない。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） これにつきましては、御質問の点につきましては後年度における元利償還金が基準財政額に算入されるというところでございまして、交付税措置の制度に基づきまして今後措置されてくるということになります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 分かったような分からんような気がするんですが。要するに私が聞きたいのは、大体これがもう予算措置が確実なものかどうか、どのぐらいの確実性があるのかということをお聞きしたい。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この交付税算入ができるというのは、いわゆる地方債を起こした分を償還時に元利償還金のその年に幾ら返してというのが出てきますが、その分が当該年度をもとに算入されるということでありますので、これはもう制度的にそういうふうに決まっておりますので、確定したということで償還時にどれだけ償還するか、その8割が基準財政需要額の方に入っていくということがもう決まっております。これはほかの事業についても同じような取扱いです。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） では、もうこれも確定したというふうに考えとっていいということですね、はい、分かりました。

はい、次です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それから、次に移ります。

今の財源についてはもう確定をしたというふうなことでするので、そのように理解をしたいと思います。

次に、防災広場の整備事業の内容、これまで私たちがお聞きしたのは非常に散発的な情報でございまして、ヘリコプターの発着ができるかできないかとか、あるいは避難所として活用するとか、車中泊に対応するとか、あるいは倉庫とかそういったのも整備する、トイレも整備する、通常はグラウンドゴルフとかに利用できる、あるいは散策のために使えるというふうな、そういう情報が非常に散発的にあったまま、整理されずに現在になっておりますが、防災広場整備事業の内容を、先ほど町長は実施設計に入るというふうにおっしゃいましたので、基本設計はできてると思うんですね。それを見る機会ございませんでしたので、この場で見ことはできないかと思いますが、大体どういう施設、設備を整備するのか、計画に基づいたはっきりしたところをお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

防災広場を整備するに当たっては、平常時には町民がグラウンドゴルフをしたり、地域の行事を行ったりすることに活用できるように、一方、災害時には防災機能を十分発揮できるように複眼的な整備をし、運用することとしています。

また、防災訓練や出初め式など防災関連の行事を計画的に実施することにより、日ごろから防災への意識を醸成することで結果として防災・減災につながることを第一に考えております。

整備の内容としましては、まず防災の観点では、西部地域の拠点として、町の受援計画に基づく各地からの物資の受入れや荷さばきができるスペースと、テントや毛布などの災害用備品を備蓄するための倉庫を建築します。この備蓄倉庫には、避難所や多目的トイレ、シャワー室、停電などに備えた自家発電設備もあわせて設置することとしております。

また、広場部分は災害時の飲料水確保のための耐震性貯水槽や生活用水のための井戸、仮設風呂スペースなどを設けることとしています。平常時には、先ほども言ったグラウンドゴルフができ、ウォーキング、ジョギングのためのコースを設け、子どもの遊び場となるスペース、そのほか、あずまややベンチ、ソーラー照明、また備蓄倉庫には地域のコミュニティ活動にも使用可能な会議室などを設置する整備を行うこととしております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 基本設計はできてるんですね、はい。じゃあ、それをいずれかの機会に、議長をお願いをして全協を開いてもらいたいと思いますので、ぜひ示していただきたい。それについてはいかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 基本設計に関しまして、現在最終の取りまとめを行っておりますので、その取りまとめで次第、議会の方に説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 了解しましたが、お聞きのとおり、非常に珍妙な感じもするんですね。言うならば、現在から見ますと、予算はとってる、しかし計画はどうなっているのかよく分からなかった。それで、しかし事業としては決定したと。何とも説明のしようのないような状況があります。これはもう過ぎたことを言っても仕方ありませんので、先ほどの基本計画は全協なりに示していただくと。

それと、これに関連もしますけども、これから町の主要で大規模な事業、それから複数年度にわたる事業については、事業計画、これは計画の概要ですね、それから事業費の概算、財源の内訳、事業期間等をつけて議案として議会に上程していただきたい、そういうふうに思いますが、その点について町長いかがお考えですか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議決案件に要するものにつきましては、それはもうきちんとやっていきますけども、計画的なものでまだ確定していないものを議案として出して、それを決定するというのは、まだ内容が変わる場合が非常にありますので、それは必要の都度きちんと議会の方の説明というのは十分大事だということは踏まえておりますので、それは説明をする場面とか、全協あたりでいろいろ意見をもらう場面、そういうことはやっていきますけども、確定していないようなものはまだなかなか、それを議会に上程して、また内容が変わったらまたそこで変更の議決をもらわなければならないというようなことをしますと、事務的に非常に滞る場面がありますので、それは自治法の中で決められた中での必要なものについては十分議会の方にも相談をしながら、その時期が来たときには提案させていただきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今上程と申しましたけども、町長がおっしゃるのは、ある程度骨格が固まってないと、途中で説明をしても後で訂正しづらいとか、そういうのもあるという意味だと思いますが、全員協議会に示す分についてはある程度のことはできると思うんですね。私が申し上げたのは、議会に上程されるときには基本計画ぐらいいは示して出してくださいと、こういうことなんです。これはまた押したり引いたりになって時間ばっか食いますので、そういうことを要望するに止めておきたいと思います。ぜひ今後はそのように対応していただきたいと思います。

次に、移ります。

馬場・入道水の教育集会所の建設について、その入札状況及び現在の進捗状況を示せというふうにしておりますが、この前、補正予算書ですかね、見ましたら、この整備費が繰越明許費になっております。その辺の事情も含めて、この状況について御説明をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 御質問の教育集会所建て替えに伴う3件の工事及び2件の業務委託の入札結果を、まず初めに御説明いたします。

まず初めに、入道水教育集会所改築工事建築でございます。工事概要は木造平家建て、床面積111平方メートルの建築工事でございます。契約の方法は指名競争入札。建築業者9社を指名し、最低価格で入札のあった有限会社酒井建設を落札者として決定しました。予定価格1,900万8,000円に対して契約額は1,860万8,400円で、落札率は97.90%です。

次に、設備工事につきましては、10社を指名し、最低価格で入札のあった和田産業株式会社を落札者として決定しました。予定価格788万4,000円に対して契約額は766万8,000円で、落札率は97.26%です。

次に、入道水教育集会所改築工事監理業務委託でございます。業務内容は、今回の新築工事及び今後発注予定の既存建築物の解体工事監理業務でございます。契約の方法は指名競争入札。13社を指名し、最低価格で入札のあったリブロスLLC合同会社を落札者として決定しました。予定価格133万9,200円に対して契約額は118万8,000円で、落札率は88.71%です。

次に、馬場教育集会所解体工事でございます。工事概要は、既存建築物180平方メートルの解体工事でございます。契約の方法は指名競争入札。8社を指名し、最低価格で入札のあった有限会社泰志ライナーを落札者として決定しました。予定価格270万円に対して契約額は259万2,000円で、落札率は96.00%です。

最後に、馬場教育集会所改築工事監理業務委託でございます。業務概要は、今回の解体工事及び今後発注予定の新築工事監理業務でございます。契約の方法は指名競争入札。13社を指名し、最低価格で入札のあった一級建築士事務所ゆめ設計を落札者として決定しました。予定価格199万8,000円に対して契約額は183万6,000円で、落札率は91.89%です。

5件の入札いずれも町内業者が落札しております。

また、進捗状況でございますが、平成30年3月末の事業完了を予定しておりましたが、集会所敷地の境界確定作業などに時間を要したため、平成30年度に予算を繰り越しして進めております。このため、新たな集会所の建設及び既存建物の解体工事を今年度末までには完了する予定でございます。

それと、ただいま繰越しの件で質問があったことにお答えいたします。

おとといの専決予算の承認の中で繰越明許費の変更という形で御承認をいただきました。建物の設計業務委託2件につきましては、当初本年度中の設計業務完了を目指しておりました。3月31日の設計完了を目指しておりましたが、ただいま申し上げた諸事情によりまして、設計業務の方も工期を延長する必要がありますので、その契約しております設計業務の分も繰越しとして御承認いただいたというふうなことで進めていきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ちょっと理解できないところがあるんですけども、平成29年度の第3回議会9月定例会で小林議員からの質問が出て、それに答えていらっしゃるんですが、解体費は260万円という予算で、馬場ですね、入道水が173万円で、入道水はまだこれは解体の入札がないんですかね、さっきの報告にはありませんでしたが。それが1点。

それから、設計監理費、馬場集会所の方が予算では748万円ですけども、今のは183万円余りですよね、落札は。それから、入道水が478万円の設計監理費で118万円。余りにも格差がありますので、この辺はどういうことかということをお聞きます。

それから、建築費も、馬場の集会所の方が5,340万円ですけども、今設備が766万8,000円で落札をしたということですが、建築費のまだ入札はないのかどうか。それから、入道水は2,600万円の予算に対して1,900万円で予定価格を出して1,800万円余りで落札をしている。この数字もちょっと信じがたいような気がするんです。結局、減額されるのはそりゃ結構なことなんですけども、当初の理解では、馬場集会所の方は6,348万円、何もかも入れた話だと思っておりますが、6,348万円、入道水は3,251万円ですね、合わせて約1億円近いお金ですけども、これと現実の落札が余りにも格差がありますので、その辺を説明してください。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） すみません。質問内容がちょっと多岐にわたりましたので、今私が確認させていただいた分でお答えをしたいと思います。

まず初めに、入道水の解体工事はまだかということでございましたが、入道水につきましては、建物を今既存の場所と別の場所に新築工事を計画しております。それが新築が終わりましてから最後に解体工事という形ですので、今後の入札になります。

それから、予算に対しての入札の額というふうなところで理解しましたが、そういうお答えでよろしいでしょうか。

（17番甲斐榮治君「ちょっと差が大き過ぎるんじゃないかということです。減るのはいいことだけど」の声あり）

はい。まず、総額としましては、今回の建て替え事業2か所合わせまして、設計業務、それから監理業務、そして建物の解体工事、それから新築工事を含めまして今回御承認をいただきました9,561万2,000円というのが今回の建て替え事業の総額でございます。この金額を全額29年度から30年度へ繰越しをさせていただいております。

あとは、今入札の結果を申し上げましたとおり、契約が確定しておりますのが、建物の設計業務、これはもう確定しております。馬場集会所の設計業務が453万6,000円で契約しております。入道水の設計業務、これが302万4,000円です。それと、工事の監理業務が今回の入札でしましたので、そちらが183万6,000円が馬場集会所、入道水が118万8,000円、設計監理業務の契約額合計が1,058万4,000円となっております。工事につきましては、馬場につきましては現在の建物の場所に新しい建物を建てるというふうなところで計画をし直しましたので、先に解体工事をさせていただくと、その後、新築工事に入ります。新築工事の設計の計算は現在作業中でございますので、その額についてはまだ未確定というふうな形になります。それと、入道水の新築工事につきましては、建築工事と設備工事の2本で今回契約をしておりますので、その後、建築と設備の合計が予算に対して合致するというふうな形になるかと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 入道水の解体費の件は了解しました。別場所に建てるということですね。ですから、後で解体費は出てくると。

それから、あとのことも一度これも資料を提出していただけないでしょうか。今説明受けましたけども、なかなか一遍に理解できないところもありますので、私もインターネットで、ホームページで調べてみたんですけども、どうも不十分なところもあるみたいですので、正確なところを一度何らかの形でお示しいただきたい。ようございますか。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 総務常任委員会ではこれは説明をさせていただいております。甲斐議員さん個人的に資料が欲しいということであれば、上司と相談しまして、今後検討

させていただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） まあいろいろあるでしょうから、その辺の形はこだわりませんけれども、総務常任委員会に説明がしてあるなら、もうその資料で結構です。

それから、時間ももうありませんので、次に移ります。

町立保育所の民営化についてです。

前から問題になっておりましたが、100名を超える非正規職員がおりますが、その雇用の継続作業、これは進んでおるのかどうか。もう引受法人も確定ではありませんけれども内定をしております。ですから、その辺との関連でどのようになっておるのか。その辺についてお答えをいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の町立保育所の非正規職員の雇用継続についてお答えします。

4月から総務課に保育所職員支援コーディネーターを雇用し、各移管先事業者と雇用の継続に関しての協議を進めており、今後次のように進めていきたいと考えております。

まず、非正規職員全員に対しまして、民営化に伴う今後の意向調査を6月に実施します。その後、回答をいただいた意向調査の内容に沿って個別面談を実施していきます。個別面談を進める場合の基本的な姿勢として、本人の意向を十分に尊重した上で、労働条件などについて移管先事業者と協議しながら納得のいく選択ができるよう支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これはこれからということですね、簡単に言えばですね、はい。注目しておりますので、ぜひ、100%は行かないでしょうけれども、できるだけ職員の願いがかなうように措置をさせていただきたいと思います。また改めてこれは聞きたいと思います。

それから、2番目ですけども、民間への移行についてですが、この前の答弁では、相手、引き受け業者もあることですから、そこが年度途中でというふうな希望があれば、それに対応せざるを得ないでしょうということがありました。これは私の考えもそうですけれども、学校とかこういう保育園とか教育に多少かかわるようなことについては、年度がわりがやはり一番移管の時期と申しますかね、一番すっきりするんじゃないかというふうに考えているところですから、これについて何か新しい情報はありますか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の現在の状況とこれからの日程についてお答えしたいと思います。

三者協議、合同保育の実施、事業者の事業の開始のための準備や県との私立保育所としての設置の認可協議や引き継ぎ事務のほか、建て替えを予定している武蔵ヶ丘第一保育園につきま

しては国との保育所整備交付金の協議を進めてまいります。

移管時期におきましては、覚書において移管先事業者と協議の上、決定することとしており、当該事業者の事業開始のための準備状況や県からの保育所設置認可時期のほか、三者協議の状況や合同保育の実施状況を勘案し決定していきたいと考えており、待機児童を一日も早く解消するためにも、できるだけ早期の移管を実施したいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） では、現時点では、もう前の答弁のとおりというふうに理解していいですかね、はい。

希望としては、先ほど申しましたように、年度がわりが一番妥当と考えますが、それは今後の課題ということで理解をしておきたいと思います。

それから、次に移ります。

町の今後の発展策についてですけれども、町道の菊陽空港線ですね、これはこれまでの経過としては、旧57号線を高架によってまたぐと、そしてその部分については県が県の事業として行う、それから先の延伸部分については菊陽町というふうに私は理解しておりますけれども、この基本設計料2,385万円が予定されてますけれども、設計は進んでおるのかどうか。それから、あそこの、やはり家がもう立て込んでおりますので、その辺の用地確保等の問題が出ておるかと思っておりますけれども、その辺についてどのような進捗状況であるか、お知らせいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

御質問の基本設計とは、道路事業で言いますと予備設計のことでございます。このことについては3月議会の甲斐議員の一般質問で御説明申し上げましたとおり、本年度予算に予備設計を計上しておりまして、先日受託業者が決定したところでございます。

今後については、地形を含めた測量と上下水道等の埋設物、水路等の調査、物件調査ですね、を行いながらその成果を踏まえて、次に既存の道路とのタッチ、交差点等の警察協議等を踏まえた概略設計を行うものであります。その後、熊本県におきまして菊陽町施工区間も含めた全ルートの都市計画の決定を行いながら、その後、詳細設計を行った後に用地取得着工の流れとなります。

この菊陽空港線延伸事業については、熊本県施工区間との連携も非常に重要であると考えておりますので、県と連携をとりながら慎重に事業を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、②の用地の確保等条件整備はできているのかのことにについてお答えしたいと思います。

先に基本設計は進んでいるかの御質問に答弁いたしましたとおり、現在予備設計を5月末に

発注したばかりで、今後地形等の測量と物件調査に着手いたしますので、必要な用地の境界が確定します概略設計も終わっておりません。よって、用地の確保と条件整備はこれからのことになりますし、しっかりと地元と対話をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 分かりました。

大変大事な道路で、今後菊陽町の東部の発展云々にも非常に大きな影響を持ってくる道路であるかと思います。ですから、今おっしゃったように、非常に慎重に進めるということですけども、そのように確実に進めていただきたいと思います。

だから、土地の収用云々というのはずっと先の話ですよ。

（土木部次長兼建設課長小野秀幸君「そうです」の声あり）

はい。それで、これは先ほどから出てます白水台地ですか、その付近の活性化とも非常に大きなつながりを持つと思いますので、どうぞ大事にやっていただきたい。

それで、この予備設計というのは、これは菊陽町が行うんですか、県ですか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） この予備設計というのは、菊陽町の施工区間の予備設計でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） では、跨線橋については、またこれは別途県で設計がされるということですか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 跨線橋については、県の施工区間でありますので県の方が対応いたします。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） この菊陽部分の予備設計に入るのは、どの分野ですかね。跨線橋でまたいでおいて、そっからどこまでなのか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 予備設計の区間は、県の施工区間が県道の熊本菊陽線から北に向かって、JRを越しながら県道の新山原水線、そちらまでが県の施工区間でありますので、そちらの方は当然県の方で行います。町の今予備設計の区間はその県道新山原水線より北側になりますけれども、県道大津植木線、そちらの区間、約700メートルぐらいになりますけれども、そちらの方を予備設計するものでございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ありがとうございます。

次に、移ります。

2番目です。総合スポーツ施設建設、これはもう積立てが10億円ぐらい進んでおりますですかね。そのスポーツ施設の建設、これは町民の非常に大きな要望があったところですけども、町の発展を考えた場合にも非常に大切な事業ではないかというふうに考えてます。これも、時間もありますので、1、2、3、一遍に町長の考え等も聞きながら進めたいと思いますが、まずスポーツ施設を建設するについてどのようなコンセプトを持っているのか、それが1点。

それから、私の頭の中にあるのは、政府が言っているコンパクトシティーとか、ある程度施設を集約したようなそういうものがあるんですけども、菊陽町の場合には少し分散してますですね、公共施設がですね。もちろん道路でつながってはおりますけれども、どちらかといえ、ほかの自治体を訪ねた場合に、1か所に行けばそこに役場があり図書館があり体育館がありというふうな、そこに行けば町民が大抵のことはそこで用向きが果たせるというふうなそういう構造になってます。菊陽の場合には少し分散してますね、いろんなのがですね。これをもう分散していることを動かすわけにはいきませんが、この連絡をうまく連携をとれるのかどうか。

同時に、3番目をちょっと見ていただきたいんですが、実は何人かの議員の仲間と長岡市のアオーレ長岡というのを、そういう施設を見てまいりました。これは本当は図があったらいいんですけどもちょっとその用意をしてませんし、唐突になりますので、いずれ、これはインターネットでアオーレ長岡を検索していただくとどういうものか分かりますので参考にさせていただきたいんですが、要するに市役所、議会施設、それから町民のいろんな活動する場、ホールとかですね、それから中には売店まで入って、そして総合体育館というよりもアリーナですね、いろんな行事をできるアリーナを併設して、1か所に行けばそこで市民なり町民なりが本当に良質な空間を享受できるというそういうものをつくっております。ですから、今日質問しますのは、先ほど言いましたように、決まってないことを御答弁はできないと思うんですが、将来の方向として、総合体育館、ないしはアリーナ、こういったものを中心にしていろんな町の機能を1か所に集約をして、そしてそこでにぎわいをつくっていくというそういう構想が検討できないものかどうか。

今のをもう少し分かりやすくするために、ちょっと時間をください。昭和55年の提言、私はいつもこれを引き出すんですが、55年の菊陽町の提言で、魅力ある町と里をつくるの2のところで、新しい顔を持つ町という提言があります。ちょっと読みます。

本町はいまだ独自の顔を持っていない。町の状態を考えながら聞いていただくと分かると思います。核になるものがない。熊本市にくっついた胴体はあっても、自主的なエネルギーを生む心臓もなければ、個性をあらわす顔もない。熊本市圏の中にあってその連帯はますます強めなければならない。けれども、熊本市への全面依存では町独自の発展はない。本町独自の発

展路線を描いていくには、まず菊陽町独自の顔を持たねばならない。菊陽の顔ですね。内容と形式のどちらが先行するかは問題だが、先に顔をつくり、形式を整えるのもよい。誇り高く、魅力に満ちた顔をつくれば、内容もそれに応じて次第に詰まってくる。もっとも顔を人工的につくるのは難しい。経済社会の法則によって自然にでき上がってくるのがその町の顔だからである。けれども、本町のようなベッドタウン的性格の町では、放っておくと、ただ住宅や商店がごちゃごちゃに詰まってきて、結局顔らしい顔ができずじまいのことも多い。その意味では、本町では顔は積極的、計画的につくらねばならない。今ならそのスペースは十分にある。場所をどこにするかは問題だが、顔は必ずしも1つでなくてもよい。場合によっては、核は2つあってもよい。新しい都市形成の潜在力を計画によって誘導する場合、決して形式主義を押し通してはならない。新しい交通体系の変革に合わせて、町役場、中央公民館周辺をシビックセンターとし、一応そうなってますよね。それから、住宅に近く、現実には商店街が形成されつつある三里木駅周辺をショッピングセンターとし、これは若干まだ西に移ってますが、光の森にですね、これを有機的に結びつけていく。2つの核がばらばらにならないよう交通手段で結べば、本町独自の魅力のある顔ができる。

これが提言でなされている。これに沿ってまちづくりが大体なされてきたと私は理解しております。今、町の顔といって思い浮かぶのは、役場周辺、原水駅周辺ですね。だけでも、顔になり切っていないと思います。三里木駅の周辺ももちろんそのとおりで。「さんふれあ」のかいわいですね。それから、光の森、こういったのがありますけれども、まだ顔になり切っていないと思います。後藤町長は富永町政の後継者でありますので、その町政の路線に沿って現在まで運営をされて、財政的にも非常に自立をした出色の財政状況もつくり出していらっしゃいますが、これからもう一步先に伸びるために何をするかという話を今しているわけですが、少し施設を集約をして、にぎわいをつくり出して、それを広げていくと、そういう発想について、町長いかがでしょう。これはもう計画とは一応別にフリーに発言をいただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今甲斐議員が言われましたように、魅力ある町と里をつくるという、九州大学の方の産業構造研究会というところに委託をしまして、その当時、職員でありまして、いろんな資料のデータづくりあたり一緒にやってきたところがありますけども、私はその中の提言のあったのが今菊陽の町の中で着実に進んできとるというふうに捉えております。

顔のないと言われますが、その当時は確かに昭和63年当時ですので、今とその当時を皆さんも思い浮かべていただけると、その当時は確かにそうでありました。それをもとにずっと取り組んできたところでありまして、顔といいますと、特に今、菊陽杉並木公園もありまして、そこに図書館、そして総合交流ターミナル「さんふれあ」等もありまして、そこが当時から菊陽町、前の富永町長も言っておられましたけども、やはり東京都の方に行って日比谷公園あたりに行くと、まさに公園があって、いろんな施設がありますけども、一つの合築した建物にはなっておりませんけども、それぞれ適当なところにそういう施設が整備されてきたということ

と、また都市計画、いわゆる市街化区域の土地区画整理事業、これも30年過ぎておりますけども、その中で第1土地区画整理事業が終わりまして、第2の方もやがて面整備が終わるところまで来ております。

そういった中で、いわゆる市街化区域の中の住宅地、そして第2の方は工業地域でありましたが、商業施設等が結構立ち並んでおりますけども、そちらの方ももうでき上がる。そして、特定保留地に残してありました光の森の武蔵ヶ丘東ニュータウン事業、これは県の住宅供給公社で96ヘクタールの、これは非常に特定保留地でありましたので建物もないということで非常に早く進んで、また光の森の駅もできて、にぎわいの場もできております。

そういう意味で、外部からは菊陽町はいろんな活気があるということを言われますけど、またまちづくりの柱に、「人を大切にするまち」、そして「暮らしやすく安全で安心なまち」、「活力にあふれ、にぎわうまち」、そして「みんなで協働するまち」、そういうまちづくりのコンセプトをつくりながら今まで進んできたところであります。そういう面で、一つ一つが大事にしながら取り組んできたところでありますので、今の時点でいろんな顔を持つと思います。そういうふうな評価を受けておるんじゃないかと、自分では思っているところであります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 余り空中戦のようなことをやっても仕方がないんですけれども、先ほども申しましたように、そろそろやっぱり先の10年を考えなくちゃいけないんじゃないかという気持ちの中で申し上げております。

今町長おっしゃいましたように、いろんなポイント、ポイントで顔はできつつあると、だけど、これこそ菊陽町だというそういう象徴的なものがいまだないと。今度総合スポーツセンター、相当な事業になると思うんですが、考えられるならば、もう少しそれにつけ加えて、総合スポーツセンター、アリーナという点もあると思うんです、アリーナ。それから、県の大空港構想であそこに鉄道を空港までつなぐとかという構想もございます。それから、この前、町長がおっしゃられた、行政報告でおっしゃられた野球場の誘致とか、そういったものをやっぱりひっくるめて、本当にここは菊陽町だというシンボリックなところを1つ欲しいなと。私たち西部の方に行きますと、市にはいつなるんだみたいな話がよく出てくるんです。それは簡単なことじゃありません。この前、これも町長おっしゃいましたが、光の森ぐらいなのもう一つできないと、これは市にはなかなかならない。だけど、そこに向けてやるために何をするか。やっぱりにぎわいをつくらなければいけないというふうに思うんです。

今は人口が増えてますけれども、いずれこの人口の頭打ちはやってきます。それから、今若い世代が入ってきてる、その人たちはいずれ今度は福祉の対象者になります。当然、町長も考えていらっしゃると思うんですけども、そういうことを考えると、やっぱり次の10年のにぎわいをどう実現していくかと、そういう意味でぜひ今言ったようなことを総合的に考えて、次の手を打っていただきたいというふうに思っているところです。

簡単に申し上げますと、人口が増えなければ交流人口という手もあると思います。今の光の森ゆめタウンみたいな形ですね。それから、要するにどっかに行けば、そこでいい時間が過ごせる、わくわくするような都市の空間ですね。先ほどは農業の話がありましたけども、都市として考えれば都市としての良質な空間をつくるのも今後の課題じゃないかというふうに思います。

少し自分で演説をしてきたというふうには反省はいたしますが、ぜひそういったことも考えていらっしゃると思いますけれども……

(町長後藤三雄君「よろしいですか」の声あり)

はい、どうぞ。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これからのどうつないでいくかというのは、先ほど菊陽空港線の話も出ましたが、これ交通渋滞、そして子どもたちの通学の道路というのみじゃなくて、これが完成しますと、やはり経済道路として我が町だけではなくて、これを中九州高規格道路までに結びつけますと、非常に県北関係からの熊本空港の方に行くにしましても非常に大事な道路でありまして、またその菊陽空港線の延伸とともに、今国道443号の方も白川を渡るところまでも県の方で進めてきておりますけども、そういう大きな道路の流れというのが非常に将来の発展のためには大事であるということで、そういう意味で原水駅周辺の方の開発を含めたところで、そういうことがきちんとでき上がっていく中で、熊本県内の人口は今年間に1万人ぐらい減ってますけども、そしてうちの今の人口構成から見ましても、着実に高齢化は進むところです。そういうところも将来的に見れば、いろんな課題というのも、特に今武蔵ヶ丘の方の一番高齢化比率の高いところが7町内、8町内ということではありますが、30年もすればまた光の森もそういう時代が来るということも当然将来も見ながら、その中で今後10年間あたりにどういうところが迫ってくるかということも見きわめながら、そしてさらにそういうことありますけども、一方では開発等もきちんと進めながら、そこをやっていけば、まだまだ菊陽町というのは非常に将来性のあるということで考えておりますので、その辺真剣に取り組んで、本当に菊陽町が安全で安心されるような町をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 菊陽町は特殊なところにあると思います、熊本県下ですね。ここ菊陽町あるいはその周辺の自治体が元気になるということは、必ず熊本県が元気になるということにつながるというふうに確信します。特に、その中での菊陽町の位置というのは非常に大事な位置にあるというふうに思いますので、これはもう私たちも含めて職員の皆さんもいろんなことを、今後やっぱり10年先のことを考えていろいろ手を打つべきときに来たんじゃないかということを申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時53分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成30年6月12日（火）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成30年6月15日（金）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成30年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成30年6月15日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 議案第37号 菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第38号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第39号 菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第40号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第41号 菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第42号 平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第43号 平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第8 議案第44号 町道路線の認定について

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

日程第10 発議第2号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）

日程第11 研修報告

日程第12 議員派遣について

日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第45号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 同意第11号 菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 大久保 輝 君

2 番 阪 本 俊 浩 君

3 番 西 本 友 春 君

4 番 那 須 眞 理 子 君

5 番 佐々木 理美子 君

6 番 中 岡 敏 博 君

7 番 吉 本 孝 寿 君

8 番 吉 山 哲 也 君

9 番 北 山 正 樹 君

11 番 石 原 武 義 君

12 番 岩 下 和 高 君

13 番 大 塚 昇 君

14 番 川 俣 鐵 也 君

16 番 小 林 久 美 子 君

17 番 甲 斐 榮 治 君

18 番 渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

15 番 上 田 茂 政 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君
書 記 山 川 真喜子 君
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長 | 上 川 幸 俊 君 | 教 育 部 長 | 安 武 卓 明 君 |
| 総 務 部 長 | 阪 本 浩 徳 君 | 福祉生活部長 | 阪 本 章 三 君 |
| 健康保険部長 | 服 部 誠 也 君 | 経 済 部 長 | 士 野 公 典 君 |
| 土 木 部 長 | 大 山 陽 祐 君 | 会計管理者兼
会 計 課 長 | 市 原 憲 吾 君 |
| 総 務 課 長 | 板 楠 健 次 君 | 総合政策課長 | 中 島 秀 樹 君 |
| 総務部次長兼
財 政 課 長 | 西 本 一 浩 君 | 総務部次長兼
税 務 課 長 | 酒 井 章 彦 君 |
| 人権教育・啓発課長 | 古 賀 直 之 君 | 東部町民センター所長 | 西 本 俊 子 君 |
| 福 祉 課 長 | 相 馬 仙 助 君 | 子育て支援課長 | 内 藤 優 誠 君 |
| 町 民 課 長 | 渡 辺 博 和 君 | 健康・保険課長 | 東 桂一郎 君 |
| 介護保険課長 | 宮 川 照 之 君 | 農 政 課 長 | 山 川 和 徳 君 |
| 商工振興課長 | 川 上 一 弘 君 | 土木部次長兼
建 設 課 長 | 小 野 秀 幸 君 |
| 都市計画課長 | 井 芹 渡 君 | 下 水 道 課 長 | 矢 野 和 幸 君 |
| 環境生活課長 | 丸 山 直 樹 君 | 総務課総務法制係長 | 小 泉 秀 和 君 |
| 学 務 課 長 | 矢 野 信 哉 君 | 生涯学習課長兼
中央公民館長 | 梅 原 浩 司 君 |
| 図 書 館 長 | 川 端 慎 一 君 | 農業委員会事務局長 | 鍋 島 二 郎 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

会議の前に、上田茂政議員から本日欠席の届けが出ておりますので、御報告をいたします。
それでは、本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第37号 菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、議案第37号菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（内藤優誠君） おはようございます。

議案第37号菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容は、放課後児童クラブの放課後児童支援員の資格要件についての改正であります。

3枚目の参考資料を御覧ください。

恐れ入りますが、本条例新旧対照表右側の改正後、案の文字が漏れております。改正後の後に案を御記入いただきますようお願いいたします。

まず、第10条第3項第4号は、「学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものです。これは、現行の学校教育法の規定により学校等の教諭となる資格を有する者であれば、教育職員免許の更新をしなくてはなりません。放課後児童支援員の資格要件には教育職員免許の更新は不要でありますので、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者であれば資格要件があるものとするものです。

それから、同項第10号に、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって町長が適当と認めた者」を新たに加えるものであります。これは、放課後児童クラブの勤務経験は豊富であっても、学歴要件により放課後児童支援員になられない方がおられるため、放課後児童クラブに5年以上勤務している方で町長が適当であると認める場合は放課後児童支援員の資格要件とするものであります。

議案の最初のページに戻っていただいてよろしいでしょうか。一番下の提案理由の上の部分でございます。附則において、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第38号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議案第38号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） おはようございます。

それでは、議案第38号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、介護保険法施行令の一部を改正する政令等が施行されることに伴い、菊陽町介護保険条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

改正の内容につきましては、参考資料を御覧ください。裏面になります。

第2条第6号まで、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることができますが、その特別控除額を規定する現行の介護保険法施行令第38条第4項が今回の改正で削除され、施行令第22条の2第2項に根拠条文が移されましたので、これに伴い、変更するものです。

次に、附則の第4条については、見出しが抜けていましたので、今回加えるものです。

最後に、改正条例に戻っていただき、附則において、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第6号アの改正規定は平成30年8月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第39号 菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、議案第39号菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） それでは、議案第39号菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されることに伴い、菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

改正の内容につきましては、参考資料を御覧ください。

第3条第1項第3号において、地域包括支援センターには主任介護支援専門員を1名置くこととなっています。その主任介護支援専門員について、現行では法施行規則第140条の68第1項に規定する介護支援専門員研修を修了した者となっていますが、その主任介護支援専門員について継続的な資質向上を図る必要があるため、5年経過ごとに更新制度が導入されたことに伴い、そのことを提起している法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員と表記を改めるものです。

次に、表紙の改正条文に戻っていただき、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第40号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議案第40号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

議案第40号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町営住宅条例について、古閑原団地建て替えに伴い、町営住宅の構造、建設年度、戸数の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

参考資料の1ページをお開き願います。この表は、条例第3条、町営住宅の設置の別表でございます。別表の団地名の欄の古閑原団地でございますが、全体戸数12戸のうち、昨年度、残りの8戸を建て替えたことにより、簡易、耐火、平家、昭和43年度、8戸を削除し、平成28年度の下に平成29年度、8戸を追加するものでございます。

なお、この条例は公布日から施行するものでございます。

参考資料の2ページは、古閑原団地の新築12戸ができております現在の配置図でございます。茶色で表示しております部分が昨年度建設しました8戸でございます。青色の斜線部分が廃止します8戸でございます。今年度、解体を予定してるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第41号 菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、議案第41号菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 議案第41号菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由でございますが、原水駅周辺整備工事が平成29年12月に完了したことに伴い、自転車等駐輪場が拡大したため、条例の改正が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。新旧対照表でございますが、左側、現行の名称、原水駅南駐輪場の位置、菊陽町大字原水2189番地4に、原水駅周辺整備事業により原水駅西側の駅前区公民館跡地を一部駐輪場として整備拡大を行ったため、右側、改正後案で2138番地8を追加改正するものでございます。

最後のページを御覧ください。原水駅周辺整備事業の位置図でございます。青色の枠で表示しております部分が旧駐輪場用地で、地番が大字原水2189番地4であります。黄色の枠が駅前区公民館跡地で、地番が大字原水2138番地8で、駐輪場用地として整備拡大したことにより全体が赤色の枠になります。

なお、駐輪施設の台数については、整備前の105台が整備後236台になったものでございます。

それでは、1枚目の議案書に戻っていただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第42号 平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議案第42号平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） おはようございます。

議案第42号平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

町長の提案理由で説明がありましたように、新年度に入って2か月余りしか経過していませんが、急を要するものが生じたので補正をお願いするものであります。

内容につきましては主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。平成30年度一般会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に4,233万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億2,444万3,000円と定めるものです。

2ページをお開きください。2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

8ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金は、被災住宅応急修理負担金を1,267万2,000円計上しています。

項の2県補助金、目の4農林水産業県補助金は、節区分の3農業振興費補助金で説明欄、地域特産物産地づくり支援対策事業補助金を240万円、経営体育成支援事業交付金を363万8,000円、それぞれ計上しています。

下の9ページを御覧ください。款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入

金は2,000万円増額し、計を11億3,000万円としています。

10ページをお開きください。款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を250万円計上しています。

下の11ページを御覧ください。3の歳出になります。増額する主なものを中心に御説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の10地域政策費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で地区一時避難場所施設等整備費補助金を1地区分21万9,000円計上しております。これは、災害時に地区が一時避難場所として利用する施設や防災用備蓄倉庫の整備費用に対するものです。

目の12自治振興費は、節区分の19負担金、補助及び交付金でコミュニティ助成事業補助金を1地区分250万円計上しております。これは自治会のコミュニティ活動に対するもので、財源は全て財団法人自治総合センターの助成金です。

12ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で被災住宅応急修理補助金を1,267万2,000円計上しています。

15ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で説明欄、地域特産物産地づくり支援対策事業補助金を1経営体分240万円、経営体育成支援事業補助金を2経営体分363万8,000円計上しています。

目の8土地改良費は、節区分の13委託料で原水地区用排水路調査設計のため263万6,000円計上しています。

16ページをお開きください。款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費は、節区分の15工事請負費で原水駅北口歩車道境界縁石撤去のため79万8,000円計上しています。

下の17ページを御覧ください。款の9消防費、項の1消防費、目の3消防施設費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で消防施設整備費補助金を一般分504万円増額しています。

目の4防災管理費は、受援計画策定業務事業のため79万8,000円を増額しています。

18ページをお開きください。款の10教育費、項の3中学校費、目の4学校給食費は、武蔵ヶ丘中学校給食用備品を580万円計上しております。

下の19ページを御覧ください。款の14予備費は、調整のため74万6,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第42号の今の18ページの学校給食費の武蔵ヶ丘中の580万円の補

正ですけれども、これは最初の予算のときには予想できなかったのか、その内容についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） おはようございます。

今回、予算計上しておりますのは、武蔵ヶ丘中学校の給食用の食器洗浄機になります。今、お尋ねがありましたように、既存の洗浄機が購入後約15年を過ぎておりまして、老朽化が進み、年度当初になってふぐあいが生じました。そのため、夏休み期間を利用して更新するために今回要求を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 15ページの4番の畜産振興費のところで放牧活用型草原等再生事業補助金というのがありますけれども、これを具体的に少し説明をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

放牧組合というのがございまして、こちらに県補助金で毎年、放牧の事業費として補助金の要求をしております。これで県の方から補助金が決定して来たわけです。その分について増額をしたということでございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 今のことですけれども、ということは草原にまく餌といいますか、そういうのにも活用できるわけですか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 一般的には、放牧する際に病虫害、これを予防する、そういったところに使用してるというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 御質問します。11ページの地域政策費、補助金になりますが、課長が、私どもはこれをいつとき避難場所と表現するんですけれども、一時避難場所施設整備費と発言されて21万9,000円とされていますが、具体的にどのような施設になるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

これにつきましては、対象の施設を一時避難場所施設としてユニットハウスとかプレハブハウスというような簡易なものにしております。それと、備蓄倉庫、これも対象としております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） ページ15ページで補助金の農業振興費で地域特産物産地づくり支援対策ということで、1経営体ということで、すいません、業務とか、そういう内容が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） こちらは、お茶の生産者、これは3戸共同でございます。中刈機という管理する機械ですね、これを購入されるということで3分の1の補助でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第43号 平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第43号平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） それでは、議案第43号平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

それでは、1枚めくって予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額を271万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を23億1,366万6,000円と定めました。

続いて、8ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2その他一般会計繰入金を271万7,000円増額するものです。

次に、下の9ページを御覧ください。歳出について御説明します。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の13委託料を271万7,000円増額するものです。

今回の補正は、高額介護サービス費の自己負担限度額と利用者負担割合が改正され、平成30年8月から施行される予定であり、これに合わせたシステム改修が必要となるため増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第44号 町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第44号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 議案第44号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたしますので、位置図を御覧ください。

①、②の路線は、八久保2号線と八久保3号線であります。場所は、八久保区、町立武蔵ヶ丘北小学校の西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） おはようございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員のうち2名の方が平成30年9月30日をもって任期満了になりますので、再任の候補者として堀川妙子様を、新任の候補者として松本東亞様を推薦するものです。

堀川様は、菊陽町杉並台2丁目10番18号にお住まいで、昭和20年11月20日生まれの72歳でございます。堀川様は、昭和43年4月から平成19年3月まで、熊本県内の高等学校の教諭として教育の振興に御尽力されました。平成18年7月から人権擁護委員として積極的に活動されており、人格及び識見ともに高く、平成30年10月から5期目の再任を候補者としてお願いするものです。

次に、新任の候補者として申し上げます松本様は、菊陽町杉並台2丁目5番11号にお住まいで、昭和27年5月17日生まれの66歳でございます。松本様は、昭和53年4月から平成25年3月まで、菊陽町職員として町の発展に寄与されました。人格及び識見ともに高く、平成30年10月から新たな人権擁護委員としてお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから1人ずつ採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、堀川妙子君を適任とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は堀川妙子君を適任とすることに決定をいたしました。

次に、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、松本東亞君を適任とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は松本東亞君を適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第2号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、発議第2号旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、西本友春君より趣旨の説明をお願いします。

○3番（西本友春君） 皆さんおはようございます。

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

既に皆さん御存じのように、テレビ、ニュースとか、そういうことが今ずっと流れてきております。全国でも国を相手取っての訴訟ということで流れております。また、知事のアンケートによりますと、25の知事が国が補償を検討すべきということと、補償は行わないでいいという回答はゼロということでなっております。また、全国の中におきましても、全国の議会から意見書の提出が相次いでおります。

提案理由といたしまして、昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に、本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は、平成8年に、障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約2万5,000人、このうち本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告されています。本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上、問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきであることを含めて提案いたしました。

各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 研修報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、研修報告について。

これから、閉会中の特定事件の調査について、文教厚生常任委員会で研修されました件について報告をお願いいたします。

文教厚生常任委員長北山正樹君。

○文教厚生常任委員長（北山正樹君） 皆さんおはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会の研修の報告をいたします。

研修の実施日は先月の24、25日の2日間で、研修先はいずれも長崎県の佐々町及び佐世保市の長崎国際大学の2か所を訪問いたしました。

佐々町では、介護予防における包括支援のあり方をテーマに、保健師でもある江田佳子住民福祉課長補佐から説明と質疑を担当していただき、菊陽町からは、文教厚生常任委員会委員6名及び服部健康保険部長及び介護保険課予防係ほか3名の本町行政職員が出席をいたしました。

まず、佐々町の現状のことについてですけれども、介護保険制度の運用の見直しに至る理由についてです。佐々町は、長崎県佐世保市の北に位置する現在人口1万3,792人の町で、人口に占める高齢化率は本町が19.94%に比べ26.8%と、本町と比べ6.86ポイントほど高く、近年ますますの高齢化の進行に伴い、平成21年度時点で介護保険認定率は20.9%にまで達しました。あわせて、介護保険給付も増加をしてきた。背景として、平成22年度までは主として国の方針に従い、介護保険給付を中心に運営してきた結果であったことから、将来に備え、新たな

方針を構築する必要が生じ、改めて介護保険法第4条及び第5条の趣旨を再確認することとなったとのことでした。

介護保険法第4条は、国民にも、介護状態に至ったとしても、その状態から脱する努力が必要なことを定めており、同法第5条は、国民が日常生活を営まれるよう、地方公共団体にも予防等の支援を行うことが定められております。このことから、介護保険を権利として給付する方向から、本人が生活する上で困っている事態の解決を主な目標に事業を行っていく方針に変更した。

具体的には、介護保険申請の窓口はあくまでも介護相談窓口である、をキーワードに、介護給付ありきではなく、生活上、本人が困っていることの解決に結びつく方法を探るための聞き取りを重視して取り組むこととした。以前の介護保険申請窓口では5分余りで受け付けていたようでしたが、生駒市を参考にして作成した佐々町聞き取りシートを活用し、明らかな介護保険給付が必要な人以外は、生活上の実態等の聞き取りを重点的に行い、相手方を訪ねる、訪問するなどを通して申請者の実情の把握に努めるなど、認定にかかわる判断に平均1時間以上をかけて取り組んだ。

また、サービスを利用していない介護認定者への家庭訪問もあわせて行い、サービスの内容と認定者のニーズに乖離がないかどうかについても調査に取り組んだ。その結果、認定者の意識には、念のため、お守りがわり、ひとり暮らしが不安といったものもあり、そもそも認定が必要がない事例もあり、高齢者の生活の実態を把握することには地域での暮らしの実情をしっかりと認識することが必要と判断し、地域と一緒に取組を目的とした地域ケア会議を設立をした。

構成員は、保健師2名、主任介護支援専門員3名、社会福祉士1名、介護支援専門員2名の計8名で構成され、介護保険申請者の生活、希望に合わせて、具体的に生活上、何ができるようになりたいのかなどの意欲の聞き取りを行った上で、申請者の体力改善に励められるよう取組のあり方を変更し、結果的にこれらは生活行為評価という形で導入した。

生活行為評価は、申請者個々人の現状を現出することが可能となり、従来の御用聞きプランではなく、申請者本人の生活希望に合わせた自立できる生活の処方箋を見出していくことにつながった。このことは結果的に、高齢者は増えているにもかかわらず介護保険認定者の低減につながり、今年度、改定後の佐々町の介護保険料は、従前の6,070円から本町とほぼ同額の月々5,726円への値下げとなってあらわれた。

介護予防事業の取組です。高齢者が元気で生き生きと暮らせるためには、運動など何かしらの活動を行ってもらう必要があるため、教室や塾、クラブなどを設置して、軽微な運動や手芸、会話を楽しめる集いや、農作業で得られた農作物を販売するという生きがいがいづくりに取り組んできた。その中には、高齢者ではあるが、より元気な方により弱者の方のサポートをさまざまな立場でボランティアとして参加してもらっている。高齢者は地区で暮らしているし、高齢者の実情と解決には同地区に暮らしているほかのボランティアの気づきやサポートが欠かせ

ない。このことから、公的機関や専門職による支援で、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体などの援助を主体として捉え直すこととした。

介護予防の現場では、各地域での活動を主体として取り組むことにし、地域の理解を求め、意義と内容の説明を繰り返して行っていたが、その際の予防活動の理念としては、対象者が選べる多数なこま、申請者に合った事業展開、住民主体の大らかな発想で柔軟な事業展開、住民同士の刺激を大切に、対象者の生活スタイルをトータルで見詰め直す、ボランティアを巻き込んだ事業展開等々で、生きがい教室、運動個別教室、はつらつ塾、おとこ料理クラブ、カントリークラブ等で事業を展開した。ここには多数のボランティアが介護対象者の介助をサポートしてる。また、ボランティアには1回当たり200円を支給しておりますが、実際には交通費にも満たない額であるとのことでありました。

総括としては、言うはやすし、行いはかたしという言葉がまず念頭に浮かびました。介護方針の変更直後の佐々町では、介護申請窓口でいろいろ聴取され、時間が長引くことに反発する住民はいたであろうし、実情の把握をはじめ、地区からの協力者を募ることや、予防事業を推進していく上で欠かせないボランティアを確保することなど、町、行政の中だけではできない要素が多く含まれており、同制度が実現するまでには幾多の大きな壁を乗り越えてきたものと思われる。しかし、保険制度の運用を変更したそのときから徐々にその効果はあらわれてきて、10年余りたって、その効果は現在大きなものになっている。

本町の介護認定率は佐々町よりも低いんですが、認定者の実数は佐々町501人に対して本町は1,293人に至っており、認定者は佐々町に比べて2倍も存在する。また、対象者に対する職員数も、保健師1.5名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名、介護支援専門員4名の8.5名で、佐々町とほぼ同じ人数です。高齢者でいえば、佐々町は職員1人当たり465人に対し、本町は973人と、本来ならば2倍を超える職員が当たらなければならない数値で、本町の職員は絶対的に少ない。

また、地域から次々とボランティアが出てくるようで、これは当該職員があらゆる場所で説明をしてきたと言っているように、粘り強く地区に足を運び、説明を尽くしてきた結果で、一朝一夕で結論が出てくるものではありません。また、1人の担当者の考え、責任で行えるものでもなく、町行政全体の方針として取り組んだ結果、達成できたものである。

介護保険を取り巻く環境は困難の度を増してきており、これはこれからも増えることはあっても減ることはないことは確実であります。介護保険料を上げ、負担を増やすことは難しく、介護現場の人手不足も差し迫った問題でもあり、今後は介護職員の待遇改善に取り組むことも必須と思います。その先には、国も全体の介護保険給付費の圧縮をせざるを得ない状況でもあり、そもそも介護状態で家族やほかの人に世話になって給付を受けているよりは、元気で好きなことに取り組み、自立した生活が送れる方がいいに決まっています。

介護の予防事業の重要度は切実であり、率先して充実すべき課題であります。佐々町の例によれば、プラン策定から今日までおよそ10年を要したことで分かりますとおり、取り組んだとして

も結果が出てくるまでには数年を要します。本町の33年度から始まる次期の保険料は値上げが見込まれており、佐々町との保険料額は逆転することになる可能性が高く、間に合わないまでも早急に取り組むべきであることを指摘しておきたいと思います。

次に、子ども食堂についてです。長崎国際大学、親子いこいの広場もくもくについてを報告いたします。

説明と質疑は、長崎国際大学助教、数山親子いこいの広場もくもく代表、櫻井英子ながさき子ども食堂ネットワーク等々で、本町からは、文教厚生常任委員6名及び服部健康保険部長が出席をいたしました。

子ども食堂を運営している機関が別々にありますので、おのおのについて触れて報告をいたします。

まず、長崎国際大学の取組についてです。長崎国際大学では、3つのしよくをキーワードに、食、食事を通した子どもの支援、触、触れ合いをテーマに、地域貢献、職、仕事ですね、学生へのキャリアアップ教育をバランスよく取り入れ、食事を通して人々の交流の増進を目標にスタートした。実行のプランと運営は、教授陣の管理のもと、ボランティアの学生を中心に運営をした。参加者は、特に貧困家庭を対象とすることはなく、一般家庭も受け入れ、ほかにホテルのプロの料理人も労務ボランティアとして参加をしている。また、当初、年2回で行う予定であったが、学生ボランティアの数が上回ってしまい、年4回行うことも考慮しているということでした。

次に、親子いこいの広場もくもくでの取組についてです。地域的な背景として、佐世保市は自衛隊や米軍との関係で、ほかの自治体に比べて片親の状態子育てしている世帯が多く、子育ての悩みや課題を抱えている家庭を支えたいという思いからスタートをした。活動の拠点を求めて幾つかの地区を訪れて交渉したが、子ども食堂は貧困家庭の子という固定観念からか、地域のマイナス評価につながることに懸念の声が上がるなど、なかなか特定の地区で評価ができなかったようでございます。認知には広域に活動を広げる必要があるとの思いから、ながさき子ども食堂ネットワークを長崎市、佐世保市、大村市、諫早市、島原市の主要5都市を結んで結成し、交流会を実施するなどして努力をした結果、当初13団体の参加であったものが現在では20団体まで増えているということでした。

また、ネットワークを結成した結果として、金融機関等からも助成を受けられている。食料は、佐世保市や長崎市にある各フードバンクからや、JAからは新米入荷後の1年古米の提供を受けたりと、食料の確保は最大の懸案事項であるが、その時々食料を使って調理することで、ボランティアとして参加してるプロの料理人の料理を見て、参加しているママさんたちが、こんなふうに料理ができるんだ、こんなことができるんだなどとコミュニケーションにつながるなどの効果があり、そのような気づきも評価の一つで捉えているということです。

対象者は親子一緒が原則で、1家族200円を参加費として徴収し、参加者は特に貧困であるかどうかは問わず、来た人は全て受け入れるが、去る人はその理由を詮索しないということに

しているようです。今後の課題としては、食中毒やけがに備えて傷害保険に加入をしているが、活動資金、スタッフ、食料の入手があるということです。

感想からは、子ども食堂という言葉からは、貧困家庭の子どもたちに食事を提供する活動であるかのように私自身は受けておりましたが、子どもに食事をサービスするという観念ではなく、子どもに食事を提供することを接着剤として、ひとり親、多くはひとり親、ママですが、の精神的よりどころ、友達づくりにつながる交流の場の提供をすることを第1の目的としているようです。これは、子育て世代の悩みは直接日々の子育てに結びつくという思いから出てきたもので、孤独になりがちなひとり子育てママが日々の悩みや愚痴を言い合いながら、食事の賄いの中のおしゃべりを通して悩みを解消することに重点が置かれて運営されている。

本町では、新たに移転してきた子育て世代が近くに親族もなく、身内もない中で子育て中の若いパパやママたちがおります。その中では、子育て等に相談できる相手もなく、本町になじみがなく、孤立感を味わいながら奮闘している人も潜在的にはいるかもしれません。今回の例のように、子ども食堂の集いをきっかけとして憩いの場が生まれれば、民間の立場での子育て支援につながる可能性があると思います。思いも志も強かったからと思いますが、都市を結んだネットワークも整備され、思いのほか大変スムーズに進んできたように見受けられました。佐世保市は、長崎国際大学もあり、意欲のある学生も多いようで、ボランティアが不足して回らないという状態ではないようでもあります。主催者の使命感は高いように感じており、本町での展開の際には参考にしたいと思ってまいりました。

とうとうと多くの気づきを得た今回の研修でありました。私たち文教厚生常任委員会と介護保険課の報告は議長に提出してあります。必要と思われる方は、どなたでも閲覧できますので、どうぞお読みになっていただければと思います。

以上をもちまして当委員会の報告といたします。

○議長（渡邊裕之君） 文教厚生常任委員会の研修報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修に議席に配付したとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修への議員派遣については議席に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任をいただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。

町長から追加議案が2件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第2として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

町長の提案理由を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、6月6日から本日までの10日間にわたり、提案いたしま

した全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認または可決いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようお願い申し上げます。

追加提案いたします議案は、議案が1件、同意が1件の合わせて2件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第45号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、生産性向上特別措置法の公布に伴うもので、主な改正点は、中小事業者等が同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等の固定資産税の課税標準に乗じる割合を定めるものであります。

同意第11号は、菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

本年6月16日をもって、代表監査委員の中原輝男様の任期が満了します。再任を依頼しましたが、御本人の退任の意思がかたいため、今回新たに橋本輝也様を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

橋本様は、人格が高潔で、地方自治体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた知識や経験が豊富であり、監査委員として適任でありますので、御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、議案の要旨のみ申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第45号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第1、議案第45号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○総務部次長兼税務課長（酒井章彦君） おはようございます。

議案第45号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、生産性向上特別措置法が6月6日から施行されましたので、菊陽町税条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定された認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等の固定資産税（償却資産）の課税標準に乗ずる割合、地方税法附則第15条第47項のゼロ以上2分の1以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合をゼロとするものです。ゼロとしたのは、ゼロとすることで中小企業者等の設備投資に係る各種補助金の優先採択を受けられるようにするためです。

では、1枚めくっていただき、改正条文をお願いいたします。改正条文の下から5行目、附則をお願いいたします。この条例の施行日でございます。第1条は、生産性向上特別措置法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日、第2条は、平成31年4月1日からしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 同意第11号 菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第2、同意第11号菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） こんにちは。

同意第11号は、菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございます。

先ほどの町長の提案理由と重複しますが、代表監査委員の中原輝男様の任期が本年6月16日をもって満了することに伴い、新たに監査委員を任命したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案いたしますのは、熊本県菊池郡菊陽町大字馬場楠370番地にお住まいの橋本輝也様でございます。生年月日は昭和28年7月28日で、現在、満64歳の男性でございます。橋本輝也様の略歴につきましては、先日皆様にお配りしております関連資料のとおり、昭和47年、1972年4月に熊本県に入庁され、本渡土木事務所をはじめ県内各土木事務所、本庁土木部、それから各地域振興局を歴任されていらっしゃいます。平成22年4月には、天草地域振興局農林水産部漁港課長となられ、平成24年4月からは八代地域振興局土木部工務課長、平成25年4月から県南

広域本部八代地域振興局土木部工務課長を務められております。その後、平成26年3月に熊本県を退職されまして、同年4月からは民間会社に勤務され、現在に至っておるところでございます。

橋本輝也様は、人格が高潔で、地方自治体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた知識や経験が豊富であり、監査委員として適任でございますので、ぜひ御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第11号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第11号は原案のとおり同意されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについて、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成30年第2回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時5分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
にここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 北 山 正 樹

菊陽町議会議員 石 原 武 義

菊 陽 町 議 会 会 議 録
平成30年第2回6月定例会

平成30年6月発行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 渡 邊 裕 之
編集人 菊陽町議会事務局長 高 木 定 伸
印 刷 株式会社 きょうせい九州支社
電 話 (092) 831-0700(代表)

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電 話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919